

# 国分寺市清掃事業概要

令和 6 年度 版

( 令和 5 年度 実績 )



建設環境部 環境対策課

ごみ減量推進課

# 目 次

## I 総 説

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 市の概要                     | 2  |
| (1) 国分寺市の歩み                | 2  |
| (2) 市の位置・面積・地勢             | 3  |
| (3) 国分寺市における廃棄物処理の歴史と時代背景  | 4  |
| 2 清掃行政の概要                  | 7  |
| (1) 事務分掌                   | 7  |
| (2) 職員構成                   | 8  |
| (3) 収集車両等一覧                | 8  |
| (4) 廃棄物処理に関する経費            | 9  |
| (5) 令和5(2023)年度一般廃棄物処理実施計画 | 10 |
| (6) 廃棄物の収集体制               | 22 |
| (7) 廃棄物収集処理の手数料            | 25 |

## II ごみと資源物の現状

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 ごみ・資源物処理の概要         | 27 |
| 2 ごみ・資源物量の推移          | 28 |
| 3 1人1日あたりのごみ・資源物量     | 29 |
| 4 粗大ごみの収集処理           | 30 |
| 5 有価物地域回収事業（集団回収）について | 31 |
| 6 資源物収集               | 33 |
| 7 家庭ごみ有料化について         | 35 |
| 8 事業系一般廃棄物について        | 37 |
| 9 ごみ質分析               | 39 |
| 10 ごみの中間処理状況          | 41 |
| 11 ごみの最終処分            | 42 |
| 12 ごみ処理原価             | 43 |

### Ⅲ リサイクル事業

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 国分寺市のリサイクルに関する基本方針        | 45 |
| 1 3R講座と市民との協働             | 45 |
| 2 リサイクル推進協力店制度            | 45 |
| 3 生ごみ処理機器購入費の助成金交付等       | 45 |
| 4 リサイクル家具の修理販売会           | 45 |
| 5 不用品再利用あっせん              | 48 |
| 6 陶磁器・小型家電・金物類収集事業        | 48 |
| 7 めいぐるみ・かばん・靴・廃食用油の拠点収集   | 49 |
| 8 せん定枝の戸別収集               | 49 |
| 9 リサイクル家具販売会&もったいない食器市の開催 | 49 |
| 10 ごみ分別よろず相談所・ごみ分別説明会の実施  | 49 |
| 11 ごみ分別アプリの導入             | 49 |
| 12 水銀回収キャンペーン             | 50 |

### Ⅳ し尿・浄化槽汚泥

|                    |    |
|--------------------|----|
| 国分寺市のし尿・浄化槽汚泥処理の概要 | 52 |
| 1 収集と運搬            | 52 |
| 2 希釈施設             | 52 |
| 3 し尿・浄化槽汚泥収集量      | 52 |
| 4 し尿・浄化槽汚泥処理原価     | 54 |

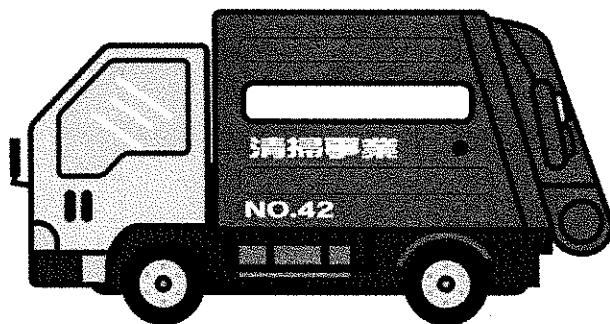
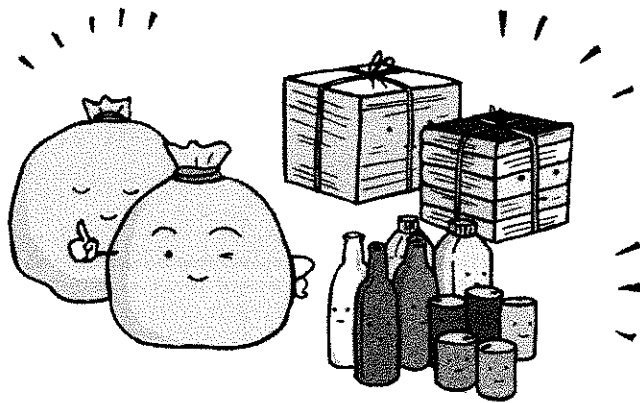
### Ⅴ (仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備の概要 | 56 |
| 1 整備手順                    | 56 |
| 2 整備状況                    | 56 |

|     |    |
|-----|----|
| 資 料 | 57 |
|-----|----|

# I

## 総説

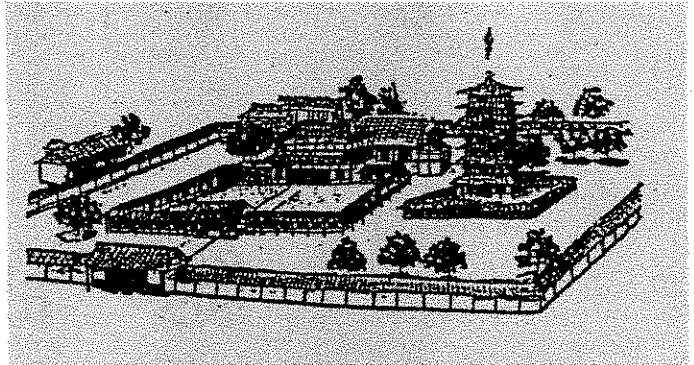


# 1 市の概要

## (1) 国分寺市の歩み

奈良時代の天平13年（741）、当時国府のあった現在の府中市から北方約2.2km、武蔵野台地を背にした平原部（現在の西元町）に東西約0.9km、南北約0.5kmにわたって国分僧寺（金光明四天王護国之寺）の建立が開始された。完成した武蔵国分寺は、諸国の国分寺に比べて群を抜いたものであった。

多摩地方は、国府設置、国分寺建立により、武蔵の政治・文教の中心として経済・交通・文化・産業などあらゆる面で発達し、画期的な繁栄時代を迎えることになった。また鎌倉時代には鎌倉街道が設けられ、恋ヶ窪地域は宿場町としても大いに栄えた。



しかし、偉容を誇った武蔵国分寺も元弘3年（1333）新田義貞が鎌倉に攻め上る途中の戦火によって消失し、それとともに国分寺・恋ヶ窪地域はしだいに農村集落に変化していった。

江戸時代の享保年間（1716～1735）、武蔵野新田開発が大規模に行われ、内藤新田、野中新田などと新田名と呼ばれた大字名の地域は、すべてこの時代に開発されたものである。

明治維新後の変革は、純農村として時代を歩んできた村民の生活環境に大きな影響を与えた。

慶応4年（1868）国分寺村、恋ヶ窪村、内藤新田、戸倉新田、本多新田の5村は品川県に、榎戸新田、野中新田六左右衛門組、平兵衛新田、中藤新田、上谷保新田の5村は菰山県に属することとなり、明治5年（1872）には全村神奈川県に所管となり、明治11年区制が廃止されて郡が設けられると北多摩郡に属することになった。

明治22年、市制・町村制施行により10村が合併し国分寺村が誕生した。同年には甲武鉄道（現在の中央線）が新宿―立川間に開通し国分寺駅が現在地に開設されたことにより、本町・本多地域はしだいに開発されていった。

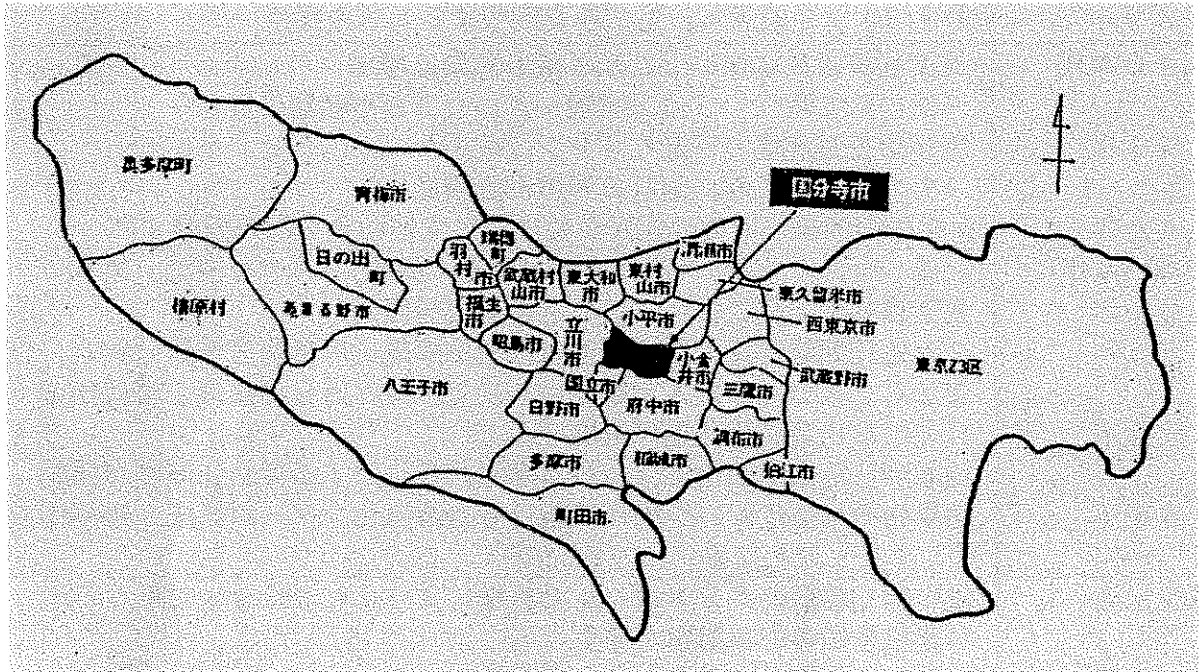
明治26年国分寺村は、東京府に編入され、翌27年、国分寺―東村山間に川越線（現在の西武国分寺線）が開通し、さらに府中へは馬車便が運行するようになった。こうして、めざましい交通機関の発達や東京市民の郊外流出などにより、国分寺の人口も次第に増加してきた。

昭和15年、町制が施行され国分寺町となり、昭和18年、東京府は東京都に改称された。

昭和39年、市制施行により国分寺市となり、平成3年には人口10万人を超え、令和3年8月1日現在、約12万8千人の人口を有しており、国分寺崖線や用水路など緑や水が豊かで、史跡武蔵国分寺跡をはじめ歴史遺産の多い住宅都市を形成している。

## (2) 市の位置・面積・地勢

国分寺市は、東京都のほぼ中央に位置し、東は小金井市、南は府中市、国立市、西は立川市、北は小平市に接している。



市制施行日 昭和 39 年 11 月 3 日（都内 14 番目）

位置 東経 約 139 度 28 分 ・ 北緯 約 35 度 42 分

面積 11.46 k m<sup>2</sup>

東西 約 5.68 k m

南北 約 3.86 k m

海拔 最高約 92m（西町五丁目・けやき台付近）、最低約 55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）

地形 市域の大部分を占める高台状の平坦地である武蔵野台地と、急な崖（国分寺崖線）を境に一段と低い立川台地、および高台を刻んで流れる野川上流の谷で構成されている。

国分寺崖線は、太古、立川台地の形成期に多摩川が武蔵野台地を侵食してできた侵食崖で、上流は武蔵村山市残堀付近から始まり、市内西町五丁目（高さ約 5m）、光町一丁目（高さ約 11m）、西元町（高さ約 12m）及び東元町一丁目と南町の境（高さ約 16m）へと続き、さらに野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近までのびている。

地質 海底時代、陸北時代、武蔵野台地形成時代、立川台地形成時代を経て現在の地盤ができ、表土から下へ関東ローム層、砂れき層、そして、岩盤（連光寺互層）となっている。

### (3) 国分寺市における廃棄物処理の歴史と時代背景

| 年 代                                                                                             | 時代背景と市の廃棄物対策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 20 年代<br>28 年                                                                                | 戦後、都内から人口が大量に流入する<br>リヤカー、手押し車による各戸収集開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 昭和 30 年代<br><br>31 年<br>39 年                                                                    | 燃料としていた木（まき）から発生した灰や生ごみは、たい肥の原料として自家<br>処理や引取りをされていた<br>処理能力日量 7 トンの焼却炉が完成<br>ポリバケツを設置し、生ごみを回収する方式を採用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 昭和 40 年代<br><br>41 年<br><br>46 年                                                                | 高度経済成長に伴い、ごみの量も急激に増加<br>「使い捨て時代」・「公害問題」という言葉が話題になる<br>焼却炉を処理能力日量 40 トンに改造<br>「もやせないごみ」回収の専用缶を設置<br>浄化槽の清掃作業費の住民負担に対して補助金交付を開始する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 昭和 50・60 年代<br>50 年<br>55 年<br><br>59 年<br><br>60 年                                             | 石油ショック以後、「使い捨て」から「節約」「リサイクル」時代へ<br>生活様式の変化に伴い、粗大ごみ収集を開始<br>ごみ処理問題解決のため「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」（当時 25 市 2<br>町、人口 322 万人で構成）が設立。最終処分場建設の検討開始<br>日の出町に最終処分場が開場<br>地域の自治会や団体で行われる資源回収に対する奨励金制度が開始<br>廃棄物の増加に伴い、現在の国分寺市清掃センターが完成、処理能力も日量 140<br>トンとなる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 平成 3 年<br>5 年<br><br>6 年<br>7 年<br>10 年<br><br>11 年<br><br>12 年<br><br>13 年<br>14 年<br><br>15 年 | 使い捨て容器やペットボトルの急増により、もやせないごみが急増<br>容器包装類のごみ問題が発生<br>生ごみ・たい肥化容器のあっせんを開始<br>ごみ減量・リサイクルのため、通常のごみとして回収してきた「新聞、雑<br>誌、ダンボール、牛乳パック、布」「ビン、カン」を決められた資源回収日<br>に出す方法を市の西側地区（市全体の約 1/2）で開始した<br>市と業者が共同開発した生ごみ処理機のあっせん開始<br>全市に「資源物収集」が拡大（7 月 24 日）<br>事業系一般廃棄物の全面有料化（7 月 1 日）<br>下水道供用開始 3 年経過後の地区について、し尿汲み取り有料化（7 月 1 日）<br>し尿中継槽をし尿処理施設に改造し、下水道へ希釈放流を開始（11 月）<br>チップパー機を購入し、せん定枝をたい肥として資源化を始める（11 月）<br>ペットボトルの拠点収集を開始（3 月）<br>「有害ごみの日」を新設し、乾電池・スプレー缶を別収集とした（9 月 25 日）<br>モデル地域（新町一・二丁目）における、資源プラスチックの分別収集開始（12<br>月）<br>「国分寺市ごみ処理施設ダイオキシン類削減対策工事」平成 12 年度分事業を施行<br>する<br>家電リサイクル法施行（4 月 1 日）「テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機」<br>資源プラスチックの分別収集を市内全域で開始（1 月）<br>国分寺市ごみ処理施設ダイオキシン類削減対策工事完了（3 月）<br>清化園衛生組合解散（3 月）<br>PC リサイクル法施行（10 月 1 日）「パーソナルコンピュータ」 |

| 年 代     | 時代背景と市の廃棄物対策                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 16 年 | もやせるごみ・資源物（紙・衣類）収集業務（一部）委託（3月）                                                                                                                                                                                                                              |
| 17 年    | 粗大ごみ有料化開始（10月）                                                                                                                                                                                                                                              |
| 18 年    | 「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」を「東京たま広域資源循環組合」に名称変更（4月）（平成 24 年 1 月 1 日現在、25 市 1 町、人口約 404 万人、世帯数約 182 万世帯、区域面積約 727 平方キロメートル）                                                                                                                                          |
| 19 年    | 日の出町の二ツ塚最終処分場において、エコセメント施設の稼働開始（7月）<br>戸別収集開始（1月 15 日）                                                                                                                                                                                                      |
| 22 年    | もやせるごみ・資源物（紙・衣類）収集業務の全面委託（1月）<br>高齢や障害等でごみ出しが困難な世帯を対象に、ふれあい訪問収集開始（1月）<br>新たに月量 100 t 処理可能のチップ機を導入（9月）<br>給食残さのたい肥化を小学校 10 校に拡大（9月）<br>事業系ごみ持込手数料の改定（10月 1 日）                                                                                                |
| 23 年    | 東日本大震災の発生（3月）に伴い、清掃センターの節電対策（3月）を実施。<br>焼却施設運転管理業務の全面委託（4月）<br>せん定枝の戸別収集（電話申込）を開始（4月）<br>焼却灰や排ガスの放射性物質濃度の測定を開始（7月）                                                                                                                                          |
| 24 年    | 給食残さのたい肥化を公設保育園（6施設）に拡大（4月）<br>陶磁器の拠点収集を清掃センター及びストックヤードで開始（8月）<br>小型家電・金物類の拠点収集を清掃センターで開始（10月）                                                                                                                                                              |
| 25 年    | 陶磁器・金物類の拠点収集を公民館及び地域センターなどで開始（2月）<br>小型家電の拠点収集を公民館及び地域センターなどで開始（3月）<br>小型家電リサイクル法施行（4月 1 日）<br>収集品目及び収集頻度を見直し（4月）<br>粗大ごみ受付業務及び収集運搬業務の全面委託（4月）<br>10 世帯以上を対象とする生ごみの拠点収集によるたい肥化事業を開始（5月）<br>家庭系もやせるごみ・もやせないごみの有料化開始（6月 1 日）<br>し尿処理手数料の改定（6月 1 日）            |
| 26 年    | 「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」の締結（1月 16 日）<br>日野市・国分寺市・小金井市の 3 市による可燃ごみ共同処理事業として新たな焼却施設の建設等を準備する「新可燃ごみ処理施設建設準備室」を設立（2月 1 日）<br>清掃センターを拠点とした生ごみたい肥化事業（個人登録）、ぬいぐるみ・かばん・靴・ベルト・廃食用油の拠点収集を開始（3月）<br>ぬいぐるみ・かばん・靴・ベルト・廃食用油の公共施設での臨時拠点収集と「分別よろず相談所」を開始（11月） |
| 27 年    | ごみ分別アプリの配信開始（3月）<br>資源物持ち去り行為禁止を条例に規定し施行（4月 1 日）<br>第二・第四小学校にて生ごみと廃食用油の拠点収集を開始（5月）                                                                                                                                                                          |
| 28 年    | 日野市・国分寺市・小金井市の 3 市による新可燃ごみ処理施設建設のための「浅川清流環境組合」を設立（7月 1 日）<br>宅配によるパソコン回収を開始（7月 1 日）                                                                                                                                                                         |
| 29 年    | 電気式生ごみ処理機から出る乾燥生成物の戸別収集を開始（9月）<br>せん定枝の戸別収集の申込み受付及び収集運搬業務の委託化（4月）<br>し尿収集運搬業務の委託化（4月）<br>粗大ごみ受付業務で市ホームページからのインターネット申込みを開始（5月 1 日）                                                                                                                           |
| 30 年    | せん定枝の資源化業務の委託化開始（4月）                                                                                                                                                                                                                                        |



|      |                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年 | 本多公民館にて生ごみと廃食用油の拠点収集を開始（7月）<br>浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の試行運転開始に伴い、もやせるごみの搬入を開始（12月19日）                                            |
| 2年   | 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設本格稼働（4月）<br>事業系ごみ持込手数料の改定（4月1日）<br>ペットボトルの戸別収集開始（7月1日）<br>新型コロナウイルス感染症環境対策給付金を家庭ごみ収集運搬、処理委託業務を担う従事者に給付（7月） |
| 3年   | せん定枝の戸別収集開始（4月1日）                                                                                                          |
| 4年   | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を家庭系市指定収集袋作成等事業者、ごみ・し尿収集運搬事業者に交付（2月）                                                                |
| 5年   | 湖南衛生組合（武蔵村山市）に加入し、し尿の共同処理（立川市・武蔵野市・小金井市・小平市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市の7市で構成）を開始（4月1日）                                                |
| 6年   | 清掃センター事務所棟の解体に伴い、ごみ・資源物の持込みは休止（4月1日）<br>し尿希釈施設を解体（3月）                                                                      |

## 2 清掃行政の概要

### (1) 事務分掌

令和6年3月31日現在

| 部     | 課       | 係       | 事務分掌                                                                                                                                                             |
|-------|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設環境部 | 環境対策課   | 庶務係     | (1) 清掃事業の計画及び整備に関すること。<br>(2) 一般廃棄物処理業に関すること。<br>(3) 廃棄物処理手数料に関すること。<br>(4) し尿浄化槽に関すること。<br>(5) 希釈放流施設の維持管理に関すること。<br>(6) 清掃意識の啓発及び指導に関すること。<br>(7) 課内の庶務に関すること。 |
|       |         | 収集係     | (1) 廃棄物の収集に関すること。<br>(2) 収集車の管理及び運行に関すること。<br>(3) 清掃センターの収集関係施設の維持管理に関すること。<br>(4) 動物の死体処理に関すること。<br>(5) 不法投棄に関すること。<br>(6) ふれあい訪問収集に関すること。                      |
|       |         | 清掃施設係   | (1) 清掃センターの廃棄物処理施設の管理運営に関すること。<br>(2) 廃棄物処理施設の安全管理に関すること。<br>(3) 廃棄物の焼却等処理に関すること。<br>(4) 東京たま広域資源循環組合に関すること。<br>(5) 浅川清流環境組合に関すること。<br>(6) リサイクルセンターの建設に関すること。   |
|       | 清掃施設担当  |         | (1) 清掃施設の整備及び保全に関すること。<br>(2) リサイクルセンターの建設に関すること。                                                                                                                |
|       | ごみ減量推進課 | ごみ減量推進係 | (1) 廃棄物の減量及び減容に関すること。<br>(2) リサイクル事業に関すること。<br>(3) リサイクル関連設備の整備に関すること。                                                                                           |

## (2) 職員構成

令和6年3月31日現在

|           | 計  | 建設環境部(清掃関連)  |              |        |              |
|-----------|----|--------------|--------------|--------|--------------|
| 部長        | 1  | 1            |              |        |              |
| 課長        | 3  | 環境対策課        |              | 清掃施設担当 | ごみ減量推進課      |
|           |    | 1            |              | 1      | 1            |
| 係長        | 4  | 庶務係          | 収集係          | 清掃施設係  | ごみ減量推進係      |
|           |    | 1            | 1            | 1      | 1            |
| 一般職       | 10 | 5<br>(再任用含む) | 1            | 2      | 2            |
| 技能<br>労務職 | 13 |              | 6<br>(再任用含む) |        | 7<br>(再任用含む) |

合計 31 名

※その他、浅川清流環境組合(平成27年7月1日設立) 4名派遣

## (3) 収集車両等一覧

令和6年3月31日現在

| 種 類           | 使 用 用 途                          | 保 有 台 数 |
|---------------|----------------------------------|---------|
| 箱 車<br>(ダンプ車) | 資源物(陶磁器他)収集                      | 3台      |
| じん芥車          | 資源物(せん定枝他)等収集                    | 1台      |
| 軽自動車          | 不法投棄等パトロール<br>市民要望対応業務<br>ふれあい収集 | 5台      |
| 指 導 車         | 清掃指導員による現場指導                     | 2台      |
| ショベルローダー      | 資源物の分別作業                         | 3台      |
| フォークリフト       | 資源物の分別作業                         | 3台      |

#### (4) 廃棄物処理に関する経費

##### 清 掃 費 の 推 移 (決 算)

単位：円

| 年度<br>区分           | 31             | 2              | 3              | 4              | 5              |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 清掃総務費              | 379,907,958    | 346,044,795    | 319,414,537    | 310,328,363    | 309,940,509    |
| 塵芥処理費              | 2,626,631,779  | 2,355,824,034  | 2,350,770,752  | 2,395,992,243  | 2,721,532,591  |
| し尿処理費              | 36,945,208     | 44,350,641     | 39,840,599     | 37,254,675     | 232,235,427    |
| 清掃費合計              | 3,043,484,945  | 2,746,219,470  | 2,710,025,888  | 2,743,575,281  | 3,263,708,527  |
| 一般会計<br>(支出済額)     | 47,208,774,709 | 61,992,877,270 | 56,465,640,425 | 54,213,942,033 | 59,826,565,395 |
| 一般会計に占<br>める割合 (%) | 6.4            | 4.4            | 4.8            | 5.1            | 5.5            |
| 人口 (人)             | 125,881        | 127,272        | 128,011        | 128,691        | 129,007        |
| 世帯 (戸)             | 61,727         | 62,747         | 63,248         | 63,862         | 64,268         |
| 清掃費の市民<br>一人あたりの額  | 24,177         | 21,578         | 21,170         | 21,319         | 25,299         |
| 清掃費の一世帯<br>あたりの額   | 49,306         | 43,767         | 42,848         | 42,961         | 50,783         |

※世帯・人口は翌年4月1日現在

※平成31年度決算額に災害対策費837,760円を含む

#### 令和5年度清掃費予算(当初)

(歳入) 単位：千円

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 塵芥処理手数料           | 405,248    |
| し尿処理手数料           | 4,849      |
| 清掃手数料             | 220        |
| ごみ・し尿に係る<br>手数料合計 | 410,317    |
| 一 般 会 計           | 56,092,621 |
| 一般会計に占める<br>割 合   | 0.7%       |

(歳出) 単位：千円

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 清掃総務費           | 333,112    |
| 塵芥処理費           | 2,910,533  |
| し尿処理費           | 235,873    |
| 清掃費合計           | 3,479,518  |
| 一 般 会 計         | 56,092,621 |
| 一般会計に占める<br>割 合 | 6.2%       |

## (5) 令和5(2023)年度一般廃棄物処理実施計画

### 1 一般廃棄物の排出状況

#### (1) 計画区域

国分寺市全域とする。

#### (2) 計画期間

令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで

#### (3) 一般廃棄物の排出量

(年 間)

| 一般廃棄物の種類     |         | 令和4(2022)年度<br>実績値 | 令和5(2023)年度<br>計画量(目標値) | 合 計     |
|--------------|---------|--------------------|-------------------------|---------|
| ごみ・資源物<br>総量 | 家庭系ごみ   | 25,638t            | 24,424t                 | 29,390t |
|              | もやせるごみ  | 12,855t            | 13,540t                 |         |
|              | もやせないごみ | 1,615t             | 1,567t                  |         |
|              | 粗大ごみ    | 1,034t             | 730t                    |         |
|              | 有害ごみ    | 42t                | 36t                     |         |
|              | 資源物     | 10,092t            | 8,551t                  |         |
|              | 事業系ごみ   | 2,776t             | 2,181t                  |         |
|              | 集団回収    | 2,839t             | 2,785t                  |         |
| 1人1日<br>当たり  | 家庭系ごみ   | 546.9g/人・日         | 545.5g/人・日              |         |
|              | もやせるごみ  | 274.2g/人・日         | 302.4g/人・日              |         |
|              | もやせないごみ | 34.5g/人・日          | 35.0g/人・日               |         |
|              | 粗大ごみ    | 22.1g/人・日          | 16.3g/人・日               |         |
|              | 有害ごみ    | 0.9g/人・日           | 0.8g/人・日                |         |
|              | 資源物     | 215.3g/人・日         | 191.0g/人・日              |         |
|              | 事業系ごみ   | 7.6t/日             | 5.96t/日                 |         |
|              | 1人1日当たり | 59.2g/人・日          | 48.7g/人・日               |         |
|              | 集団回収    | 60.6g/人・日          | 62.2g/人・日               |         |
| 焼却量          |         | 17,530t            | 17,493t                 |         |
| 資源化量(処理後)    |         | 15,269t            | 13,522t                 |         |
| リサイクル率       |         | 48.9%              | 46.0%                   |         |
| 最終処分量        |         | 0t                 | 0t                      |         |
| し尿           |         | 106kL              | 140kL                   | 220kL   |
| 浄化槽汚泥        |         | 60kL               | 80kL                    |         |
| 動物の死体        |         | 56体                | 90体                     |         |

※本実施計画では、令和4(2022)年度実績値については、令和4(2022)年10月1日現在の人口(128,435人)で、令和5(2023)年度計画量(目標値)については、国分寺市一般廃棄物処理基本計画の目標値で算出している。

## 2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

### (1) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、次の分別区分により減量・資源化を図るものとし、排出にあたっては分別区分を遵守し、処理の適正化を推進する。

| 種 類         | 収集・運搬主体         | 中間処理                |                   | 最終処分        |      |
|-------------|-----------------|---------------------|-------------------|-------------|------|
|             |                 | 処理主体                | 処理方法              | 処理主体        | 処理方法 |
| もやせるごみ      | ・市(委託)<br>・排出者  | ・浅川清流環境組合           | 焼却<br>資源化         | —           | —    |
| もやせないごみ     | ・市(委託)<br>・排出者  | ・市(委託)<br>・浅川清流環境組合 | 破碎、焼却<br>資源化      | —           | —    |
| 粗 大 ご み     | ・市(委託)<br>・排出者  | ・市(委託)<br>・浅川清流環境組合 | 破碎、資源化<br>リユース、焼却 | —           | —    |
| 有 害 ご み     | ・市(委託)<br>・排出者  | ・市(委託)              | 資源化               | —           | —    |
| 資<br>源<br>物 | 紙類              | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | 衣類・布類           | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | ビン              | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | カン              | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | ペットボトル          | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | 資源プラスチック        | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | せん定枝            | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | たい肥化生ごみ         | ・市(委託)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | 陶磁器             | ・市(直営)<br>・排出者      | ・市(直営・委託)         | 資源化<br>リユース | —    |
|             | 小型家電            | ・市(直営)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | 金物類             | ・市(直営)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |
|             | 靴・かばん・ベルト・ぬいぐるみ | ・市(直営)<br>・排出者      | ・市(委託)            | 資源化         | —    |

|  |       |                |         |     |   |    |
|--|-------|----------------|---------|-----|---|----|
|  | 廃食用油  | ・市(直営)<br>・排出者 | ・市(委託)  | 資源化 | — | —  |
|  | し尿    | ・市(委託)         | ・湖南衛生組合 | 希釈  | — | 放流 |
|  | 浄化槽汚泥 | ・市(許可業者)       | ・湖南衛生組合 | 希釈  | — | 放流 |

## (2) 事業系ごみ

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は減量・資源化に努め、1日の排出量 10 kg以上の事業者については、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

| 種 類              | 収集・運搬主体                    | 中間処理                           |           | 最終処分 |      |
|------------------|----------------------------|--------------------------------|-----------|------|------|
|                  |                            | 処理主体                           | 処理方法      | 処理主体 | 処理方法 |
| もやせるごみ           | ・市(委託)<br>・排出者<br>・市(許可業者) | ・浅川清流環境組合<br>・事業系一般廃棄物<br>処理施設 | 焼却<br>資源化 | —    | —    |
| もやせないごみ          | ・市(委託)                     | ・市(委託)                         | 破碎<br>資源化 | —    | —    |
| 有 害 ご み          | ・市(委託)                     | ・市(委託)                         | 資源化       | —    | —    |
| 資<br>源<br>ご<br>み | 紙 類                        | ・市(委託)                         | ・市(委託)    | 資源化  | —    |
|                  | ビン・カン                      | ・市(委託)                         | ・市(委託)    | 資源化  | —    |
|                  | ペットボトル                     | ・市(委託)                         | ・市(委託)    | 資源化  | —    |
|                  | 資源プラスチック                   | ・市(委託)                         | ・市(委託)    | 資源化  | —    |
|                  | し尿                         | ・市(委託)                         | ・湖南衛生組合   | 希釈   | —    |
|                  | 浄化槽汚泥                      | ・市(許可業者)                       | ・湖南衛生組合   | 希釈   | —    |

## (3) その他

| 種 類  | 収集・運搬主体 | 中間処理   |      | 最終処分 |      |
|------|---------|--------|------|------|------|
|      |         | 処理主体   | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 |
| 動物死体 | ・市(直営)  | ・市(委託) | 火葬   | —    | —    |

※公共施設等における動物死体については、管理者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

### 3 ごみ処理実施計画

#### (1) 分別区分及び収集方法等

##### ア 家庭系ごみ

| 種 類             | 収集回数     | 排出方法                                   | 収集方法等     |
|-----------------|----------|----------------------------------------|-----------|
| もやせるごみ          | 週 2 回    | 市指定収集袋(黄色)で排出                          | 戸別収集      |
| もやせないごみ         | 隔 週      | 市指定収集袋(藤色)で排出                          | 戸別収集      |
| 粗大ごみ            | 随 時      | 処理券を貼付して排出                             | 申込による戸別収集 |
| 有害ごみ            | 4 週に 1 回 | 透明・半透明の袋で排出                            | 戸別収集      |
| 紙類              | 隔 週      | ひもで縛るか紙袋か半透明の袋で排出                      | 戸別収集      |
| 衣類・布類           | 隔 週      | ひもで縛るか透明・半透明の袋で排出                      | 戸別収集      |
| ビン              | 隔 週      | 各自用意した専用容器で袋に入れずに排出                    | 戸別収集      |
| カン              | 隔 週      | 各自用意した専用容器で袋に入れずに排出                    | 戸別収集      |
| ペットボトル          | 隔 週      | キャップ・ラベルを取って、つぶして各自用意した容器又は透明・半透明の袋で排出 | 戸別収集      |
| 資源プラスチック        | 週 1 回    | 透明・半透明の袋で排出                            | 戸別収集      |
| せん定枝            | 隔 週      | 枝木を束ね、小枝の場合は透明・半透明袋に入れて排出              | 戸別収集      |
| 落ち葉・下草          | 隔 週      | 透明・半透明の袋で排出                            | 戸別収集      |
| たい肥化生ごみ         | 週 2 回    | 各施設の専用回収容器に入れる                         | 登録制拠点収集   |
| 陶磁器             | 随 時      | 各施設の専用回収容器に入れる                         | 拠点収集      |
| 小型家電            | 随 時      | 各施設の専用回収容器に入れる                         | 拠点収集      |
| 金属類             | 随 時      | 各施設の専用回収容器に入れる                         | 拠点収集      |
| 靴・かばん・ベルト・ぬいぐるみ | 随 時      | 各施設の専用回収容器に入れる                         | 拠点収集      |
| 廃食用油            | 週 2 回    | ペットボトルなど容器に入れ排出                        | 拠点収集      |

##### イ 事業系ごみ（1日の排出量が10kg未満の事業者）

| 種 類      | 収集回数     | 排出方法             | 収集方法等 |
|----------|----------|------------------|-------|
| もやせるごみ   | 週 2 回    | 事業系市指定収集袋(赤色)で排出 | 戸別収集  |
| もやせないごみ  | 隔 週      | 事業系市指定収集袋(黄色)で排出 | 戸別収集  |
| 有 害 ご み  | 4 週に 1 回 | 事業系市指定収集袋(黄色)で排出 | 戸別収集  |
| 紙 類      | 隔 週      | ひもで縛って排出         | 戸別収集  |
| ビン・カン    | 隔 週      | 専用容器で袋に入れずに排出    | 戸別収集  |
| ペットボトル   | 隔 週      | 事業系市指定収集袋(黄色)で排出 | 戸別収集  |
| 資源プラスチック | 週 1 回    | 事業系市指定収集袋(黄色)で排出 | 戸別収集  |



ウ その他

| 種 類   | 収集方法等 |
|-------|-------|
| 動物の死体 | 随時収集  |

(2) 市が処理できないごみ

| 区分                                                        | 品目の例示                                                                                                                                                        | 排出方法                         |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 排出禁止物                                                     | ピアノ・電子オルガン・コンクリートガラ・石・土砂・粘土・物置・木の根・自動車・バイク・バッテリー・消火器・ガスボンベ・オイル・廃油・塗料（ペンキ等）・農薬・介護用ベッド・ボウリングの球・耐火金庫・浴槽・便器・サーフボード・車・バイク用品・たたみ・仏壇・瓦ブロック・スプリング入りマットレス・ドラム缶レンガ・タイル | 指定収集運搬業者や購入する販売店等に引き取りを依頼する。 |
| 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき、特定家庭用機器に政令で指定された機械器具        | ユニット型エアコンディショナー（ウィンド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る）・テレビジョン受信機（液晶・プラズマ・ブラウン管形式のものに限る）・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機                         | 排出者が購入した小売業者に引き取りを依頼する。      |
| 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、「指定再資源化製品」に政令で指定されている製品 | パーソナルコンピュータ                                                                                                                                                  | 宅配便を活用した回収または各メーカーに直接依頼する。   |

(3) 清掃センターの概要（焼却処理施設については休止中）

| 区 分       | 内 容                                              |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 所 在 地     | 東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目9番地8                               |
| 敷地面積・用途地域 | 11,310 m <sup>2</sup> 第二種住居地域（一部 第一種低層住居専用地域を含む） |
| 建設面積・延床面積 | 2,454 m <sup>2</sup> （工場棟）・5,605 m <sup>2</sup>  |
| 建 設 年 月   | 着工：昭和58(1983)年7月 竣工：昭和60(1985)年10月               |
| 処 理 方 法   | （焼却処理施設：全連続燃焼式）休止中、破碎処理施設：剪断式                    |
| 処 理 能 力   | （焼却処理施設：70 t/日×2基）休止中<br>破碎処理施設：30 t/5H×1基       |
| 処 理 対 象   | もやせるごみ（休止中）、もやせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ                |

## (4) スtockヤードの概要

| 区 分       | 内 容                                      |
|-----------|------------------------------------------|
| 所 在 地     | 東京都国分寺市西元町二丁目9番6号                        |
| 敷地面積・用途地域 | 980,34 m <sup>2</sup>                    |
| 建設面積・延床面積 | 145.8 m <sup>2</sup> ・243 m <sup>2</sup> |
| 建 設 年 月   | 着工：平成15(2003)年10月 竣工：平成16(2004)年3月       |
| 処 理 方 法   | 選別作業                                     |
| 処 理 能 力   | 4.4 t/日 (250 日)                          |
| 処 理 対 象   | ビン                                       |

## (5) 可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合）の概要

## 焼却処理施設

| 区 分       | 内 容                                           |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 所 在 地     | 東京都日野市石田一丁目210番地の2                            |
| 建設面積・延床面積 | 約5,180 m <sup>2</sup> ・約14,920 m <sup>2</sup> |
| 建 設 年 月   | 着工：平成29(2017)年11月 竣工：令和2(2020)年3月             |
| 処 理 方 法   | 全連続燃焼式（ストーカ炉）                                 |
| 処 理 能 力   | 114 t/日×2基                                    |
| 処 理 対 象   | もやせるごみ                                        |

## (6) 市の委託による処理施設

| 施設名             | 所在地            | 計画量                      | 処理対象                                                         | 処理後                           |
|-----------------|----------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ガラス・リソーシング株式会社  | 千葉県銚子市春日町740-1 | 廃ガラス・陶磁器：108t<br>ビン：400t | 廃ガラス・陶磁器（もやせないごみより選別したガラス類、陶磁器、鏡）・ビン（その他の色・容器包装リサイクル法に基づくもの） | リサイクル<br>ガラス造粒<br>砂           |
| J & T環境株式会社     | 千葉県千葉市中央区川崎町1  | 200t                     | 廃プラスチック（もやせないごみ及び資源プラスチックより選別した硬質プラスチックの細粒屑）                 | スラグ・メ<br>タル回収<br>ガス精製         |
| J F Eプラリソース株式会社 | 神奈川県川崎区水江町5番地1 | 1,970t                   | 容器包装プラスチック（容器包装リサイクル法に基づくもの）                                 | コークス<br>コークス炉<br>ガス・炭化<br>水素油 |

|                       |                                  |                                                                                                                 |                                                                     |                                             |
|-----------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 株式会社山一商会              | 神奈川県相模<br>原市中央区南<br>橋本3-7-14     | 574t                                                                                                            | ビン（無色・茶色）<br>（容器包装リサイクル<br>法に基づくもの）                                 | カレット                                        |
| 高根商事株式会社<br>（エルデガーデン） | 東京都瑞穂町駒<br>形富士山86-1              | 853t                                                                                                            | 給食残さ、生ごみ<br>せん定枝、落葉・下<br>草                                          | たい肥                                         |
| 株式会社レック               | 東京都府中市四<br>谷6-38-8               | 790 t                                                                                                           | せん定枝、落葉・下<br>草                                                      | 資源化（バ<br>イオマス燃<br>料）                        |
| 株式会社青木商店              | 埼玉県新座市<br>中野1-1-28               | アルミ缶プレス176t、その他アル<br>ミ類60 t、スチール缶プレス133<br>t、粗大鉄250 t、その他鉄類<br>110 t、銅類0.5 t、真鍮類1.5<br>t、錫類0.05t、廃バッテリー0.2<br>t | アルミ缶プレス、その他<br>アルミ類、スチール缶プ<br>レス、粗大鉄、その他鉄<br>類、銅類、真鍮類、錫<br>類、廃バッテリー | 品目毎に解<br>体、選別、圧<br>縮：鍛錬メー<br>カー、金属屑<br>商社等へ |
| 株式会社リーテム              | 東京都千代田<br>区外神田三丁<br>目6番10号       | 小型電子機器 206 t                                                                                                    | 小型電子機器 94 品目                                                        | 小型家電リ<br>サイクル法<br>に基づき再<br>資源化              |
| 長沼商事株式会社              | 埼玉県所沢市<br>林1-360-7               | 炭酸ガスカートリッジ：420 kg<br>ライター：2,000 kg<br>スプレー缶：30,800 kg                                                           | 炭酸ガスカートリッ<br>ジ<br>ライター<br>スプレー缶                                     | 可燃ガスの<br>無 害 化 回<br>収、製鋼所<br>へ              |
| 協栄産業株式会社              | 栃木県小山市<br>城東2-32-17              | 300t                                                                                                            | ペ ッ ト ボ ト ル<br>（容器包装リサイクル<br>法に基づくもの）                               | ペレット・<br>フレーク                               |
| 株式会社カツタ               | 茨城県ひたち<br>な か 市 高 野<br>1968 番地 2 | もやせないごみ 24 t<br>不燃性粗大ごみ 48t                                                                                     | もやせないごみ、不<br>燃性粗大ごみ（チャ<br>イルドシート、ベ<br>ビーカー等）                        | スラグ・メ<br>タル回収                               |
| 株式会社市川環境エ<br>ンジニアリング  | 千葉県市川市<br>加藤新田 212<br>番地         | 72t                                                                                                             | 布団                                                                  | RPF（固形燃<br>料）                               |
| 野村興産株式会社              | 北海道北見市<br>留辺蘂町富士<br>見 217-1      | 廃乾電池：32 t<br>廃蛍光管：14 t                                                                                          | 廃乾電池、廃蛍光管                                                           | アルミスク<br>ラップ、カ<br>レット、レ<br>アアース、<br>製鉄原料    |

## (7) 事業系一般廃棄物の処理施設

| 施設名                   | 所在地                   | 処理見込量    | 処理対象                        | 処理後   |
|-----------------------|-----------------------|----------|-----------------------------|-------|
| オリックス資源循環株式会社         | 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313    | 18.28t/月 | もやせるごみ（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ） | ガス    |
| 株式会社ジェイ・アール・エス三ヶ島工場   | 埼玉県所沢市林 1-299-8       | 21.75t/月 | 食品残さ                        | 飼料 肥料 |
| 株式会社アクト・エア総合リサイクルセンター | 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 番地  | 12.5t/月  | 食品残さ                        | ガス    |
| バイオエナジー株式会社城南島リサイクル施設 | 東京都大田区城南島 3-2-4       | 4.985t/月 | 食品残さ                        | ガス    |
| 株式会社Jバイオフーズリサイクル      | 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3-1     | 1.54t/月  | 食品残さ                        | ガス    |
| エルエス工業株式会社那須塩原工場      | 栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添 307-5 | 0.6 t/年間 | 一般廃棄物（動物死体及び付随汚物）           | 焼却    |
| 大誠産業株式会社愛川第 1 工場      | 神奈川県愛甲郡愛川町中津 6799     | 13.03t/月 | 食品残さ                        | 飼料 肥料 |
| ニューエナジーふじみ野株式会社       | 埼玉県ふじみ野市駒林 1033-1     | 3.5t/月   | 食品残さ                        | メタン発酵 |

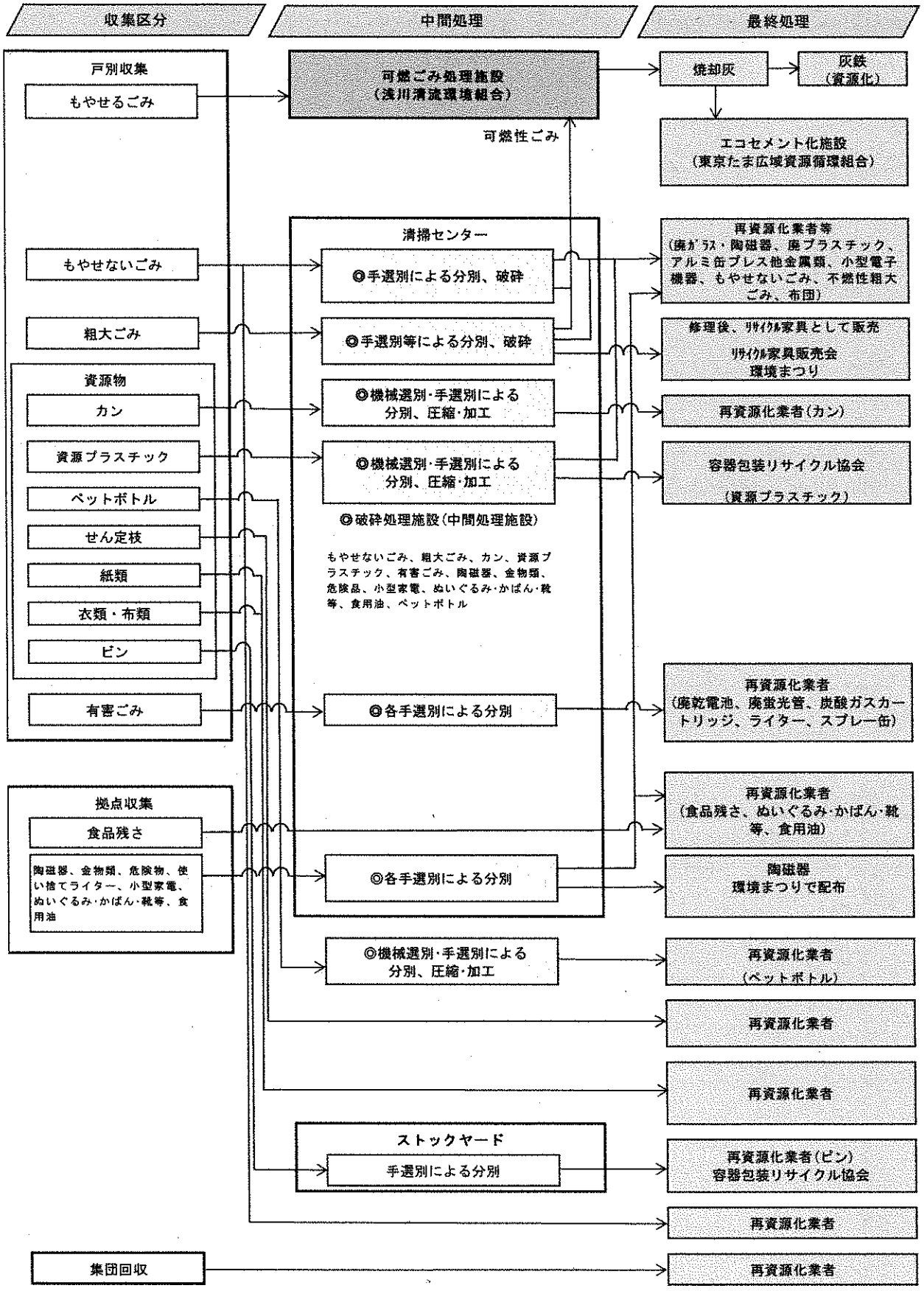
## (8) 市の委託による動物焼却処理施設

| 施設名 | 所在地              | 計画量  | 処理対象  |
|-----|------------------|------|-------|
| 慈恵院 | 東京都府中市浅間町 2-15-1 | 90 体 | 動物の死体 |

## (9) 最終処分場

| 施設名       | 所在地                   | 面積                | 施設規模                                                                  | 埋立方式     |
|-----------|-----------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------|
| 二ツ塚処分場    | 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 | 18.4ha<br>(埋立地面積) | 3,700,000 m <sup>3</sup><br>(埋立容量)                                    | セル方式・管理型 |
| エコセメント化施設 | 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 | 4.6ha             | 焼却灰等処理能力約 330t/日（平均処理能力量約 300t/日）エコセメント生産能力約 520 t/日（平均生産能力量約 430t/日） | —        |

(10) ごみ・資源物処理フロー



#### 4 令和5(2023)年度の取組(ごみ処理)

##### (1) ごみ減量・資源化計画

|   |                          |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 発生抑制に関する啓発活動の実施          | リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)のうち、特にリデュースについて、廃棄物の減量及び再利用推進審議会や廃棄物減量等推進委員会と連携し、年2回発行の市報特集号、出前講座、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ等により、プラスチック削減、マイバック運動、マイボトル運動などの啓発を行う。                                                                                      |
| 2 | ごみの分別の啓発活動の実施            | <p>廃棄物の減量及び再利用推進審議会や廃棄物減量等推進委員会と連携し、分別説明会や分別クイズの開催、年2回発行の市報特集号、出前講座、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ等により、ごみの分別に関する啓発を行う。</p> <p>特に、有害ごみ(収集や処理に影響を及ぼす小型充電式電池や水銀含有製品)の分別徹底に関する啓発を行うとともに、環境まつりなどのイベント等において臨時で回収する。</p>                                            |
| 3 | 拠点収集事業、有価物地域回収事業等の実施     | <p>廃棄物の減量及び再利用推進審議会や廃棄物減量等推進委員会と連携し、年2回発行の市報特集号、出前講座、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ等により周知を行う。</p> <p>公共施設での厨芥類、陶磁器、小型家電、金物類の拠点回収の実施、及び、公共施設等での靴、かばん、ぬいぐるみ、廃食用油の臨時拠点回収を実施する。</p> <p>リサイクルの大切さを身近に感じてもらい、ごみの減量・資源化に繋がり、地域コミュニティの活性化にも繋がる、有価物地域回収事業を促進していく。</p> |
| 4 | 飲食系事業者に対する食品ロス対策の実施      | 廃棄物の減量及び再利用推進審議会、廃棄物減量等推進委員会、飲食系事業者等と連携し、3010運動の実施などの食品ロスに関する啓発を行う。                                                                                                                                                                                 |
| 5 | 一般家庭に対する食品ロス対策の実施        | 廃棄物の減量及び再利用推進審議会や廃棄物減量等推進委員会と連携し、買いすぎない・作りすぎない取組の推進などの食品ロスに関する啓発を行う。また、環境まつり開催時のみに実施しているフードドライブについて拡充する。                                                                                                                                            |
| 6 | 生ごみたい肥化事業の拡充             | 清掃センター、第二小学校、第四小学校、本多公民館、並木公民館、もとまち公民館で行っている生ごみ拠点収集について、登録者を増加させるため、市報・ホームページなどで登録を呼びかける。また、他の公共施設で今後実施可能かどうか検討する。                                                                                                                                  |
| 7 | 事業系ごみ(持込)を対象とした搬入検査の強化   | 収集運搬業許可業者に対する搬入検査を継続し、異物や資源物の分別指導を徹底させる。                                                                                                                                                                                                            |
| 8 | 事業系ごみ(持込)を対象とした組成分析調査の実施 | 収集運搬業許可業者に対する組成分析調査を実施し、その分析結果を収集運搬業許可業者に周知するとともに、排出事業者に対しては分別の啓発や指導を行う。                                                                                                                                                                            |

(2) 収集・運搬計画

|   |                         |                                                             |
|---|-------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 9 | 環境に配慮した安定的かつ効率的な収集運搬の実施 | 環境に配慮した収集の取組及び収集作業の安全と事故防止に関して研修や講習により指導するとともに、生活環境の保全に努める。 |
|---|-------------------------|-------------------------------------------------------------|

(3) 中間処理計画

|    |                                |                                                                                                                                                                                                                 |
|----|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 現在の清掃センターの安定稼働に向けた計画的な整備・補修の実施 | 経年劣化している清掃センター破砕処理設備について、(仮称) リサイクルセンター整備に伴う仮設処理施設が竣工するまで必要最低限の修繕を実施する。                                                                                                                                         |
| 12 | もやせるごみの共同処理                    | 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設周辺の環境負荷を低減するため、引き続き、市・市民・事業者が相互に協力し、分別の徹底とさらなるごみの減量、資源化に取り組む。                                                                                                                                   |
| 13 | (仮称) リサイクルセンターの整備              | (仮称) リサイクルセンター整備に伴い清掃センター事務所棟他の解体工事を実施する。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や現在の社会環境に対応させ、安定的かつ効率的なごみ処理及び資源化率の向上につなげるため『(仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画』を改定する。さらに循環型社会形成推進交付金制度を活用するため、必要事項を示した『国分寺市循環型社会形成推進地域計画(第2期)』を策定する。 |

(4) 最終処分計画

|    |                       |                                                                                                         |
|----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 焼却灰のエコセメント化による再資源化の継続 | 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設より搬出する国分寺市に係る焼却灰は、エコセメント化施設(日の出町)にて再資源化し、資源として有効利用を図ることにより埋立ゼロを継続し、二ツ塚処分場(日の出町)の延命化を図る。 |
| 15 | 不燃物の再資源化による埋立ゼロの継続    | 清掃センターにて選別された不燃物についても、引き続き民間の再資源化施設に処理委託し再資源化を図ることで埋立ゼロを継続し、二ツ塚処分場(日の出町)の延命化を図る。                        |

(5) その他の処理計画

|    |              |                                                                                                              |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 災害廃棄物処理計画の策定 | 今後発生が予測される大規模災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施するための体制構築に資する計画を令和3年12月に策定した。 |
| 17 | 不法投棄対策の継続    | 清掃指導員による不法投棄のパトロールを強化し、所轄警察署等と連携して対応していく。また、市報等で情報の掲示をするとともに、地域の自主的な監視を推進する。                                 |

## 5 生活排水処理実施計画

### (1) し尿・浄化槽汚泥の収集

| 種 類   | 収集・運搬主体  | 収集回数 | 収集形態 |
|-------|----------|------|------|
| し尿    | ・市(委託)   | 随時   | 戸別収集 |
| 浄化槽汚泥 | ・市(許可業者) | 随時   | 〃    |

### (2) 処理施設の概要

| 施設名    | 所在地                  | 処理能力    | 計画量 (処理量)                   | 処理対象      |
|--------|----------------------|---------|-----------------------------|-----------|
| 湖南衛生組合 | 東京都武蔵村山市<br>大南五丁目1番地 | 7.0KL/日 | し 尿 : 140kL<br>浄化槽汚泥 : 80kL | し尿及び浄化槽汚泥 |

## 6 令和5(2023)年度の取組(生活排水処理)

|   |        |                                                               |
|---|--------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 収集運搬計画 | 生活圏から発生するし尿等の収集・運搬は、引き続き国分寺市が実施主体となり、より迅速かつ衛生的な収集・運搬体制の構築を図る。 |
| 2 | 中間処理計画 | 中間処理体制は、継続して事業を実施するため、令和5年4月より湖南衛生組合へ加入し共同処理を行う。              |



## (6) 廃棄物の収集体制

令和6年3月31日現在

| ごみの種類                                           | 収集体制 | 委託・許可業者の名称と所在地                                             |
|-------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------|
| もやせるごみ                                          | 委託   | ㈱サン・エクスプレス 国分寺市並木町3-7-2<br>環境サービス㈱国分寺支店 国分寺市西恋ヶ窪2-16-7     |
| もやせないごみ                                         | 委託   | 環境サービス㈱国分寺支店 国分寺市西恋ヶ窪2-16-7                                |
| 粗大ごみ                                            | 委託   | 松浦商事㈱ 立川市幸町3-16-1                                          |
| 有害ごみ<br>(乾電池・スプレー缶・<br>蛍光灯・カッター・はさみ<br>・ライターなど) | 委託   | 環境サービス㈱国分寺支店 国分寺市西恋ヶ窪2-16-7<br>㈱大東建興国分寺支店 国分寺市本町2-23-6-410 |
| 資源物<br><br>(紙類・衣類・布類)                           | 委託   | ㈱サン・エクスプレス 国分寺市並木町3-7-2<br>環境サービス㈱国分寺支店 国分寺市西恋ヶ窪2-16-7     |
| (ビン・カン)                                         | 委託   | 環境サービス㈱国分寺支店 国分寺市西恋ヶ窪2-16-7<br>㈱大東建興国分寺支店 国分寺市本町2-23-6-410 |
| (ペットボトル)                                        | 委託   | ㈱サン・エクスプレス 国分寺市並木町3-7-2<br>環境サービス㈱国分寺支店 国分寺市西恋ヶ窪2-16-7     |
| (資源プラスチック)                                      | 委託   | 環境サービス㈱国分寺支店 国分寺市西恋ヶ窪2-16-7                                |
| (せん定枝・落ち葉<br>・下草)                               | 委託   | 松浦商事㈱ 立川市幸町3-16-1                                          |
| (たい肥化生ごみ)                                       | 委託   | 高根商事㈱ 立川市西砂町3-22-5                                         |
| し尿汲取り                                           | 委託   | 高杉商事㈱ 小平市上水本町4-8-12                                        |
| 浄化槽汚泥                                           | 許可業者 | ㈲間込商事 小平市仲町543-1<br>高杉商事㈱ 小平市上水本町4-8-12                    |

| ごみの種類                                | 体制（方式）           | 回 数      | 収集日      | 排出方法                                                                              |
|--------------------------------------|------------------|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| もやせるごみ                               | 委 託<br>(戸別収集)    | 週 2 回    | 平日<br>祝日 | 市指定有料袋（黄色）                                                                        |
| もやせないごみ                              | 委 託<br>(戸別収集)    | 隔 週      | 平日<br>祝日 | 市指定有料袋（藤色）                                                                        |
| 粗大ごみ                                 | 委 託<br>(申込制戸別収集) | 随 時      | 平日<br>祝日 | 粗大ごみ受付センターへ電話・FAX・電子メールで申込み、処理券を貼付。                                               |
| 有害ごみ<br>乾電池・スプレー<br>缶・蛍光灯・ライター・刃物類など | 委 託<br>(戸別収集)    | 4 週に 1 回 | 平日<br>祝日 | 透明・半透明の袋で排出。「有害ごみ」と表示。                                                            |
| 資源<br>紙類・衣類・布類                       | 委 託<br>(戸別収集)    | 隔 週      | 平日<br>祝日 | 紙類はひもで縛って排出。もしくは袋に入れる。シュレッダーで裁断した紙類は透明・半透明の袋でできるだけ空気を抜く。<br>衣類・布類は透明・半透明の袋に入れて排出。 |
| 資源<br>ビン・カン                          | 委 託<br>(戸別収集)    | 隔 週      | 平日<br>祝日 | 各自用意した専用容器で袋に入れずに出す。                                                              |
| 資源<br>ペットボトル                         | 委 託<br>(戸別収集)    | 隔 週      | 平日<br>祝日 | キャップ・ラベルを外してつぶして容器または45ℓ までの透明・半透明の袋に入れて出す。                                       |
| 資源<br>プラスチック                         | 委 託<br>(戸別収集)    | 週 1 回    | 平日<br>祝日 | 透明・半透明の袋に入れて排出。                                                                   |
| 紙おむつ<br>(ペット用を除く)                    | 委 託<br>(戸別収集)    | 週 2 回    | 平日<br>祝日 | 45ℓ 以下の透明・半透明の袋に入れて、もやせるごみの日に排出。                                                  |
| 資源<br>落ち葉・下草                         | 委 託<br>(戸別収集)    | 隔 週      | 平日<br>祝日 | 土や砂をはらい、45ℓ までの透明・半透明の袋に入れて、せん定枝・落ち葉・下草の日に排出。                                     |

|                                             |               |                  |                  |                                                                                                  |
|---------------------------------------------|---------------|------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源<br>せん定枝                                  | 委 託<br>(戸別収集) | 隔 週              | 平日<br>祝日         | 枝木(幹の太さ5cm未満・長さ60cm未満)を直径50cm未満に束ねる小枝の場合は45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れてせん定枝・落ち葉・下草の日に排出。                     |
| たい肥化生ごみ                                     | 委 託<br>(拠点収集) | 週2回              | 平日               | 6世帯以上による団体参加と個人参加で各拠点での収集(登録制)                                                                   |
| ボランティア<br>ごみ<br>道路や公園等の公共の場所での清掃活動に伴い排出したごみ | 委 託<br>(戸別収集) | もやせるごみの場合<br>週2回 | 平日<br>祝日         | 45ℓ以下の透明・半透明の袋又は国分寺市役所第6庁舎・公民館・地域センターで配布するボランティア袋に「もやせるごみ」、「もやせないごみ」及び「落ち葉・下草」に分別して、それぞれの収集日に排出。 |
|                                             |               | もやせないごみの場合<br>隔週 | 平日<br>祝日         |                                                                                                  |
|                                             |               | 落ち葉・下草の場合<br>隔週  | 平日<br>祝日         |                                                                                                  |
| 陶磁器<br>(食器)                                 | 直 営<br>(拠点収集) | 随 時              | 各施設<br>の開館<br>時間 | 各施設(拠点収集)の専用回収容器に入れる。                                                                            |
| 小型家電<br>デジタルカメラ・ビデオカメラなど                    | 直 営<br>(拠点収集) | 随 時              | 各施設<br>の開館<br>時間 | 各施設(拠点収集)の専用回収容器に入れる。                                                                            |
| 金物類<br>鍋・フライパン・傘・やかんなど                      | 直 営<br>(拠点収集) | 随 時              | 各施設<br>の開館<br>時間 | 各施設(拠点収集)の専用回収容器に入れる。                                                                            |
| し尿汲取り                                       | 委 託           | 随 時              | 平日               | 電話による申込制。                                                                                        |
| 浄化槽汚泥                                       | 許可業者          | 随 時              | —                | 許可業者に直接申込み。                                                                                      |

※ もやせるごみ、もやせないごみ、資源物、有害ごみ、紙おむつ、落ち葉・下草、せん定枝、ボランティアごみ、粗大ごみについては、収集日が祝日及び振替休日に該当した場合でも収集。

## (7) 廃棄物収集処理の手数料

本市では、平成10年7月1日より事業系一般廃棄物の収集処理の全面有料化を実施、平成17年10月1日より粗大ごみの有料化を実施した。平成22年10月1日に事業系持込手数料の見直し（35円/kg）を行った。平成25年6月、家庭廃棄物のうち、もやせるごみ、もやせないごみの有料化の実施及びし尿（水洗化未実施世帯・仮設トイレ）の手数料の改定を行った。

令和2年4月1日よりもやせるごみの共同処理開始に伴い、事業系持込手数料を見直し（42円/kg）3市同一の料金設定とした。

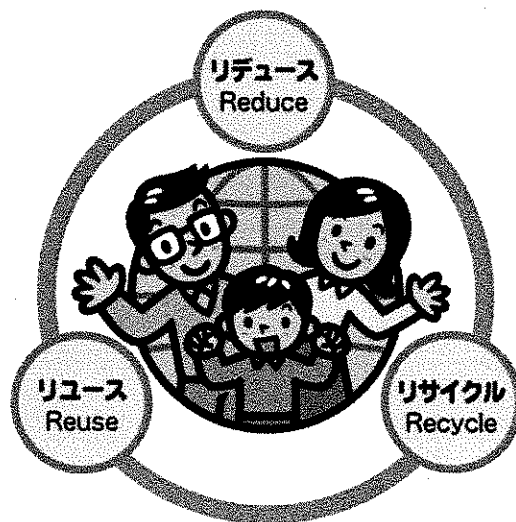
### <手 数 料 一 覧>

令和6年3月31日現在

| 種類 | 区 分             |                 | 手 数 料                                                                                                                |                     |
|----|-----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|    |                 |                 | 市が収集・運搬する場合                                                                                                          | 自ら搬入する場合            |
| ごみ | 家庭廃棄物           | もやせるごみ<br>(可燃)  | ミニ袋 (30 ) 1袋につき 5 円<br>S袋 (50 ) 1袋につき 10 円<br>M袋 (100 ) 1袋につき 20 円<br>L袋 (200 ) 1袋につき 40 円<br>L L袋 (400 ) 1袋につき 80 円 | 1 キログラムに<br>つき 20 円 |
|    |                 | もやせないごみ<br>(不燃) | S袋 (50 ) 1袋につき 10 円<br>M袋 (100 ) 1袋につき 20 円<br>L袋 (200 ) 1袋につき 40 円<br>L L袋 (400 ) 1袋につき 80 円                        |                     |
|    |                 | 粗大ごみ            | 1 キログラムにつき 40 円を基準とし、形状、重量、<br>処理方法等を勘案して品目ごとに規則で定める額。た<br>だし、品目ごとの手数料の上限は、5,000 円とする。                               |                     |
|    | 事 業 系 一 般 廃 棄 物 |                 | 1 キログラムにつき<br>62 円<br><br>指定袋方式<br>大袋 (40 0 )<br>1 袋につき 300 円<br><br>小袋 (20 0 )<br>1 袋につき 150 円                      | 1 キログラムに<br>つき 42 円 |
|    | 動 物 の 死 体       |                 | 1 体につき 3,000 円                                                                                                       |                     |
| し尿 | 水 洗 化 未 実 施 世 帯 |                 | 下水道供用開始後 3 年経過世帯<br>1 便槽 1 回につき 2,000 円                                                                              |                     |
|    | 仮 設 ト イ レ       |                 | 1 便槽 1 回につき 10,000 円                                                                                                 |                     |

## II

# ごみと資源物の現状



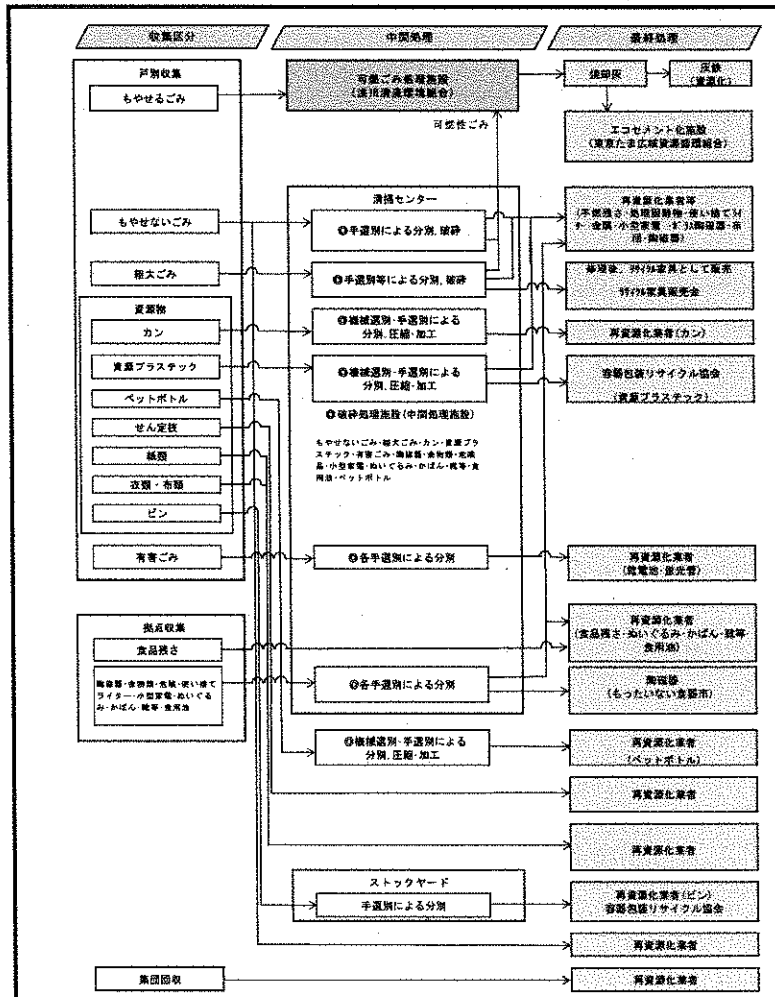
# 1 ごみ・資源物処理の概要

国分寺市は、平成5年より市内西側地区で資源物の収集を開始し、平成7年からは全市に収集を拡大した。また、平成11年11月よりせん定枝をチップにし、たい肥として再利用を始める。平成12年3月からはペットボトルの拠点回収を開始し、同年12月より市内一部地域にてプラスチック製容器包装類の収集を開始した。粗大ごみについては、平成11年度よりシルバー人材センターに委託し、使用可能な家具類について修理・加工して、平成12年度より定期的に販売を実施している。平成14年1月21日より市内全域で、資源プラスチックの収集を開始し、平成19年1月15日より市内全域でごみ・資源物の戸別収集を開始した。令和2年7月からペットボトルの戸別収集を開始した。

学校給食残さのたい肥化については、平成22年9月より小学校5校から10校に、平成23年4月には公設保育園6施設（平成28年度5施設）に拡大した。同年4月にはせん定枝の戸別収集（電話申込）を、8月に清掃センター及びストックヤードで陶磁器の拠点収集を開始した。平成25年3月からは、公民館、地域センターなどで陶磁器・小型家電・金物類の拠点収集を開始した。また5月よりもやせるごみの生ごみを減量するため、一般家庭10世帯以上を対象とする生ごみの拠点収集によるたい肥化事業を開始。平成28年度より6世帯以上とし、より多くの団体が参加できるよう変更した。平成26年3月から、もやせるごみ・もやせないごみ削減のため、清掃センターを拠点とした生ごみたい肥化事業（個人登録）、ぬいぐるみ・かばん・靴・ベルト・廃食用油の回収を開始した。

平成28年度9月より、電気式生ごみ処理機より出る乾燥生成物の戸別収集を、登録制にて開始した。令和3年4月より、せん定枝の戸別収集開始した。

国分寺市におけるごみ処理の流れ 令和6年3月31日現在



## 2 ごみ・資源物量の推移

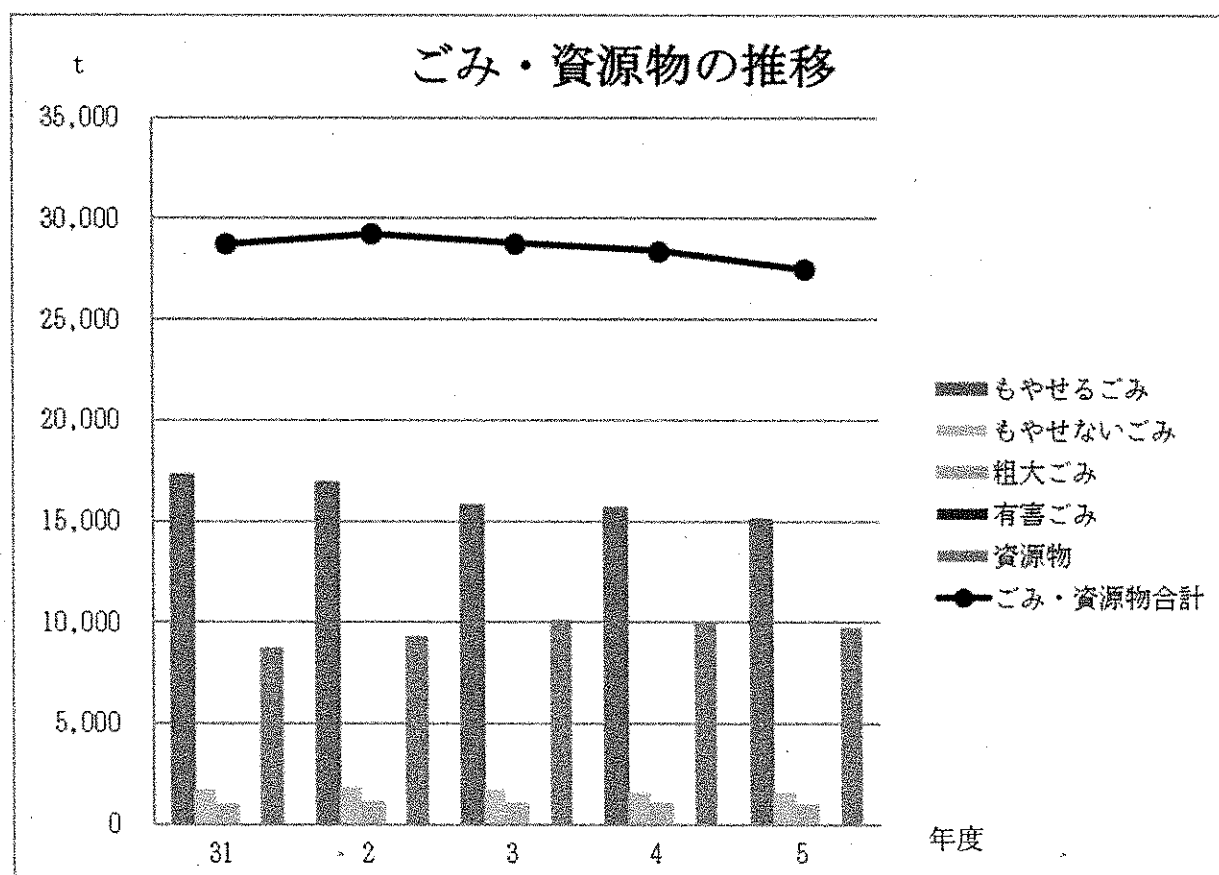
ごみ・資源物量全体は、ここ数年、家庭ごみ有料化実施後市民のごみ減量・リサイクル意識の高まりと取組みにより、減少している。

令和5年度の総排出量は27,495 tで、前年度との比較では約3.2%減少している。内訳別にみると、もやせるごみが約3.5%、粗大ごみが約7.0%、有害ごみが約4.8%、資源物は約3.1%減少し、もやせないごみが約1.1%増加している。引き続き一般廃棄物処理基本計画の目標値を目指し、更にごみの減量・資源化を推進していく必要がある。

ごみ・資源物の推移

(単位：t)

| 年 度     |     | 31     | 2      | 3      | 4      | 5      |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 品目      | 家庭系 | 14,135 | 14,636 | 13,210 | 12,855 | 12,359 |
|         | 事業系 | 3,134  | 2,306  | 2,570  | 2,776  | 2,725  |
|         | 計   | 17,269 | 16,942 | 15,780 | 15,631 | 15,084 |
| もやせないごみ |     | 1,710  | 1,866  | 1,725  | 1,615  | 1,633  |
| 粗大ごみ    |     | 950    | 1,102  | 1,064  | 1,034  | 962    |
| 有害ごみ    |     | 44     | 46     | 43     | 42     | 40     |
| 資源物     |     | 8,773  | 9,305  | 10,168 | 10,092 | 9,776  |
| 合計      |     | 28,746 | 29,261 | 28,780 | 28,414 | 27,495 |



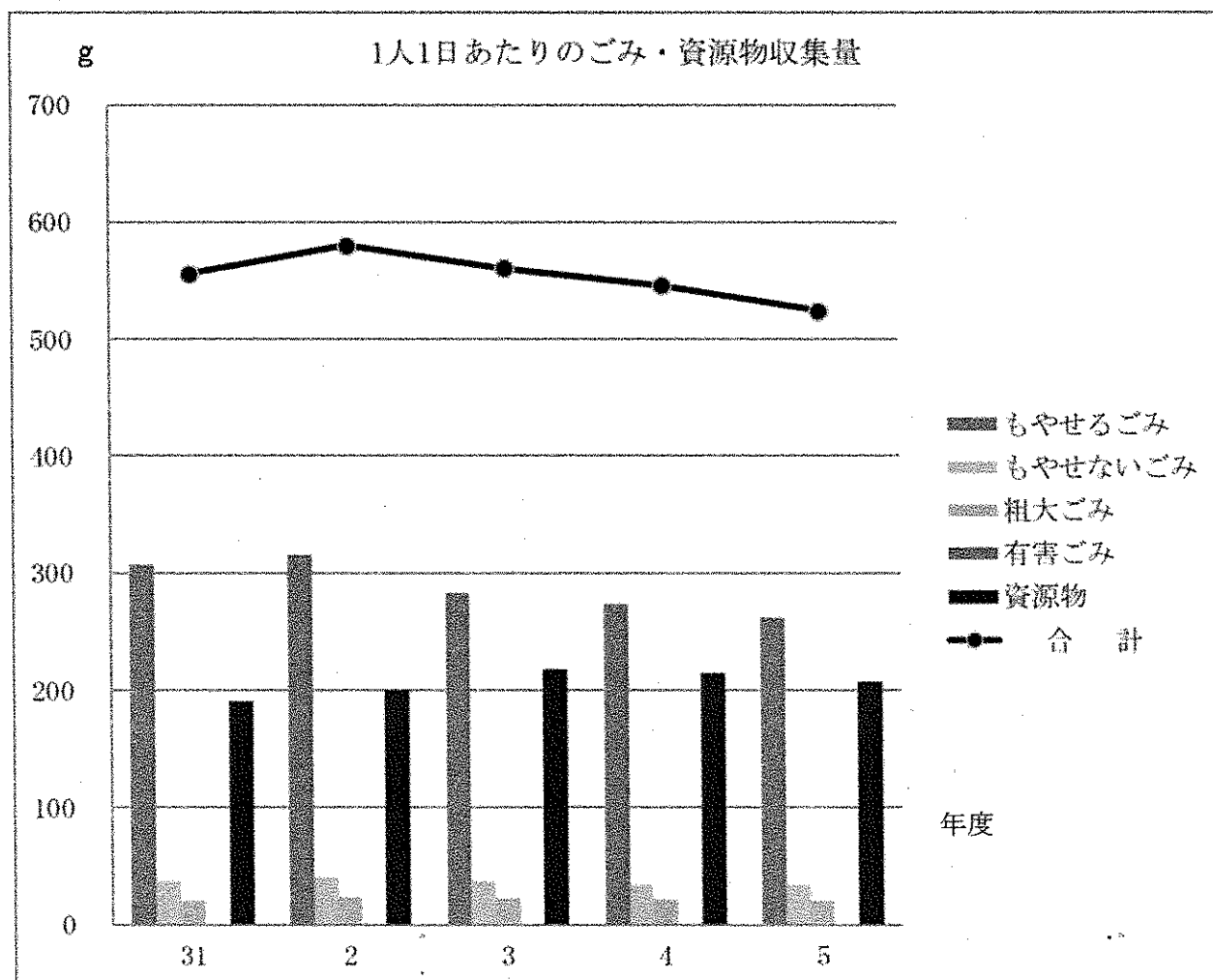
### 3 1人1日当たりのごみ・資源物量

1人1日当たりのもやせるごみ・もやせないごみの収集量は、平成25年6月の、家庭ごみの有料化や、市民の分別意識が大きく高まったことにより減少している。また、39ページのごみ質分析のデータが示すように、もやせるごみの中に資源物（紙類・布類等）や、もやせないごみの中に資源プラスチック（高分子系容リ法対象）が混入しており、これらを資源化していくことが今後の課題である。

1人1日あたりのごみ・資源物収集量

※持込可燃ごみは除く 単位:g(人口は翌年度  
4月1日現在:人)

| 年度      | 31      | 2       | 3       | 4       | 5       |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口     | 125,881 | 127,272 | 128,011 | 128,691 | 129,007 |
| もやせるごみ  | 306.8   | 315.1   | 282.7   | 273.7   | 261.8   |
| もやせないごみ | 37.1    | 40.2    | 36.9    | 34.4    | 34.6    |
| 粗大ごみ    | 20.6    | 23.7    | 22.8    | 22.0    | 20.4    |
| 有害ごみ    | 1.0     | 1.0     | 0.9     | 0.9     | 0.8     |
| 資源物     | 190.4   | 200.3   | 217.6   | 214.9   | 207.0   |
| 合 計     | 555.9   | 580.3   | 560.9   | 545.9   | 524.6   |





## 4 粗大ごみの収集処理

粗大ごみの収集は、平成17年10月から有料化を実施している。近年、粗大ごみの処理量は増加傾向にある。

粗大ごみのうち、少し手を加えれば十分に使用できるものは、シルバー人材センターに委託をして修理や加工を行い定期的にリサイクル家具販売を実施している。

また、不用品の再利用のあっせんなど、ごみを出さない（リデュース＝発生抑制）の減量施策を推進していく必要がある。

### (1) 粗大ごみ月別収集量

(単位:t)

| 月<br>年度 | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11   | 12   | 1    | 2    | 3    | 計      |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 平成31年度  | 86   | 92   | 71   | 73   | 81   | 80   | 81   | 74   | 86   | 70   | 65   | 91   | 950    |
| 令和2年度   | 95   | 95   | 98   | 85   | 105  | 84   | 87   | 90   | 95   | 84   | 81   | 103  | 1,102  |
| 令和3年度   | 95   | 98   | 92   | 78   | 97   | 82   | 83   | 91   | 93   | 75   | 78   | 102  | 1,064  |
| 令和4年度   | 95   | 95   | 85   | 77   | 89   | 77   | 84   | 84   | 96   | 72   | 73   | 107  | 1,034  |
| 令和5年度   | 84   | 95   | 80   | 75   | 81   | 75   | 81   | 79   | 93   | 66   | 68   | 85   | 962    |
| 平均      | 91.0 | 95.0 | 85.2 | 77.6 | 90.6 | 79.6 | 83.2 | 83.6 | 92.6 | 73.4 | 73.0 | 97.6 | 1022.4 |

|          |        |        |        |        |        |       |        |        |        |       |       |        |         |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|
| 5年度点数(個) | 10,927 | 12,457 | 10,319 | 10,576 | 10,230 | 9,610 | 11,481 | 11,200 | 13,370 | 9,353 | 9,264 | 10,615 | 129,402 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|

### (2) 粗大ごみ処理点数(単位:個)

| 年度   | 処理点数    |
|------|---------|
| 31年度 | 106,694 |
| 2年度  | 149,369 |
| 3年度  | 149,048 |
| 4年度  | 139,941 |
| 5年度  | 129,402 |

### (3) 粗大ごみ品目別点数(単位:個)

| 順位 | 品目    | 点数     | 順位 | 品目    | 点数    |
|----|-------|--------|----|-------|-------|
| 1  | 布団    | 14,250 | 6  | マットレス | 2,503 |
| 2  | 椅子    | 9,582  | 7  | 扇風機   | 2,336 |
| 3  | 衣装ケース | 7,760  | 8  | 本棚    | 2,277 |
| 4  | テーブル  | 3,358  | 9  | 自転車   | 2,175 |
| 5  | 掃除機   | 2,771  | 10 | ベッド   | 1,585 |

## 5 有価物地域回収事業（集団回収）について

昭和 59 年より開始した有価物地域回収事業（以下「集団回収」という。）は、地域活動の活性化やリサイクル意識の高まりを背景に平成 16 年度まで回収実績を伸ばしていたが、近年回収量の横ばい傾向が見られる。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の緩和に伴い延べ回収回数が増加によって、全体で前年比 3.1%減となった。奨励金交付額は前年度比で増加した。

集団回収は、リサイクルの大切さを身近に感じてもらいながら、ごみを資源化することでごみの減量に繋がり市の収集費用の負担軽減も見込まれることから、集団回収の実施団体、回収実績量が増加することが望まれる。

### 【令和 5 年度実績】

登録団体数 151 団体（前年度比 -34 団体）

回収実施団体 144 団体（前年度比 -3 団体）

延べ回収回数 1,677 回（前年度比 -20）

有価物地域回収事業 団体奨励金交付額 24,763,715 円  
（前年度比 -799,993 円）

有価物地域回収事業 事業者奨励金交付額 11,038,076 円  
（前年度比 -98,032 円）

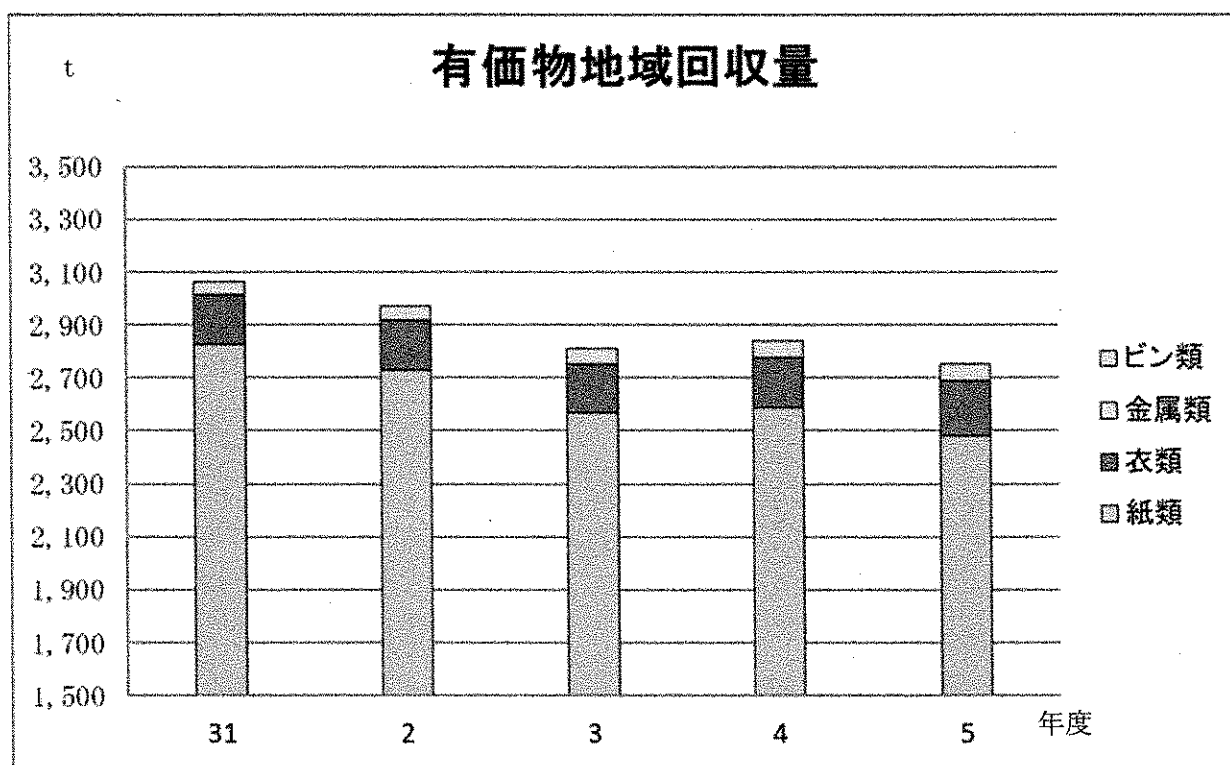
### (1) 令和5年度回収実績量

| 種 類  | 詳 細        | 収 集 量 (t) | 備 考 |
|------|------------|-----------|-----|
| 紙 類  | 新聞紙        | 846       |     |
|      | 雑誌         | 949       |     |
|      | ダンボール      | 677       |     |
|      | 紙パック       | 6         |     |
|      | 計          | 2,478     |     |
| 衣 類  | 衣類         | 212       |     |
| 金属類  | アルミ・鉄      | 61        |     |
| ビン類  | ビン(1.8ℓ)   |           |     |
|      | ビールビン(大・小) |           |     |
|      | 雑ビン        |           |     |
| ・総合計 |            | 2,751     |     |

## (2) 有価物地域回収量の推移

(単位:t)

| 年度<br>種類 | 31    | 2     | 3     | 4     | 5     |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 紙類       | 2,827 | 2,729 | 2,568 | 2,586 | 2,478 |
| 衣類       | 189   | 187   | 186   | 192   | 212   |
| 金属類      | 47    | 55    | 58    | 61    | 61    |
| ビン類      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 合 計      | 3,063 | 2,971 | 2,812 | 2,839 | 2,751 |



## 有価物地域回収登録事業者一覧表

令和6年3月31日現在

| 業 者 名             | 所 在 地             | 電話番号            | 取扱品目        |
|-------------------|-------------------|-----------------|-------------|
| 福田三商(株)東村山営業所     | 東村山市久米川5-32-15    | 042 (392) 2101  | 紙類・布類       |
| (有)丸山商店           | 国立市谷保7-18-13      | 042 (573) 3476  | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| (株)伊藤国商店          | 小金井市中町1-14-41     | 042 (383) 7082  | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| (有)土井商店           | 小平市花小金井4-28-3     | 042 (463) 1175  | 紙類・布類・アルミ缶  |
| (株)ますや            | 国分寺市南町2-6-12      | 042 (322) 5735  | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| アップル商会            | 国分寺市東元町3-13-5-301 | 042 (328) 1983  | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| (株)大久保 多摩故紙センター府中 | 府中市美好町2-28-4      | 042 (364) 9771  | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| 合同会社イッソー          | 調布市飛田給3-42-77     | 080 (1086) 3855 | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| (株)エコ・クルー         | 埼玉県所沢市中富979       | 04 (2990) 5211  | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| 紙材開発(株)           | 埼玉県新座市本多1-11-3    | 048 (482) 0030  | 紙類・布類・アルミ缶等 |
| (株)下田商店           | 日野市万願寺2-35-6      | 042 (583) 0753  | 紙類・布類・アルミ缶  |

## 6 資源物収集

### (1) 紙類・衣類

平成5年7月から市内西地区にて従来の可燃・不燃ごみ収集から「紙類・衣類」と「ビン・カン」を分別して資源物として収集を開始し、平成7年7月から全市に拡大した。

### (2) ビン・カン・ペットボトル・資源プラスチック等

平成12年3月からペットボトルを市内40か所（現在41か所）の公共施設を拠点として収集。また、同年12月よりモデル収集事業として、資源プラスチックの分別収集を市内一部地域において開始。平成14年1月21日から全市に拡大した。

さらに、平成25年2月から陶磁器・金物類を公民館や地域センターなどで拠点収集を開始し、同年3月からは、小型家電の拠点収集も同様に開始した。

平成25年5月から、一般家庭10世帯以上を対象とした生ごみたい肥化事業（団体登録制）を、平成26年3月からは、清掃センターを拠点とした生ごみたい肥化事業（個人登録制）を開始し、ぬいぐるみ、かばん・靴・ベルト・廃食用油の拠点収集も同時に開始した。生ごみたい肥化事業は平成28年度より6世帯以上とし、より多くの団体が参加できるよう変更した。

平成28年9月より、電気式生ごみ処理機より出る乾燥生成物の戸別収集を、登録制にて開始した。

令和2年7月より、ペットボトルの戸別収集を開始した。

令和3年4月より、せん定枝・落ち葉・下草の戸別収集を開始した。

#### 紙類・衣類

(単位:t)

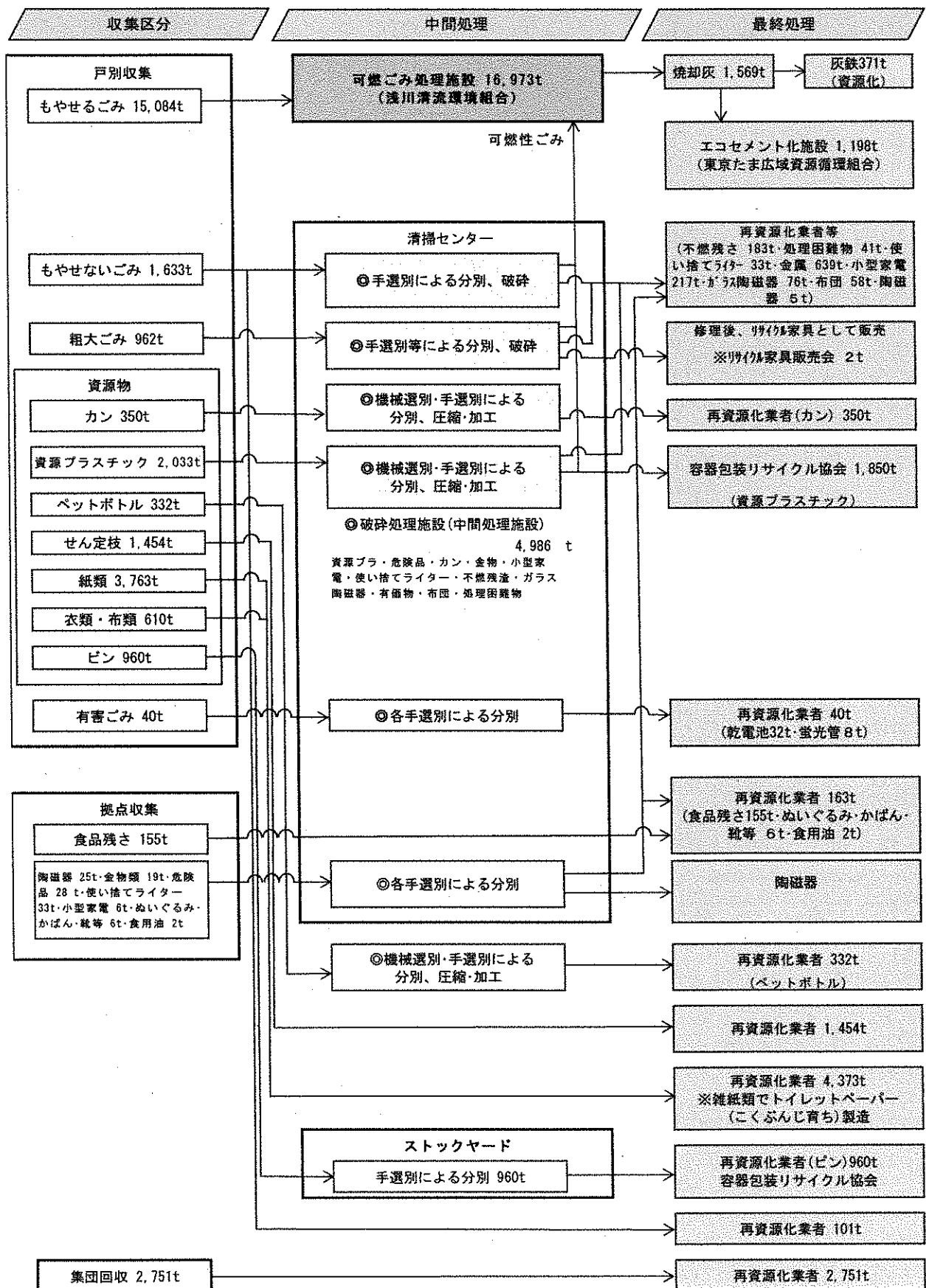
| 品目 \ 年度 | 30    | 31    | 2     | 3     | 4     | 5     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新聞      | 364   | 326   | 294   | 301   | 298   | 277   |
| 雑誌・雑紙   | 2,467 | 2,461 | 2,489 | 2,313 | 2,249 | 2,135 |
| ダンボール   | 1,017 | 1,066 | 1,299 | 1,316 | 1,334 | 1,313 |
| 紙パック    | 31    | 29    | 36    | 38    | 39    | 38    |
| 衣類      | 565   | 605   | 714   | 691   | 643   | 610   |
| 合 計     | 4,444 | 4,487 | 4,832 | 4,659 | 4,563 | 4,373 |

#### ビン・カン・ペットボトル・資源プラスチックなど

(単位:t)

| 品目 \ 年度    | 30    | 31    | 2     | 3      | 4      | 5     |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| ビン         | 1,021 | 1,038 | 1,092 | 1,052  | 975    | 960   |
| カン         | 348   | 355   | 422   | 410    | 367    | 350   |
| ペットボトル     | 100   | 96    | 204   | 295    | 319    | 332   |
| 資源プラスチック   | 2,318 | 2,351 | 2,307 | 2,163  | 2,092  | 2,033 |
| 給食残さ       | 97    | 86    | 61    | 93     | 96     | 98    |
| たい肥化生ごみ    | 48    | 46    | 63    | 48     | 50     | 57    |
| せん定枝等戸別収集  | 141   | 169   | 193   | 1,321  | 1,516  | 1,454 |
| 陶磁器        | 21    | 26    | 26    | 25     | 26     | 25    |
| 小型家電・金物類   | 25    | 27    | 26    | 26     | 26     | 25    |
| 刃物類(危険品)   | 66    | 65    | 68    | 65     | 51     | 61    |
| かばん・靴・食用油等 | 24    | 27    | 11    | 11     | 11     | 8     |
| 合 計        | 4,209 | 4,286 | 4,473 | 5,509  | 5,529  | 5,403 |
| 資源物合計      | 8,653 | 8,773 | 9,305 | 10,168 | 10,092 | 9,776 |

令和5年度ごみ・資源物量の流れ



## 7 家庭ごみ有料化について

本市では、平成24年2月の国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会の答申に基づき、家庭ごみ有料化の検討を行い、①最終処分場の延命化を図る、②ごみ処理過程で発生する二酸化炭素を削減する、③老朽化した市焼却施設の延命化を図ることを目的に、平成25年6月から家庭ごみ有料化（「もやせるごみ」と「もやせないごみ」）を実施した。

また、収集車両から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減とごみ・収集運搬費の削減を図るため、平成25年4月から収集頻度の見直しを行った。

### 【有料化までの主な経過】

|             |                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 平成24年6月     | 家庭ごみの有料化に向けた市の基本的な考え方を決定                      |
| 〃 6月から8月    | 家庭ごみ有料化に向けた市民のご意見を伺う会を開催（計30回開催。762人参加）       |
| 〃 9月        | 市民からの意見をもとに家庭ごみ有料化に向けた市の基本方針（案）を決定            |
| 〃 10月       | 家庭ごみ有料化に向けた基本方針（案）のパブリックコメントを実施               |
| 〃 11月       | 市民からの意見をもとに家庭ごみ有料化に向けた市の基本方針を決定               |
| 〃 12月       | 国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例の改正（廃棄物処理手数料の改正等）など |
| 平成25年1月から5月 | 市民説明会の開催（計133回開催。4,194人参加）                    |
| 平成25年6月1日   | 家庭ごみ（もやせるごみ・もやせないごみ）有料化の実施                    |

### 【無料で収集するもの】

資源物（資源プラスチック、ペットボトル、新聞・雑誌・紙パック、その他の紙類・ダンボール、ビン・カン、衣類など）と有害ごみ（電池類、小型充電式電池（二次電池）、小型家電類、スプレー缶、刃物類など）せん定枝・落ち葉・下草類、ボランティアごみ（道路・公園等の清掃活動）、紙おむつ（ペット用を除く）、電気式生ごみ処理機から出る乾燥生成物を無料で収集する。

### 【指定収集袋の価格】

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」や有料化を導入している自治体などを参考にして、①月額500円未満、②隣接市（府中市・小金井市）との均衡、③ごみ処理経費から、次頁の価格を設定し、1リットル当たり2円とした（もやせるごみのミニ袋のみ約1.67円）。

各種袋の価格

| 袋の種類<br>(大きさ) | もやせるごみ専用袋<br>(黄色) 10枚入 | もやせないごみ専用袋<br>(藤色) 10枚入 |
|---------------|------------------------|-------------------------|
| ミニ袋 (3ℓ)      | 50円 (5円/枚)             |                         |
| S袋 (5ℓ)       | 100円 (10円/枚)           | 100円 (10円/枚)            |
| M袋 (10ℓ)      | 200円 (20円/枚)           | 200円 (20円/枚)            |
| L袋 (20ℓ)      | 400円 (40円/枚)           | 400円 (40円/枚)            |
| LL袋 (40ℓ)     | 800円 (80円/枚)           | 800円 (80円/枚)            |

## 【指定収集袋の減額免除制度】

生活保護受給世帯など、一定条件を満たす世帯には、1人1回5ℓを目安に世帯人数に応じた大きさの指定収集袋を一定枚数分無料で交付する。

減額免除対象者（いずれかに該当）

|                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 生活保護受給世帯                                                                                         |
| ② 児童扶養手当受給世帯 ※児童手当受給者とは異なる。                                                                        |
| ③ 特別児童扶養手当受給世帯                                                                                     |
| ④ 遺族基礎年金受給者（遺族年金とは異なります）国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28号の規定に基づく遺族基礎年金（旧母子福祉年金等）の支給を受けている方の属する世帯 |
| ⑤ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯                                                              |
| ⑥ 愛の手帳1・2度の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯                                                                 |
| ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯                                                            |
| ⑧ 全世帯員が満75歳以上の住民税非課税世帯                                                                             |

※天災・火災等で被災した世帯の方や自治会が行う祭事等のごみは、環境対策課に相談

有料化による歳入は、諸経費を除き、生ごみたい肥化の推進、創エネルギー機器設置助成制度などの地球温暖化対策、清掃施設建設の財源確保など、環境施策に充当することを基本とする。

有料化の歳入をどのような環境施策に使用したかを市報やホームページ等で毎年市民にお知らせをする。

## 8 事業系一般廃棄物について

本市では、従来、事業系一般廃棄物を1日平均10kg以上排出する事業者には処理手数料を徴収してきたが、平成10年7月より10kg未満排出の事業者についても処理手数料の有料化を実施した。

10kg未満排出の事業者については、市内30ヶ所（令和4年3月31日現在）の取扱店で販売している市指定の有料袋を用いて市が収集するものとし、10kg以上排出の事業者については許可業者と契約して収集してもらう。

処理手数料については、平成22年10月1日より、収集処理なら1kg55円、清掃センターに持ち込む場合（もやせるごみ・紙類のみ）は、1kg35円に改定している。更に令和2年4月1日より、収集処理を1kg62円、清掃センターへの持ち込みを1kg42円に改定した。

令和4年度は、3市で共同処理する可燃ごみ処理施設に搬入される事業系のもやせるごみの適正処理を確認するため搬入物検査を実施（36回）した。

また、事業系ごみ処理手数料の有料化が個人事業者の過度な負担にならないように、次の要件にすべて該当する個人事業者については、収集処理手数料の減額免除として一定枚数の市指定有料袋を無料で交付している。

| 個人事業者の処理手数料減額免除の要件                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して1年以上営業している個人事業所</li> <li>・従業員が5人以内</li> <li>・住所・事業所とも市内であること</li> <li>・前年度所得が270万円以下であること</li> <li>・指定収集袋の年間使用枚数が160枚以上</li> </ul> |

### ー 1日10kg未満の排出事業者についてー

以下の市指定収集袋を購入して、市の収集処理対象として排出するよう指導している。

#### 市指定収集袋の種類と価格

|          | もやせるごみ用 | もやせないごみ用 |
|----------|---------|----------|
| 大(40ℓ)1枚 | 300円    | 300円     |
| 小(20ℓ)1枚 | 150円    | 150円     |

大は5枚1セット、小は10枚1セットとし、いずれも1,500円で販売している。

資源物については、以下の範囲内で市が無料で収集している。

#### 市が収集する資源物の範囲

|         | 収集1回の限度        | 排出方法                  |
|---------|----------------|-----------------------|
| ダンボール   | みかん箱の大きさで10枚まで | 束ねて事業者名を記入のうえ排出       |
| 新聞紙・雑誌類 | 1回に5kgまで       | 束ねて事業者名を記入のうえ排出       |
| シュレッター紙 | 45ℓ以下の袋で3袋まで   | 袋は透明・半透明で事業所名を記入のうえ搬出 |
| ビン・カン   | それぞれあわせて20本まで  | 直接、資源回収容器に排出          |

※自動販売機のビン・カンは、自動販売機設置事業者において、処理するよう指導している。



－ 1 日10kg以上排出する事業者について－

以下の許可業者と契約して排出するように指導している。

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

令和 6 年 3 月現在

| 業 者 名         | 所 在 地               | 電話番号         |
|---------------|---------------------|--------------|
| 太誠産業㈱         | 豊島区南池袋 3-14-11      | 03-3989-0098 |
| 志賀興業㈱         | 三鷹市新川 4-1-11        | 0422-47-1414 |
| (有)古川新興       | 府中市是政 3-65-1        | 042-365-2231 |
| 中川産業㈱         | 立川市富士見町 1-2-6       | 042-529-3491 |
| 斎藤商事㈱         | 西東京市東伏見 4-9-10      | 0424-65-8548 |
| ㈱遠藤商会         | 川越市大字下赤坂 627-7      | 049-266-9437 |
| ㈱木下フレンド       | 所沢市東所沢和田 3-1-10     | 04-2944-3737 |
| エルエス工業㈱       | 渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503   | 03-5410-3627 |
| (有)さとみ企画      | 府中市住吉町 3-52-6       | 042-363-6228 |
| ㈱田邊商店         | 立川市一番町 5-5-1        | 042-520-0075 |
| 比留間運送㈱        | 武蔵村山市中央 2-18-3      | 042-565-1336 |
| 相模原紙業㈱        | 相模原市中央区南橋本 1-18-15  | 042-773-3508 |
| エコ丸信㈱         | 武蔵村山市伊奈平 2-27-5     | 042-520-8881 |
| ㈱サン・エキスプレス    | 国分寺市並木町 3-7-2       | 042-329-4320 |
| ㈱総合整備         | 杉並区上荻 1-22-8        | 03-5347-2910 |
| ㈱アクト・エア       | 愛甲郡愛川町角田 3667       | 046-280-1112 |
| (有)エイ・エス・ケイ   | 東村山市萩山町 2-16-26-102 | 042-396-3116 |
| 環衛サービス㈱       | 三鷹市大沢 2-15-25       | 042-489-4400 |
| ㈱光栄和          | 国立市泉 3-25-15        | 042-574-9600 |
| (有)藤田商店       | 日野市旭が丘 1-19-2       | 042-583-6226 |
| ㈱表養樹園         | 武蔵村山市三ッ木 1-20-1     | 042-560-2531 |
| 石井商店          | 日野市日野台 1-13-33-103  | 042-583-0311 |
| ㈱小川工営         | 小平市学園西町 1-37-31     | 042-345-1626 |
| 東和産業㈱         | 西多摩郡瑞穂町大字武蔵 502-2   | 042-513-9292 |
| ㈱加藤商事         | 狛江市東野川 2-14-2       | 03-3480-5111 |
| ㈱東緑化          | 八王子市美山町 804-1       | 042-659-0618 |
| ㈱JR 東日本環境アクセス | 台東区東上野 3-4-12       | 03-3836-1551 |
| 鈴木造園㈱         | 国分寺市光町 1-33-5       | 042-572-3310 |
| 高根商事㈱         | 立川市西砂町 3-22-5       | 042-560-5350 |
| (有)ミヤマ商店      | 羽村市羽東 3-12-8        | 042-558-1801 |
| 遠藤商事㈱         | 国分寺市並木町 3-7-2       | 042-329-4300 |
| 松浦商事㈱         | 立川市幸町 3-16-1        | 042-535-6001 |
| 多摩興運送㈱        | 多摩市乞田 1426          | 042-374-2415 |
| ㈱澄プランニング      | 国分寺市本町 2-24-7       | 042-313-7927 |
| ㈱日本環境サービス     | 調布市深大寺北町 6-60-16    | 042-485-0652 |
| (有)府中衛生社      | 府中市分梅町 1-32-1       | 042-361-6317 |
| (有)間込商事 (※)   | 小平市仲町 543-1         | 042-341-3611 |
| 高杉商事㈱ (※)     | 小平市上水本町 4-8-12      | 042-321-2682 |

(※) …浄化槽汚泥収集運搬事業者

## 9 ごみ質分析

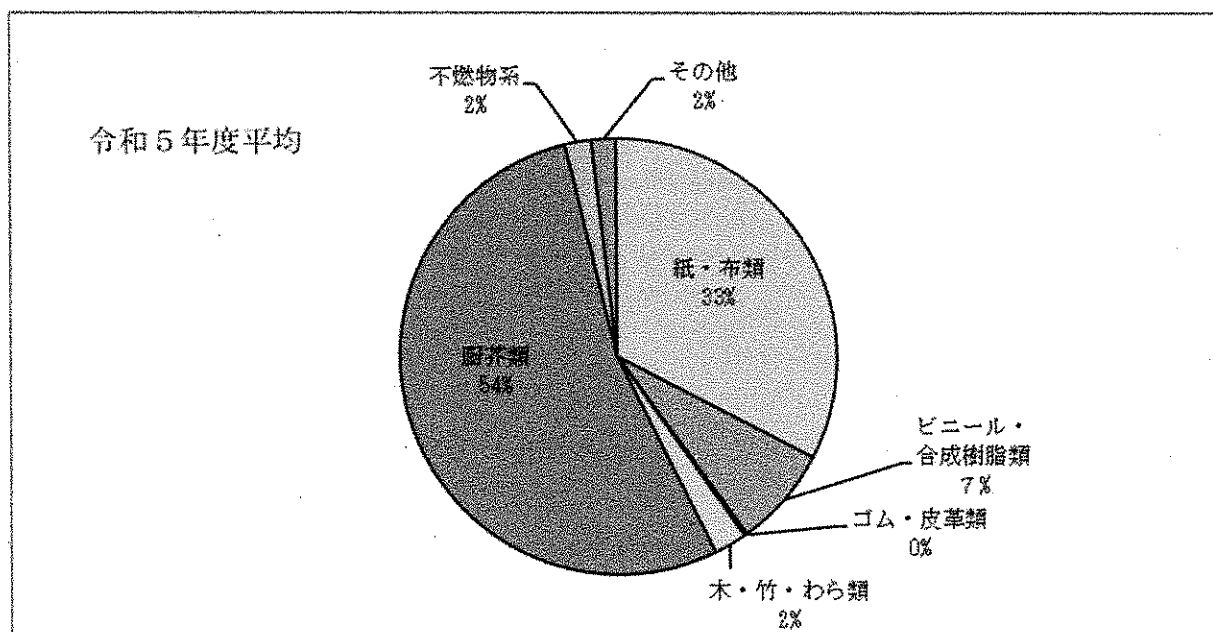
### (1) もやせるごみ質分析 (湿ベース)

比率単位：％

#### (1)もやせるごみ質分析(湿ベース)

比率単位：％

| 採取年月日      | (本町・本多・東<br>恋ヶ窪) | (南町・泉町・東元<br>町・西元町) | (西恋ヶ窪・日吉<br>町・内藤) | (新町・戸倉・北町・北町・<br>富士本・東戸倉) | (高木町・西町・光<br>町) | 令和5年度<br>平均(重量比) |
|------------|------------------|---------------------|-------------------|---------------------------|-----------------|------------------|
|            | R5.10.16         | R5.10.23            | R5.10.10          | R5.10.17                  | R5.10.20        |                  |
| ごみの種類      | 比率               | 比率                  | 比率                | 比率                        | 比率              | 比 率              |
| 紙・布類       | 30.96            | 35.44               | 28.42             | 32.08                     | 36.31           | 32.64            |
| ビニール・合成樹脂類 | 8.56             | 7.22                | 8.83              | 6.67                      | 5.91            | 7.43             |
| ゴム・皮革類     | 0.00             | 0.08                | 0.86              | 0.00                      | 0.16            | 0.22             |
| 木・竹・わら類    | 1.08             | 2.93                | 1.72              | 3.99                      | 2.26            | 2.40             |
| 厨芥類        | 56.40            | 52.97               | 57.37             | 52.11                     | 48.75           | 53.52            |
| 不燃物系       | 1.34             | 1.20                | 1.29              | 0.77                      | 5.13            | 1.95             |
| その他        | 1.66             | 0.16                | 1.51              | 4.38                      | 1.48            | 1.84             |
| 合 計        | 100.00           | 100.00              | 100.00            | 100.00                    | 100.00          | 100.00           |



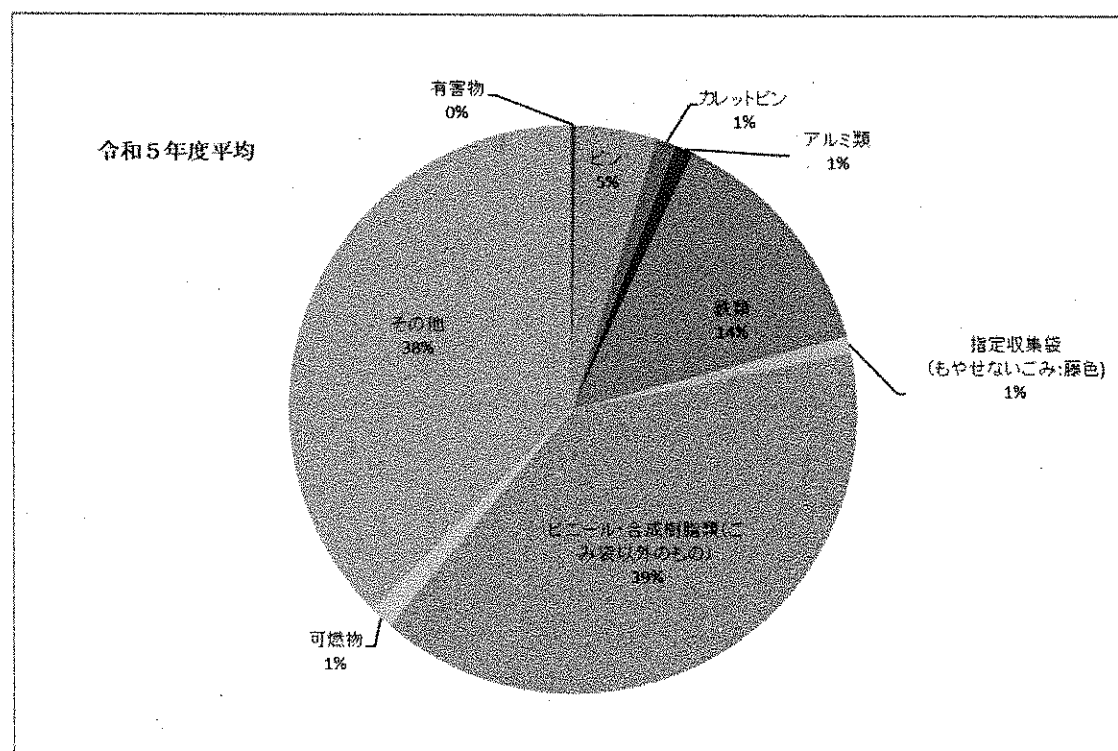
## (2) もやせないごみ質分析 (湿ベース)

比率単位：％

もやせないごみ質分析

重量単位：kg 比率単位：％

| 採取年月日                    | (本町・本多・東<br>荻ヶ窪) | (南町・京町・東元<br>町・西元町) | (西荻ヶ窪・日吉<br>町・内藤) | (新町・戸倉・豊木<br>町・北町・富士本・<br>東戸倉) | (高木町・西町・光<br>町) | 令和5年度<br>平均(重量比) |
|--------------------------|------------------|---------------------|-------------------|--------------------------------|-----------------|------------------|
|                          | R5.10.17         | R5.10.10            | R5.10.20          | R5.10.12                       | R5.10.13        |                  |
| 項 目                      | 比率               | 比率                  | 比率                | 比率                             | 比率              |                  |
| 有 害 物                    | 0.11             | 0.14                | 0.42              | 0.37                           | 0.40            | 0.29             |
| ビ ン                      | 5.88             | 4.17                | 5.49              | 3.31                           | 4.07            | 4.58             |
| カ レ ッ ト ビ ン              | 0.00             | 1.51                | 1.18              | 0.55                           | 2.24            | 1.10             |
| ア ル ミ 類                  | 0.85             | 1.37                | 1.11              | 1.01                           | 0.99            | 1.06             |
| 鉄 類                      | 16.44            | 18.55               | 10.64             | 12.64                          | 10.43           | 13.74            |
| 指定収集袋(もやせない<br>ごみ：藤 色)   | 1.07             | 0.86                | 1.04              | 0.87                           | 0.89            | 0.95             |
| ビニール・合成樹脂類<br>(ごみ袋以外のもの) | 35.88            | 42.06               | 40.10             | 40.40                          | 38.95           | 39.48            |
| 可 燃 物                    | 0.00             | 0.14                | 5.14              | 0.00                           | 1.24            | 1.30             |
| そ の 他                    | 39.77            | 31.20               | 34.88             | 40.85                          | 40.79           | 37.50            |
| 合 計                      | 100.00           | 100.00              | 100.00            | 100.00                         | 100.00          | 100.00           |



## 10 ごみの中間処理状況

本市では、昭和 60 年に従来の清化場（処理能力 40t/日）の隣接地に清掃センター（140t/日）を建設し現在に至っている。清掃センターでは、可燃ごみの焼却・不燃物の選別・破碎のほか、有害ごみの保管・搬出、粗大ごみの修理・破碎等を実施。平成 12 年度より、ダイオキシンの排出のさらなる抑制のため、大規模な改修工事を実施した。平成 13 年 4 月から 6 月中旬までの 2 ヶ月半は、焼却炉を全停止とした集中工事を実施したため、近隣市等の協力を得て焼却処理を委託した。浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の試運転開始に伴い、令和 2 年 1 月より焼却炉は休止し、令和 5 年 6 月に焼却炉の廃止を行った。

日野市・国分寺市・小金井市の 3 市による可燃ごみ共同処理事業として新たな焼却施設の建設及び運営を行うため、平成 26 年 1 月 16 日付で「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結した。また、平成 26 年 2 月に新可燃ごみ処理施設建設準備室を開設し、職員を派遣（平成 26 年 2 月：1 名、平成 26 年 4 月：2 名、平成 27 年 4 月：1 名）した。平成 27 年 7 月 1 日に日野市・国分寺市・小金井市の 3 市による新可燃ごみ処理施設建設のための「浅川清流環境組合」を設立した。平成 29 年 11 月に着工した新可燃ごみ処理施設の建築工事・プラント工事は、令和元年 12 月下旬までに概ね完了し、12 月 19 日より 3 市のごみを受け入れ、本格稼働に向けた試運転を行い、令和 2 年 3 月に竣工した。

令和 2 年 4 月、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が本格稼働した。

| 焼 却 処 理 施 設 (廃止) |                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------|
| 区 分              | 内 容                                              |
| 所 在 地            | 国分寺市西恋ヶ窪 4-9-8                                   |
| 敷地面積・用途地域        | 11,310 m <sup>2</sup> ・第二種住居地域(一部第一種低層住居専用地域を含む) |
| 建設面積・延床面積        | 2,454 m <sup>2</sup> ・5,605 m <sup>2</sup>       |
| 施 設 名            | 国分寺市清掃センター                                       |
| 建 設 年 月          | 着工：昭和 58 年 7 月 竣工：昭和 60 年 10 月                   |
| 種 類              | 全連続燃焼式                                           |
| 処 理 能 力          | 70 t/日×2 基                                       |
| 処 理 対 象          | もやせるごみ                                           |
| 破 碎 処 理 施 設      |                                                  |
| 施 設 名            | 国分寺市清掃センター                                       |
| 建 設 年 月          | 着工：昭和 58 年 7 月 竣工：昭和 60 年 10 月                   |
| 種 類              | 剪断式                                              |
| 処 理 能 力          | 30 t/5 H×1 基                                     |
| 処 理 対 象          | もやせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ                            |

## 破碎処理施設運転状況

| 運転<br>日数 | 水道使用量                     |                      | 電気使用量             |              |
|----------|---------------------------|----------------------|-------------------|--------------|
|          | 総 量                       | 5,609 m <sup>3</sup> | 総 量               | 1,130,597Kwh |
| 270 日    | 内プラント水 981 m <sup>3</sup> |                      | 内設備用動力 760,110Kwh |              |

## 11 ごみの最終処分

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で中間処理（焼却）されたもやせるごみ由来の焼却灰については、二ツ塚処分場（日の出町）内のエコセメント化施設で全量エコセメントとして再資源化を行っている。清掃センターで中間処理（破碎）されたもやせないごみ由来の細かく砕いた不燃物については、平成 29 年度から民間の再資源化施設に処理を依頼し、再資源化を図っている。現在は、焼却灰及び細かく砕いた不燃物について、二ツ塚処分場で埋立処分は行っていない。

有害ごみ由来の蛍光管及び乾電池については、専門の再資源化業者に処理を依頼し、水銀等有害物を除去して再資源化を図っている。

粗大ごみ由来のフロンガスを含む家電製品（除湿機等）については、フロンガスの回収・破壊を行う専門の事業者によりフロンガスの抜取等を依頼し、抜取後は、再資源化処理している。

不法投棄された家電製品等（冷蔵庫・エアコン等）については、特定家庭用機器再商品化法等に基づき適正処理（再資源化）を行っている。

最終処分場の搬入配分量と実績量

| 年 度 |                      | 30    | 31    | 2     | 3     | 4     | 5     |
|-----|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 配分量 | 焼却灰(t)               | 2,344 | 2,374 | 2,382 | 2,385 | 2,392 | 2,277 |
|     | 不燃物(m <sup>3</sup> ) | 22    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 実績量 | 焼却灰埋立分(t)            | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|     | エコセメント化(t)           | 1,950 | 1,865 | 1,768 | 1,401 | 1,192 | 1,198 |
|     | 不燃物(m <sup>3</sup> ) | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 貢献量 | 焼却灰(t)               | 394   | 509   | 614   | 984   | 1,200 | 1,079 |
|     | 不燃物(m <sup>3</sup> ) | 22    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## 12 ごみ処理原価

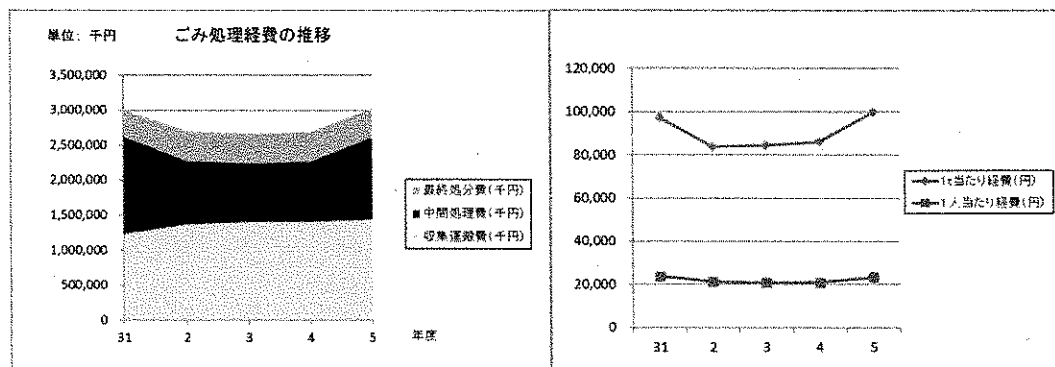
### ごみ処理原価

| 区分 \ 年度     | 31        | 2         | 3         | 4         | 5         |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収集運搬費(千円)   | 1,234,331 | 1,369,329 | 1,407,785 | 1,402,653 | 1,441,841 |
| 中間処理費(千円)   | 1,389,102 | 901,585   | 829,702   | 867,374   | 1,173,046 |
| 最終処分費(千円)   | 377,440   | 430,622   | 432,749   | 424,122   | 407,480   |
| 合計(千円)      | 3,000,873 | 2,701,536 | 2,670,236 | 2,694,149 | 3,022,367 |
| ごみ処理量(t) ※1 | 30,809    | 32,232    | 31,592    | 31,253    | 30,246    |
| 1t当たり経費(円)  | 97,402    | 83,815    | 84,523    | 86,204    | 99,926    |
| 1人当たり経費(円)  | 23,839    | 21,226    | 20,859    | 20,935    | 23,428    |
| 人口 ※2       | 125,881   | 127,272   | 128,011   | 128,691   | 129,007   |

※1…集団回収量を含む。

※2…翌年4月1日現在の人口

収集運搬費算出に用いた数値は、平成31から令和5年度備品購入費(車両)を減価償却(定額法)に基づいた数値を含めて算出した。



# III

## リサイクル事業

## 国分寺市のリサイクルに関する基本方針

本市では、生ごみ処理機器への助成金の交付といった、「物」のリサイクルだけでなく、3R講座等を通じて「人」を起点としたリサイクルにも取り組んでいる。

### 1 3R講座と市民との協働

市民の皆様に市のごみの現状と処理について理解していただくとともに、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決していく市民の育成を目的として、3R講座を開催した。

また、講座修了者で希望する方を廃棄物減量等推進委員に委嘱し、「廃棄物減量等推進委員会」を組織し自主的な活動をしている。

### 2 リサイクル推進協力店制度

#### 【リサイクル協力店制度】

創意工夫によりごみ減量・資源化に積極的に取り組む事業所等を「国分寺市リサイクル推進協力店」に認定し、市民及び事業者のごみの減量・資源化に関する意識の啓発をするとともに、市内における循環型社会の形成を推進している。

市民・事業者・行政のパートナーシップによる減量の実現に取り組む第1段階として実施している。

### 3 生ごみ処理機器購入費の助成金交付等

#### (1)本市における生ごみ処理機器の助成等について

平成11年7月よりこれまでのあっせん方式から購入費に対する助成金の交付に変更し、その後平成22年6月より助成金額を引き上げた。平成25年6月からの家庭ごみ有料化に伴い助成金額を引き上げ、市民の利用率向上を図った。

#### ① 市と業者が共同開発した処理器「ごみけしくん」シリーズ

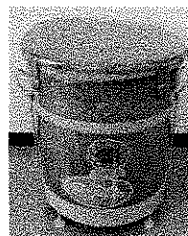
“1日5分で環境のためにできること”をキャッチフレーズに、平成15年度から改良型「ごみけしくんS」タイプで生ごみリサイクルに挑戦していただいている。改良型は、独自の床土と分解促進剤を利用することで、虫の発生を抑えるとともに、発酵促進をあげることに成功した。

また、「ごみけしくんS」タイプについては容器の大きさが大きいとの市民要望があり、集合住宅にも対応できるように「ごみけしくんミニ」を平成25年8月より販売を開始した。

|              |
|--------------|
| 「ごみけしくん」シリーズ |
| 「ごみけしくん」Sタイプ |
| 「ごみけしくんミニ」   |

◎Sタイプのサイズ：幅48cm、高さ51cm、容量55L

Sタイプ：太陽光エネルギーを生かした構造。



ごみけしくんSタイプ



◎ミニタイプのサイズ：直径 33 cm、高さ 48 cm、容量 20L

ミニタイプ：集合住宅でも利用可能なコンパクトタイプ



ごみけしくんミニ

## ② 一般に販売されている生ごみ処理機器

市販されている生ごみ処理機器（たい肥型・消滅型）についても助成を行っている。家庭ごみ有料化に伴い助成金額は、購入費の 2/3 で 30,000 円（平成 25 年 6 月 1 日から変更）を上限とし、1 世帯 2 基までが対象となる。

生ごみ処理機器のあっせん・助成金交付状況

単位：基

|                    | 30 年度 | 31 年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|--------------------|-------|-------|------|------|------|------|
| ごみけしくん<br>ごみけしくんミニ | 3     | 2     | 3    | 3    | 5    | 3    |
| 市販の生ごみ処理機器         | 56    | 50    | 136  | 219  | 116  | 133  |
| 合 計                | 59    | 52    | 139  | 222  | 121  | 136  |

## (2) 家庭用生ごみ処理機器の普及啓発

平成 20 年度の提案型協働事業で市民活動団体による家庭用生ごみ処理機器の検証を実施した。

検証した機種は、「ごみけしくん」シリーズをはじめとする非電気式 3 種 4 機種及び電気式 4 機種の計 8 機種で、各機種を市民の視点から見た報告書を作成した。また、生ごみ処理機器のインストラクターの養成を行った。

平成 21 年度は、継続事業として、同市民活動団体と協働でパンフレットを作成すると共に、家庭用生ごみ処理機器の普及啓発のため、展示説明会を 3 回開催した。子供たちへの環境教育として、市内 2 校の小学校で生ごみたい肥化を体験する事業を実施した。【環境教育の主内容 ①紙芝居でたい肥化を理解する ②農家訪問 ③自宅の生ごみでたい肥化】

平成 22 年度は、「ごみけしくん」シリーズを含めた家庭用生ごみ処理機器の利用の拡大を図るため、前年のパンフレットを活用し、アドバイザーと協働で展示説明会を 2 回実施。また、前年同様、環境教育で生ごみたい肥化体験を実施した。

平成 23・24 年度は、家庭用生ごみ処理機器の利用拡大のため、アドバイザーと協働して展示説明会を 6 回実施し、放課後こどもプランにおいても啓発を行った。

平成 25 年度は、「ごみけしくん」を含めた生ごみ処理機器の利用の拡大を図るため、ごみけしくんアドバイザーと協働で展示説明会を 4 回実施した。

平成 26 年度以降、市内で行われる各種イベント会場等で、家庭用生ごみ処理機器の利用拡大のため、電気式・非電気式の処理機器の展示を行い啓発を行っている。

平成 28 年 9 月より電気式生ごみ処理機器によりできる乾燥生成物について、戸別収集を開始した。

### (3) 公共施設等から排出される生ごみのたい肥化について

市では、これまでの自家処理に頼った生ごみ処理だけでなく、学校給食残さ、多量排出事業所、集合住宅における大型生ごみ処理機器設置の可能性について検討してきた。

中でも、学校給食残さのたい肥化については、平成 12 年 7 月から市立第九小学校に処理能力 100 kg/日の処理機器を設置し、その後、第八・第十小学校にも同等の処理機器が配置されたが、国分寺市ストックヤードが完成し、3 基を 1 か所にまとめて設置したことにより、第五・第六小学校を追加した 5 校分の給食残さが処理できるようになった。また、平成 17 年 12 月よりモデル地区を設け、一般家庭の生ごみについても、併せて処理を行ってきた。

その後、平成 20 年 3 月、国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会から「市内から排出される生ごみ・せん定枝の未利用有機資源の再利用について」の答申に基づき、生ごみたい肥化業務の見直しを行った結果、平成 22 年 9 月から市内小学校給食残さのたい肥化を 5 校から 10 校に拡大すると共に、委託業務の変更を行った。完成したたい肥については、市民に無料で配布している。平成 23 年度からは、市立保育園の給食残さも併せてたい肥化を行っている。

単位：t

|        | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|--------|------|------|------|------|
| 収集量    | 61   | 93   | 96   | 98   |
| たい肥配布量 | 17   | 20   | 23   | 30   |

### (4) 生ごみたい肥化事業

#### 【団体での拠点収集】

もやせるごみの生ごみについてごみの減量を推進するため、公共施設(小学校・保育園)などの調理前残さ及び食べ残しとせん定枝のチップを合わせて、たい肥化を進めてきたが、平成 28 年 4 月より、一般家庭 10 世帯以上から 6 世帯以上に変更し事業を実施。一般家庭 6 世帯以上集まれば、その場所を拠点として生ごみを収集し、たい肥化する。収集した生ごみは、たい肥化し、市民に配布している。

#### 団体参加拠点

令和 6 年 3 月 31 日現在

| 団体名             | 開始年月日             | 世帯数 |
|-----------------|-------------------|-----|
| 都営内藤二丁目アパート     | 平成 25 年 5 月 14 日  | 103 |
| 内藤一丁目都営第 4 アパート | 平成 25 年 6 月 18 日  | 17  |
| 新町二丁目           | 平成 26 年 1 月 14 日  | 15  |
| 本町ハイツ多根         | 平成 26 年 1 月 30 日  | 10  |
| 新町三丁目           | 平成 26 年 3 月 4 日   | 6   |
| 東恋ヶ窪 3-14       | 平成 26 年 4 月 28 日  | 15  |
| 本町四丁目都営アパート     | 平成 26 年 5 月 19 日  | 21  |
| 西国分寺ライフタワー      | 平成 26 年 8 月 7 日   | 72  |
| 恋ヶ窪ふるさと体験農園     | 平成 27 年 11 月 19 日 | 29  |
| 日吉町一丁目          | 平成 28 年 9 月 9 日   | 10  |
| ひまわり工房          | 平成 31 年 2 月 22 日  | 6   |
| ぶんじ寮            | 令和 4 年 11 月 7 日   | 10  |
| 合計拠点数 12 拠点     |                   | 314 |

【ともしび工房、第二小学校、第四小学校、本多公民館・並木公民館・もとまち公民館での拠点収集】

平成 25 年 5 月に生ごみの拠点収集を開始し、26 年 3 月清掃センター、27 年 5 月第二小学校、第四小学校、令和元年 7 月本多公民館、令和 4 年 7 月並木公民館・もとまち公民館にて開始した。

令和 5 年度→1,149 世帯

一般家庭生ごみ収集量 57 t

#### 4 リサイクル家具の修理販売会

平成 11 年度より、収集した粗大ごみの一部を清掃センター内で修理・加工し、定期的に販売会を開催している。なお、修理・加工及び販売はシルバー人材センターに委託している。

令和 5 年度リサイクル家具販売会（点）

| 実施日              | 販売点数 |
|------------------|------|
| 令和 5 年 4 月 23 日  | 31   |
| 令和 5 年 5 月 28 日  | 30   |
| 令和 5 年 6 月 25 日  | 36   |
| 令和 5 年 7 月 23 日  | 26   |
| 令和 5 年 8 月 27 日  | 14   |
| 令和 5 年 9 月 24 日  | 26   |
| 令和 5 年 10 月 22 日 | 11   |
| 令和 5 年 12 月 3 日  | 18   |
| 令和 6 年 1 月 28 日  | 22   |
| 令和 6 年 2 月 25 日  | 14   |
| 令和 6 年 3 月 24 日  | 19   |
| 合計               | 247  |

リサイクル家具販売実績

| 年度 | 販売点数 |
|----|------|
| 24 | 330  |
| 25 | 321  |
| 26 | 357  |
| 27 | 454  |
| 28 | 635  |
| 29 | 635  |
| 30 | 593  |
| 31 | 373  |
| 2  | 97   |
| 3  | 398  |
| 4  | 262  |
| 5  | 247  |

#### 5 不用品再利用あっせん

一般家庭で不用となった生活用品を希望する市民に対して、不用品のあっせんを行い、有効な再利用を促し、資源の節約を図ると共に、ごみを出さない（リデュース＝発生抑制）減量施策の一助とする。

令和 5 年度

| 項 目 | 登録件数 | あっせん件数 | 成立件数 |
|-----|------|--------|------|
| 件 数 | 178  | 61     | 27   |

#### 6 陶磁器・小型家電・金物類収集事業

平成 24 年 8 月から陶磁器を清掃センター及びストックヤードで、10 月から小型家電・金物類の拠点収集を清掃センターで開始した。平成 25 年 2 月から陶磁器・金物類、3 月から小型家電の収集拠点を公民館及び地域センターに拠点を拡大した。陶磁器は粉碎され食器にリサイクルされる。

令和 5 年度

| 種 別       | 陶磁器 | 小型家電 | 金物類 |
|-----------|-----|------|-----|
| 回 収 量 (t) | 25  | 6    | 19  |

|              |
|--------------|
| コンタクトレンズ空ケース |
| 206 kg       |

## 7 めいぐるみ・かばん・靴・廃食用油の拠点収集

清掃センターを拠点として、もやせないごみのめいぐるみ・かばん・靴・ベルトともやせるごみの廃食用油のリユースを平成26年3月より開始した。収集しためいぐるみ・かばん・靴・ベルトについては、補正処理を行い、クリーニングをして国内外で再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）している。また、廃食用油については、収集後バイオディーゼルの燃料に精製しリサイクルしている。

| 種 別       | めいぐるみ, かばん, 靴, ベルト | 廃食用油 |
|-----------|--------------------|------|
| 収 集 量 (t) | 6                  | 2    |

## 8 せん定枝の戸別収集

「もやせるごみ」として、収集していたせん定枝をごみの減量と資源化を図るため、令和3年度から申込制を廃止し、戸別収集を行った。

| 月  | 収集量(t) | 月   | 収集量(t) |
|----|--------|-----|--------|
| 4月 | 123    | 10月 | 175    |
| 5月 | 198    | 11月 | 144    |
| 6月 | 168    | 12月 | 135    |
| 7月 | 120    | 1月  | 54     |
| 8月 | 116    | 2月  | 45     |
| 9月 | 135    | 3月  | 41     |
|    |        | 合計  | 1,454  |

## 9 リサイクル家具販売会&もったいない食器市の開催

粗大ごみとして排出された家具などを修復し販売することや、ごみとして排出された食器を無料で配布することで、ごみの減量と資源の循環を図った。

## 10 ごみ分別よろず相談所・ごみ分別説明会の実施

市民からの申込みや地域のイベントにて「ごみ分別説明会」を15か所での開催。さらには、資源プラスチックの有料化実施に向け20回の「資源プラスチック分別説明会」を実施した。

また、毎月1回開催している公共施設でのめいぐるみ・かばん・靴等の臨時拠点収集開催時、「分別よろず相談所」を開設した。

## 11 ごみ分別アプリの導入

平成27年3月に、ごみ減量・資源化を更に進めていくため、市民の方が気軽にスマートフォンでごみの分別方法や収集曜日などを確認できる国分寺市ごみ分別アプリの配信を開始した。

ごみ分別アプリの周知のため、市報やごみ・リサイクルカレンダー等に案内記事を記載するとともに、自治会等への回覧での依頼、集合住宅へのポスティングやごみ集積所への掲示、不動産事業者へのチラシ配布依頼など様々な手法で周知を図った。

令和6年3月末日現在 ダウンロード数 63,705 件

## 12 水銀回収キャンペーン

もやせるごみの中に水銀使用製品の混入を防ぐため、日野市、国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合の合同事業として水銀回収キャンペーンを実施した。

期 間：第1回:令和5年9月1日から12月28日まで

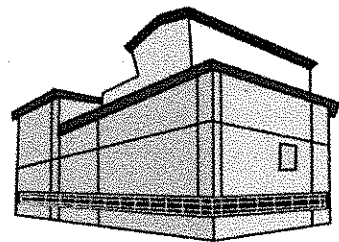
回収実績量 203 個

期 間：第2回:令和6年2月1日から3月31日まで

回収実績量 163 個

# IV

## し尿・浄化槽汚泥



## 国分寺市のし尿・浄化槽汚泥処理の概要

平成 11 年度にし尿中継槽を改造し、収集したし尿・浄化槽汚泥を希釈処理し、下水道に放流していたが、令和 5 年度より湖南衛生組合へ加入し、7 市（立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵野市）での共同処理（湖南衛生組合の施設で希釈処理した後、公共下水道に放流）を行っている。

### 1 収集と運搬

し尿の汲取りについては、委託で行い、浄化槽汚泥については、下記の許可業者が行っている。  
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

- ・(有)間込商事 小平市仲町 543-1
- ・高杉商事(株) 小平市上水本町 4-8-12

### 2 希釈施設

し尿希釈施設（旧し尿中継槽）

清化園衛生組合の処理終了にともない、し尿・浄化槽汚泥を貯留するだけでなく、ばっ気、希釈後、公共下水道に放流する施設として改造を行い、令和 4 年度まで処理していたが、湖南衛生組合への加入に伴い、令和 5 年度に解体した。

し尿希釈施設（旧し尿中継槽）

| 区 分       | 内 容                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 所 在 地     | 国分寺市西元町二丁目 9 番 6 号                                          |
| 敷地面積・用途地域 | 875.80 m <sup>2</sup> （うち借地 778.80 m <sup>2</sup> ）・第一種住居地域 |
| 施 設 名 称   | し尿希釈施設                                                      |
| 希 釈 対 象   | し尿及び浄化槽汚泥                                                   |
| 希 釈 能 力   | 4.4 kℓ/日                                                    |

湖南衛生組合

| 区 分       | 内 容                                     |
|-----------|-----------------------------------------|
| 所 在 地     | 武蔵村山市大南 5 丁目 1 番地                       |
| 敷地面積・用途地域 | 29,555.72 m <sup>2</sup> ・ 第一種中高層住居専用地域 |
| 施 設 名 称   | し尿希釈施設                                  |
| 希 釈 対 象   | し尿及び浄化槽汚泥                               |
| 希 釈 能 力   | 7.0 kℓ/日                                |

### 3 し尿・浄化槽汚泥収集量

公共下水道の整備に伴い、し尿・浄化槽汚泥については、減少傾向にあるが、令和5年度のし尿・浄化槽汚泥収集量の合計は、前年度よりも16.3%減少し、一般家庭や店舗等からの汲み取り件数は前年度比約27.3%減少した。工事現場等に設置される仮設トイレの汲取件数は前年比約22.0%減少した。

し尿・浄化槽汚泥収集量推移

単位:kℓ

| 年度  | 31  | 2   | 3   | 4   | 5   |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| し尿  | 100 | 96  | 100 | 106 | 71  |
| 浄化槽 | 43  | 66  | 33  | 60  | 68  |
| 合計  | 143 | 162 | 133 | 166 | 139 |

令和5年度 し尿・浄化槽汚泥月別収集量

単位:kℓ

|     | し 尿  | 浄化槽汚泥 | 合 計   |
|-----|------|-------|-------|
| 4月  | 6.4  | 9.5   | 15.9  |
| 5月  | 5.0  | 5.1   | 10.1  |
| 6月  | 6.6  | 12.1  | 18.7  |
| 7月  | 4.9  | 1.2   | 6.1   |
| 8月  | 3.8  | 0.0   | 3.8   |
| 9月  | 5.3  | 1.5   | 6.8   |
| 10月 | 4.7  | 3.5   | 8.2   |
| 11月 | 7.9  | 13.3  | 21.2  |
| 12月 | 8.4  | 3.0   | 11.4  |
| 1月  | 5.0  | 1.3   | 6.3   |
| 2月  | 6.8  | 11.4  | 18.2  |
| 3月  | 5.7  | 6.2   | 11.9  |
| 合 計 | 70.5 | 68.1  | 138.6 |

し尿件数

単位:件

| 年度    | 31  | 2   | 3   | 4   | 5   |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 汲み取り  | 56  | 36  | 20  | 22  | 16  |
| 仮設トイレ | 408 | 436 | 474 | 537 | 419 |
| 合計    | 464 | 472 | 494 | 559 | 435 |



## 4 し尿・浄化槽汚泥処理原価

し尿・浄化槽汚泥の収集量は公共下水道の整備に伴い減少しているが、1 kℓ当たりの経費は年々増加傾向にあり、令和5年度はし尿希釈処理施設解体工事費及び湖南衛生組合加入負担金によるし尿処理原価が増加した。

| 年度<br>区分      | 31      | 2       | 3       | 4       | 5         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 収集運搬費（千円）     | 20,252  | 20,752  | 20,490  | 20,351  | 27,138    |
| 中間処理費（千円）※    | 19,369  | 26,913  | 22,141  | 18,869  | 215,993   |
| 合 計（千円）       | 39,621  | 47,665  | 42,631  | 39,220  | 243,131   |
| 処理量（kℓ）       | 143     | 162     | 133     | 166     | 139       |
| 1 kℓ 当たり経費（円） | 277,068 | 294,231 | 320,537 | 236,262 | 1,749,146 |

※中間処理とは下水道放流前処理のことを指す。

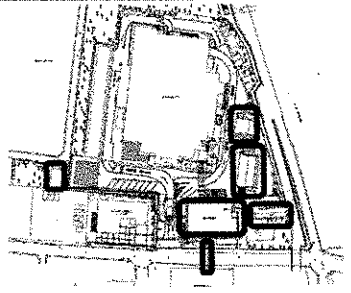
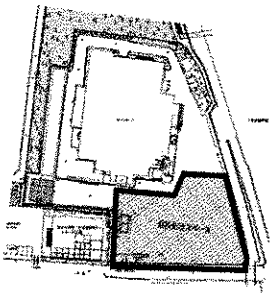
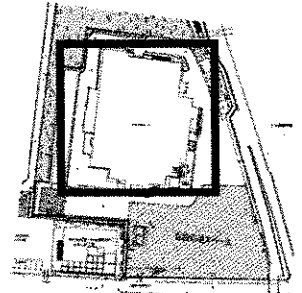
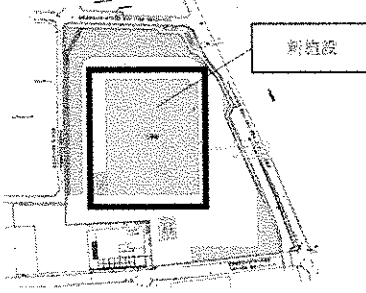
# V

(仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備

## (仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備の概要

### 1 整備手順

本市では、平成 29 年 3 月に策定（令和 5 年 8 月に改定）した、（仮称）国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画に沿って整備を行っている。

| (第 1 段階) 清掃センター事務所棟他の解体                                                                                                       |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 2 段階で行う仮設処理施設用地確保のため、清掃センター事務所棟他を解体する。</p>                                                                               |    |
| (第 2 段階) 仮設処理施設の整備                                                                                                            |                                                                                       |
| <p>清掃センター工場棟他の解体から新施設が稼働するまでの間に運用する仮設処理施設を整備する。</p> <p>なお、工場棟解体、また、新施設建設のスペースが必要であり、仮設処理は、搬入品目を最小限とし、必要最低限の選別・解体・搬出作業を行う。</p> |   |
| (第 3 段階) 清掃センター工場棟他の解体                                                                                                        |                                                                                       |
| <p>清掃センター工場棟他を解体する。</p> <p>解体工事は、有害物質が付着した焼却部分、建物本体部分、高架作業が必要な煙突部分に大別され、特に焼却部分は、丁寧な対応が求められる。</p>                              |  |
| (第 4 段階) 新施設の整備                                                                                                               |                                                                                       |
| <p>新施設の整備を行う。</p> <p>なお、第 2 段階に整備した仮設処理施設は新施設稼働後に解体撤去し緑地等新たな空間として整備を行う。</p>                                                   |  |

### 2 整備状況

(第 1 段階) 清掃センター事務所棟他の解体に着手している。

# 資 料

- ・ 令和5年4月1日号から令和6年3月15日号市報における清掃関連の記事（抜粋）
- ・ 特集号（令和5年10月15日・令和6年3月15日）

令和5年4月15日号

### し尿処理の広域化を開始

し尿希釈施設の複合的な課題の解決を図るため、4月から、武蔵村山市にある湖南衛生組合に加入し、共同によるし尿処理を行っています。施設周辺にお住まいの方・武蔵村山市民の方のご理解の下、立川市・武蔵野市・小金井市・小平市・東大和市・武蔵村山市とともに安定したし尿処理を継続していきます。

300

↓環境対策課 ☎042・300・5

### 家庭ごみ有料袋の減免申請受付

4月1日時点で家庭ごみ有料袋の減免対象となる世帯主の方へ4月下旬に申請書を郵送します。4月2日以降に対象となった方は環境対策課へお問い合わせください。

○生活保護受給世帯 ○児童扶養手当受給世帯 ○特別児童扶養手当受給世帯 ○遺族基礎年金(旧母子福祉年金等)受給世帯 ○身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級で、住民税が非課税の世帯 ○全員が満75歳以上で、住民税が非課税の世帯

3環境対策課へ

詳しくは申請書に同封の書類をご覧ください

↓環境対策課 ☎042・300・5300

### リサイクルコーナー

譲って 子ども用品、自転車、家具、家電、  
ください 楽器

譲ります 電気ストーブ、ホットカーペット、  
子ども用おまる、ランドセル、子  
ども用いす、電子オルガン、自転  
車、ランニングマシーン

品物は日々変動があります。

具体的な品名や最新の情報は市HP

☎1002183をご覧ください。  
お問い合わせください。

譲渡は無料です。当事者間でやり取  
りしてください

### リサイクル家具販売会

4月23日(日)10:00~12:00

ストックヤード(西元町2-9-6)

(当日直接会場へ)

駐車場数台あり/配送不可/混雑時  
は入場制限を行う場合あり/荒天中  
止

### 雑・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油の 集点収集&フードドライブ ご協力

4月25日(火)9:00~11:00

本町・西町地区センター(当日直接会場へ)

破れた・穴が開いた物、車輪の付い  
たかばん、ゴルフバッグ、スーツケ  
ース、長靴、スパイク、スリッパ、  
人形などは収集できません/食用油  
はペットボトル・缶等に入れてお持  
ちください

### フードドライブ

家庭で余っている、米(生産1年以  
内)、缶詰、瓶詰、調味料、乾物、飲料、  
お菓子、インスタント・レトルト食品  
などで、賞味期限が1か月以上あり未  
開封のものをお持ちください。必要と  
される方へ届けます。

市社会福祉協議会では、随時受け付  
けています。事前にお電話のうえ、  
お持ちください

同協議会 ☎(042)324-8311

→ごみ減量推進課 ☎(042)300-5303

令和5年5月15日号

**リサイクル コーナー**

願って 子ども用品、自転車、家  
ください 具、家電、楽器

ランドセル、子供用鉄棒、  
譲ります 自転車、ぬいぐるみ、お  
ひなさま

品物は日々変動があります。  
具体的な品名や最新の情報は  
市HP [1002183](#)をご覧ください。  
ただか、お問い合わせください。  
譲渡は無料です。当事者間で  
やり取りしてください

**リサイクル家具販売会**

5月28日(日)10:00~12:00  
ストックヤード(西元町2-9-6)  
※当日直接会場へ

※駐車場数台あり/配送不可/  
混雑時は入場制限を行う場合  
あり/荒天中止

靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油の  
**定点収集&フードドライブ**

5月23日(火)9:00~11:00  
本多公民館(当日直接会場へ)

破れた・穴が開いた物、車輪の付  
いたかばん、ゴルフバッグ、スー  
ツケース、長靴、スパイク、スリ  
ッパ、人形などは収集できません  
/食用油はペットボトル・缶等に  
入れてお持ちください

**フードドライブ**  
家庭で余っている、米(生産1年  
以内)、缶詰、瓶詰、調味料、乾物、  
飲料、お菓子、インスタント・レト  
ルト食品などで、賞味期限が1か月  
以上あり未開封のものをお持ちくだ  
さい。必要とされる方へ届けます。  
市社会福祉協議会では、随時受け  
付けをしています。事前にお電話  
のうえ、お持ちください

同協議会 ☎(042)324-8311  
→ごみ減量推進課 ☎(042)300-5303

**3R講座  
受講者募集**



ごみ・資源物の現状や施設の見学会、講座などを通じて、  
環境問題から家庭ごみの減量・分別方法まで幅広い知識を  
身に付けることができます。4講座以上の受講で修了証書  
を授与します。受講後、地域のボランティアとして活動い  
ただける方は、廃棄物減量等推進委員に委嘱します。

→ごみ減量推進課 ☎(042)300-5303

市内在住の方 下表参照 25人(先着)  
5月16日(火)~6月9日(金)に電話でごみ減量推進課へ

スケジュール(予定)

| 日時(金曜日)            | 会場                                         | 内容                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 6月23日 13:30~16:00  | 市民室内プール会議室<br>市清掃センター                      | 開講式<br>ごみ・資源物の現状と資源化事業の説明<br>3Rと市民8つの誇りの説明、市清掃センター見学        |
| 7月21日 13:00~17:00  | 浅川清流環境組合(日野市)<br>日野市クリーンセンター(日野市)          | 3市共同可燃ごみ処理施設見学<br>日野市クリーンセンター見学                             |
| 8月18日 13:30~16:00  | 市民室内プール会議室                                 | ごみ分別ルールの説明・ごみの分別体験                                          |
| 9月15日 8:30~17:00   | 二ツ塚廃棄物広域処分場<br>日の出山荘(西多摩郡日の出町)<br>市ストックヤード | 二ツ塚廃棄物広域処分場見学<br>中富根康弘・ロナルドレーガン日米首脳会談記念館見学<br>市のビンの中間処理施設見学 |
| 10月20日             |                                            | 廃棄物減量等推進委員会の説明<br>地域別ディスカッション                               |
| 11月17日 13:30~16:00 | 市民室内プール会議室                                 | ごみ減量のポイント等の説明<br>家庭でできる3Rチェックシート記入<br>閉講式                   |

## (仮称)国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画(案)へのパブリック・コメント(意見提出手続)、用途地域変更に係る説明会の実施

→環境対策課(内399)

現施設の老朽化に伴う建て替えを目的として平成28年度に当初計画を作成し、その後法律の改正等の環境変化に対応するための計画改定を行います。この案に関して、広く市民の皆さんの意見を伺うため、パブリック・コメントを実施します。

※次の①～⑤のいずれかに該当する方や団体①市内在住②市内に勤務または在学③市内で事業活動または公益的な活動をしている④本市に納税義務がある⑤当該案件に利害関係がある  
公開期間 5月15日(月)～6月15日(木)

公開場所 環境対策課(市役所第6庁舎)、オープナー、ひかりプラザ、いずみプラザ、cocobunji市民サービスコーナー、国立駅前市民サービスコーナー、各公民館・地域センター、恋ヶ窪・光図書館、本多図書館駅前分館、福祉センター、市HP(030115)

※パブリックコメントに件名・住所・氏名(団体の場合は名称・代表者氏名・事務所等の所在地)、対象の①～⑤のうち該当する番号を明記し、seisoushisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp・(042)326-4915・直接または郵送(必着)で〒185-8501国分寺市役所(環境対策課)へ※市外在住の方は、市内の勤務先・通学先、事業・公益的な活動内容などを併記してください※いただいた意見は検討し、その概要とそれに対する市の考え方を後日公表します。直接回答は行いません。収集した個人情報、関係法令に基づき適切に取り扱います

### 主な改正内容

これまで燃やせないごみとして扱った製品プラスチック(パケツ・ハンガー等)をリサイクル品とする法律の改正があったこと、また安定的なごみ処理を継続するためペットボトル・せん定枝を自区内処理とし、施設の規模等を見直ししました。また現施設の敷地は住居系から工業系の用途地域に変更する必要があるため、まちづくり条例に基づく説明も行います。

### 市民説明会

5月27日(土)10:00～11:00

31日(水)18:00～19:00

市役所書庫棟会議室(当日直接会場へ)

※計画改定・都市計画変更の説明

## (仮)プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針(案)へのパブリック・コメント(意見提出手続)の実施

→ごみ減量推進課(042)300-5303

令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。市では容器包装・製品プラスチックの分別収集と、指定収集袋の有料化を行うことによって、ごみの発生抑制・分別によるごみの減量・資源化の促進を図り、更なる循環型社会を実現していただくため「(仮)プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針(案)」を策定します。この案に関して、広く市民の皆さんの意見を伺うため、パブリック・コメント(意見提出手続)を実施します。

※次の①～⑤のいずれかに該当する方や団体①市内在住②市内に勤務または在学③市内で事業活動または公益的な活動をしている④本市に納税義務がある⑤当該案件に利害関係がある  
公開期間 5月15日(月)～6月15日(木)

公開場所 ごみ減量推進課(市役所第6庁舎)、オープナー、ひかりプラザ、いずみプラザ、cocobunji市民サービスコーナー、国立駅前市民サービスコーナー、各公民館・地域センター、恋ヶ窪・光図書館、本多図書館駅前分館、福祉センター、市HP(1030087)

※パブリックコメントに件名・住所・氏名(団体の場合は名称・代表者氏名・事務所等の所在地)、対象の①～⑤のうち該当する番号を明記し、recycle@city.kokubunji.tokyo.jp・(042)326-4410・直接または郵送(必着)で〒185-0013西恋ヶ窪3-33-3ごみ減量推進課へ※市外在住の方は、市内の勤務先・通学先、事業・公益的な活動内容などを併記してください

※いただいた意見は検討し、その概要とそれに対する市の考え方を後日公表します。直接回答は行いません。収集した個人情報、関係法令に基づき適切に取り扱います

### 主な変更内容

| 変更前        |              | 変更後        |                      |
|------------|--------------|------------|----------------------|
| 資源物        | 収集袋の種類       | 資源物        | 収集袋の種類               |
| 容器包装プラスチック | 資源プラスチック(無料) | 容器包装プラスチック | (仮)プラスチック廃棄物(有料(予定)) |
| 製品プラスチック   | もやせないごみ(有料)  | 製品プラスチック   |                      |

### 市民説明会

| 日  |        | 時間                         | 会場<br>(当日直接会場へ) |
|----|--------|----------------------------|-----------------|
| 5月 | 17日(水) | 18:30～19:30                | ひかりプラザ          |
|    | 21日(日) | 10:30～11:30<br>14:00～15:00 |                 |
|    | 24日(水) | 18:30～19:30                | 市役所<br>書庫棟会議室   |
|    | 31日(水) |                            |                 |
| 6月 | 10日(土) | 10:30～11:30                | 本多公民館           |
|    | 11日(日) |                            |                 |
|    | 12日(月) | 18:30～19:30                | リオンホール          |

令和5年6月1日号

個人事業者の方へ

## 事業系ごみ手数料減免制度

市指定有料袋を対象の事業者に、無料で交付します。

■7月1日時点で次のすべてに該当する個人事業者○住居と事業所が市内  
○前年の所得額が270万円以下○事業主を含め従業員数が5人以下で、  
継続して1年以上営業している○市指定有料袋の年間使用枚数が160枚  
以上と認められる※有限会社・株式会社などの法人事業者の方は対象外

■申請期間 6月1日(木)～令和6年5月31日(金)

■交付枚数 80枚※申請月で交付枚数が異なります

■申請方法など詳しくは電話で環境対策課へ

→環境対策課 ☎(042) 300-5300

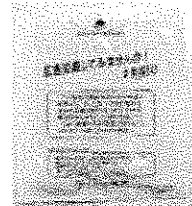
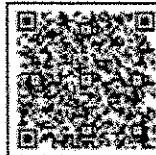
## 家庭ごみ指定収集袋(外装袋)の広告を募集

家庭ごみ指定収集袋の外装袋裏面に掲載する広告を募集します。

要件など詳しくは市HP ☎1013841をご覧ください。

■応募期間 6月1日～6月14日 家庭ごみ指定収集袋の外装袋裏面1枚

■6月1日(木)～14日(水)に電話または直接  
環境対策課(市役所第6庁舎)へ



■広告の規格・枚数・掲載料

| 品名       | 規格    |          | 枚数(枚)  | 掲載料(円)  |
|----------|-------|----------|--------|---------|
|          | 容量(ℓ) | 広告寸法(mm) |        |         |
| もやせるごみ用  | 3     | 200×175  | 30,000 | 45,000  |
|          | 5     | 190×200  | 48,000 | 72,000  |
|          | 10    | 135×140  | 45,000 | 90,000  |
|          | 20    | 170×185  | 48,000 | 120,000 |
|          | 40    | 205×245  | 30,000 | 90,000  |
| もやせないごみ用 | 5     | 190×200  | 12,000 | 18,000  |
|          | 10    | 135×140  | 12,000 | 24,000  |
|          | 20    | 170×185  | 18,000 | 45,000  |
|          | 40    | 205×245  | 18,000 | 54,000  |

→環境対策課 ☎(042) 300-5300



令和5年6月15日号

## リサイクルコーナー

日々変動あり  
譲って  
ください  
子ども用品、自転車、家具、  
家電、楽器  
譲ります  
掃除機、ベッド、自転車、テー  
ブル、ミシン、五月飾り、ト  
ランポリン、ジュニアシート

品名や最新の情報は市HP☎1002183  
または、お問い合わせください。

☎譲渡は無料。当事者間でのやり取り

## リサイクル家具販売会

6月25日(日)10:00~12:00

ストックヤード(西元町2-9-6)

(当日直接会場へ)

☎駐車場数台あり/配送不可/混雑時は  
入場制限を行う場合あり/荒天中止

靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油の

## 拠点収集&フードドライブ

6月27日(火)9:00~11:00

西町地域センター(当日直接会場へ)

### 拠点収集

☎破れた・穴が開いた物、車輪の付いたか  
ばん、ゴルフバッグ、スーツケース、長  
靴、スパイク、スリッパ、人形などは収  
集できません/食用油はペットボトル・  
缶等に入れてお持ちください

フードドライブ(必要とされる方へ届けます)

家庭で余っている、米(生産1年以内)、  
缶詰、瓶詰、調味料、乾物、飲料、お菓子、  
インスタント食品などで、賞味期限が1か  
月以上ある未開封のものをお持ちください。  
☎市社会福祉協議会では、随時受け付け。

事前にお電話ください

☎同協議会☎(042)324-8311

→ごみ減量推進課☎(042)300-5303

令和5年7月1日号

環境対策課から

→☎(042)300-5300

取り扱い開始

家庭用指定収集袋・粗大ごみ処理券・事業系  
市指定収集袋の販売店

セブン-イレブン東元町二丁目店  
(東元町2-20-4)

取り扱い終了

家庭用指定収集袋の販売店

史跡の駅おたカフェ  
(西元町1-13-6)

第1回

浅川清流環境組合(\*)議会臨時会

■7月20日(木)10:00~

■浅川清流環境組合可燃ごみ処理  
施設(日野市石田1-210-2)

■浅川清流環境組合

☎(042)589-0555

(\*)日野市・国分寺市・小金井市が可燃  
ごみを共同処理するために設立した  
一部事務組合

令和5年7月15日号

### リサイクルコーナー

譲って 子ども用品、自転車、家具、  
ください 家電、楽器

本棚・ベビーカー(三輪)・複  
筋マシン・オベリスク(植物  
園ります 用)・ジョイントマット(じゅ  
うたん用)・子ども用ミニカ  
ー・ピアノ

具体的な品名や最新の情報は市HP  
1002183またはお電話で  
譲渡は無料です。当事者間でやり取りを  
してください

**リサイクル家具販売会**

7月23日(日)10:00~12:00  
ストックヤード(西元町2-9-6)(当日直接会場へ)

駐車場数台あり/配送不可/混雑時は  
入場制限を行う場合あり/荒天中止

### 靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油の 拠点収集&フードドライブ

7月25日(火)9:00~11:00  
もとまち公民館(当日直接会場へ)

拠点収集  
破れた・穴が開いた物、車輪の付いたか  
ばん、ゴルフバッグ、スーツケース、長  
靴、スパイク、スリッパ、人形などは収  
集できません/食用油はペットボトル・  
缶等に入れてお持ちください

フードドライブ(必要とされる方へ届けます)  
家庭で余っている、米(生産1年以内)、  
缶詰、瓶詰、調味料、乾物、飲料、お菓子、  
インスタント食品などで、賞味期限が1か  
月以上ある未開封のものをお持ちください。  
市社会福祉協議会では、随時受け付け。  
事前にお電話ください  
同協議会 ☎(042)324-8311  
→ごみ減量推進課 ☎(042)300-5303

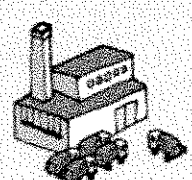
●3市ごみ減量推進市民会議  
7月18日(火)10時~12時  
日野市クリーンセンタープラ  
スチック類資源化施設2階多目  
的室(日野市石田1-210-2)  
車での来場不可  
↓ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

## 浅川清流環境組合

# 可燃ごみ処理施設見学会

日野市に建設された3市(日野市・国分寺市・小金井市)の  
共同による可燃ごみ処理施設を見学して、家  
庭から排出されるごみの処理工程などを学び  
ませんか。

市内在住・在勤・在学・在活の方※小学生  
以下は保護者同伴。未就学児同伴の場合は  
要相談



①8月1日(火)②19日(土) ③8:40~13:00  
集合場所 市清掃センター※車での来場不可  
各回30人(先着)  
7月18日(火)~25日(火)に電話で環境対策課へ  
→環境対策課 ☎(042)300-5300

# 水銀を含むごみは 有害ごみです

6月4日・5日に、もやせるごみの中に水銀を含むごみが混入し、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値(\*)を超える水銀濃度が一時的に測定されました。組合の定める停止の基準を超過した場合、施設の稼働停止やごみ搬入停止になります。水銀を含むごみは有害ごみに出してください。詳しくは、組合<https://cms.upcs.jp/asakawa/>で確認できます。

(\*)排気ガスに含まれる水銀などの有害物質をできる限り排出しないために、国が定める環境基準よりも厳しい $50\mu\text{g}/\text{mN}$ に設定

主に水銀が含まれているもの



蛍光灯

血圧計



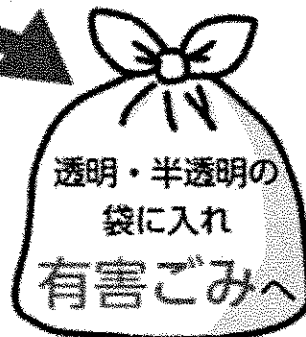
体温計



ボタン電池



(取り出せないおもちゃ・腕時計などを含む)



→環境対策課 ☎ (042) 300-5300

令和5年8月15日号

## リサイクルコーナー

日々変動あり

譲って  
ください 子ども用品、自転車、家具、家電、楽器

譲ります オープントースター、すのこベッド、学習机、子ども用自転車、  
電動マッサージ機、電動骨盤ケア、ゆりかご

品物は日々変動があります。品名や最新の情報は☎1002183または  
は電話でお問い合わせください。

☎譲渡は無料。当事者間でやり取り

### リサイクル家具販売会

8月27日(日)10:00~12:00

ストックヤード(西元町2-9-6)(当日直接会場へ)

☎駐車場数台あり/配送不可/混雑時は入場制限を行う場合あり/荒天中止

靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油の

### 拠点収集&フードドライブ

8月22日(火)9:00~11:00

北町地域センター(当日直接会場へ)

#### 拠点収集

☎破れた・穴が開いた物、車輪の付いたかばん、ゴルフバッグ、スーツケ-  
ース、長靴、スパイク、スリッパ、人形などは収集できません/食用油  
はペットボトル・缶等に入れてお持ちください

フードドライブ(必要とされる方へ届けます)

家庭で余っている、米(生産1年以内)、缶詰、瓶詰、調味料、乾物、飲料、  
お菓子、インスタント食品などで、賞味期限が1か月以上ある未開封の  
ものをお持ちください。

☎市社会福祉協議会では、随時受け付け。事前にお電話ください

☎同協議会☎(042)324-8311

→ごみ減量推進課☎(042)300-5303

令和5年9月1日号

日野市・国分寺市・小金井市 浅川清流環境組合 合同事業

## 水銀回収キャンペーン

■9月1日(金)～12月28日(木)

■ご家庭で不要になった、水銀を使用している体温計・温度計・血圧計、容器に入った水銀などを回収。お持ちいただいた方に電子体温計を進呈  
■150人(先着)

■回収場所 市役所第1・6庁舎、cocobunjiプラザ、国立駅前市民サービスコーナー、各地域センターの回収ボックスへ

■事業所で使用したものは対象外

→ごみ減量推進課 ☎(042)300-5303

7月18日に  
再びもやせるごみに水銀が混入  
水銀を含むごみは有害ごみ

6月4日・5日にも、もやせるごみに水銀が混入し、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が一時的に測定されました。基準を超過した場合、施設の稼働停止やごみ搬入停止につながります。水銀を含むごみは必ず有害ごみに出してください。詳しくは、組合 ☎<https://cms.upcs.jp/asakawa/>で確認できます。

→環境対策課 ☎(042)300-5300

令和5年9月15日号

300

↓環境対策課 ☎ 042・300・5

(並木町3-23-12)

ジェーソン園分寺並木町店

家庭ごみ指定収集袋  
取り扱い終了の販売店

## リサイクルコーナー

譲って 譲ります  
日々変動  
あきらめ  
ください 家電、楽器

マッサージ機、ソファ、ベ  
ッド、子ども用いす、子  
ども用自転車、温風機

品物は日々変動があります。具体的な品名  
や最新の情報は市HP ☎ 1002183 また  
は、お問い合わせください。

譲渡は無料。当事者間でやり取り

## リサイクル家具販売会

9月24日(日) 10:00~12:00

ストックヤード(西元町2-9-6(当日直接会場へ))

駐車場数台あり/配送不可/混雑時は入場  
制限を行う場合あり/荒天中止

## 靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油の 拠点収集&フードドライブ

9月26日(火) 9:00~11:00

北の原地域センター(当日直接会場へ)

### 拠点収集

破れた・穴が開いた物、車輪の付いたかばん、  
ゴルフバッグ、スーツケース、長靴、スパイ  
ク、スリッパ、人形などは収集できません/  
食用油はペットボトル・缶等に入れてお持ち  
ください

フードドライブ(必要とされる方へ届けます)

家庭で余っている、米(生産1年以内)、缶詰、  
瓶詰、調味料、乾物、飲料、お菓子、インスタ  
ント・レトルト食品などで、賞味期限が1か月  
以上あり未開封のものをお持ちください。

市社会福祉協議会 ☎ (042) 324-8311

同協議会では、随時受け付け。事前にお電話  
ください

→ごみ減量推進課 ☎ (042) 300-5303

令和5年10月1日号

#### 今月は食品ロス削減月間

日本では、本来食べられるのに捨てられてしまう食品が毎年約500万トン発生しており、国民1人当たりご飯茶碗1杯分を毎日捨てている計算となります。もったいない心を大切に、食品ロス削減に取り組みましょう

- アンケートにご協力を可燃ごみを共同処理している日野市・国分寺市・小金井市では、食品ロス削減につながる取り組みへのアンケートを行います。二次元コードからお答えください



市内在住・在学・在勤・在活の方

10月1日(日)～31日(火)

1031000

ごみ減量推進課 042-300-5303

#### 家庭用指定収集袋等の 取り扱い終了の販売店

ファミリーマート 柚木国分寺南町  
店(東元町1-13-10)

環境対策課 042-300-5300

#### 第2回浅川清流環境組合(\*) 議会定例会

11月7日(火) 10:00～

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設(日野市石田1-210-2)

(\*)日野市・国分寺市・小金井市が可燃ごみを共同処理するために設立した一部事務組合

浅川清流環境組合 042-589-0555

## 意見募集の結果を公表します

計画の改定と方針の策定に先立ち実施したパブリック・コメントにより、市民の皆さんから頂いた意見とそれに対する市の考え方などをご覧いただけます。

●公表期間=10月1日(日)～11月1日(水)

●公表場所=オープナー・ひかりプラザ・いずみプラザ・cocobunji市民サービスコーナー・国立駅前市民サービスコーナー・各地域センター・福祉センター・各公民館・本多図書館駅前分館・恋ヶ窪図書館・光国書館

### 「(仮称)リサイクルセンター施設整備基本計画」の改定

●意見提出件数=8件(2名)のうち4件を反映

※上記公表場所のほか、環境対策課(市役所第6庁舎)・01015263で随時閲覧可



環境対策課(内399)

### 「(仮)プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針」の策定

●意見提出件数=29件(21名)のうち1件を反映(ほか5件は反映済み)

※上記公表場所のほか、ごみ減量推進課(市役所第6庁舎)・01031001で随時閲覧可



ごみ減量推進課 042-300-5303



令和5年10月15日号

# リサイクルを推進しよう

☎ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

## ●リサイクルコーナー

譲ってください

子ども用品・自転車・家具・家電・楽器

譲ります

掃除機・オーブントースター・学習机・琴一式・キャリーバック・

座いす・子ども用自転車

☎譲り渡しは無料／やり取りは当事者間で／

品名や最新情報は市HP ☎1002183

## ●リサイクル家具販売

☎10月22日(日) 10:00~12:00(荒天中止)

☎ストックヤード(西元町2-9-6、当日直接会場へ)

☎粗大ごみで出された家具などをリフォームし販売(約250点)

☎駐車場数台あり／配送不可／混雑時は入場を制限 ☎1022656

## ●拠点収集&フードドライブ

☎10月24日(火) 9:00~11:00

☎内藤地域センター(当日直接会場へ)

### 拠点収集

☎靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油

☎破れた・穴が開いた物、車輪の付いたかばん、ゴルフバッグ、ス  
ーツケース、長靴、スパイク、スリッパ、人形などは不可／食用  
油はペットボトル・缶等に入れて持参

### フードドライブ

☎米(生産1年以内)・缶詰・瓶詰・調味料・乾物・飲料・お菓子・イ  
ンスタント食品・レトルト食品などで、賞味期限が1か月以上あ  
る未開封のもの

☎市社会福祉協議会 ☎042-324-8311で随時受け付け(事前連絡が必要)

☎1000409

令和5年11月15日号

# △ リサイクルを推進しよう △

ごみ減量推進課 042-300-5303

## 「11月23日(日) 10:00～12:00(雨天中止)」

第12月3日(日) 10:00～12:00(雨天中止)

ごみ減量センター(当市環境会館へ)

空箱大ごみで出された資源などをリフ

ォームし分別で販売。資源回収された物

質をのりから仕入れのよい物を材料でお

返し、旅行機などの材料として再利用

するため、使用済みの食用油を回収

回収率確保のため、回収不可/運送時は入場を制限

第12月3日

第12月3日

第12月3日

第12月3日

第12月3日

リサイクルコーナー(第12月3日)

運ってください 子ども用品・自転車・家具・家電・楽器

譲ります 学習机・琴・笛・折りたたみテーブル・椅子・自転車

回収リサイクルは無料/やり取りは当事者間で/品名や最新情報は市へ

第12月3日(日) 9:00～11:00

第12月3日(日) 9:00～11:00

第12月3日(日) 9:00～11:00

第12月3日

回収・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油(ペットボトル・缶  
等に入れて持参)

回収できない物(壊れた・穴が空いた物、車輪の付いたかばん、ゴルフ  
バッグ、スーツケース、自転車、スライク、スリッパ、人形など)

フードドライブ

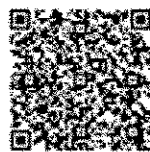
国産(生産1年以内)・缶詰・調味料・乾物・飲料・お菓子・  
インスタント食品・レトルト食品などで、賞味期限が1か月以上  
ある未開封のもの

国産社会福祉協議会(042-304-8311)で連絡受け付け(事前連絡がよい)

令和5年12月1日号

### 年末年始のごみ・資源物収集

粗大ごみの年内収集の申し込みは12月22日(金)まで。その後の申し込みは令和6年1月4日(木)以降に収集。各ごみ・資源物の年末年始の収集日は、ごみ・リサイクルカレンダーまたはアプリを確認し、出し忘れにご注意ください。ごみ出しのルールを守り、収集日の8:30までにお出してください



ごみ・リサイクル  
カレンダー

粗大ごみ受付センター ☎ 042-538-1153

環境対策課 ☎ 042-300-5300

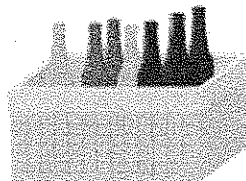
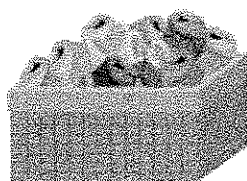
### ごみ・リサイクルカレンダーの 広告募集

12月1日(金)～15日(金)

¥50,000円※1枠(縦2.5cm×横10cm)

☎ 1029356

環境対策課 ☎ 042-300-5300



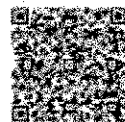
令和5年12月15日号

### 国分寺市一般廃棄物処理基本計画(案)

平成31年に策定した国分寺市一般廃棄物処理基本計画を効果的に運用していくこと、計画策定の前提となっている諸条件の大きな変動等を踏まえ、概ね5年ごとに見直すための中間改定を行います。

☎1031182

☎環境対策課 ☎042-300-5300



#### 諸条件の大きな変動項目

○もやせるごみの共同処理(浅川清流環境組合本稼働)○事業系ごみ処理手数料改定○ペットボトル戸別収集実施○せん定枝戸別収集実施○こくぶんじ育ち(トイレットペーパー)製造中止○国分寺市災害廃棄物処理計画策定○し尿の共同処理(湖南衛生組合へ加入)○清掃センターへの持ち込み休止○(仮)プラスチック廃棄物一括収集および有料化の実施(予定)

#### ●廃棄物の減量及び再利用推進審議会

☎12月22日(金) 15:00~17:00

☎本多公民館

☎一般廃棄物処理基本計画(案)に関して

☎ごみ減量推進課 ☎042-300-5303



## STOP the 水銀

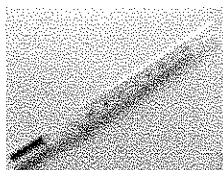
☎環境対策課 ☎042-321-5300

7月18日に続いて10月18日、11月21日・28日にも、もやせるごみの中に水銀を含むごみが混入し、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が一時的に測定されました。

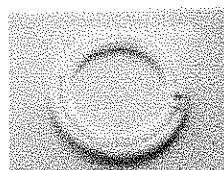
なお、11月28日の事象では、この影響で焼却炉の運転に一部支障が生じました。焼却炉が停止するとごみ処理に重大な影響を及ぼす恐れがありますので、もやせるごみ、もやせないごみなど、ほかのごみの中には絶対に混入させないでください。

詳しくは、同組合 ☎<https://cms.upcs.jp/asakawa/>

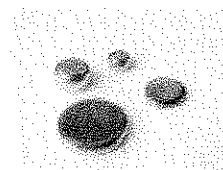
#### 主に水銀が含まれているもの



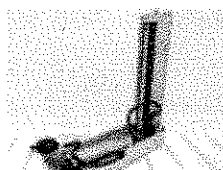
体温計



蛍光灯



ボタン電池(取り出せないおもちゃ・検測計なども含む)



血圧計

透明・半透明の袋に入れて有害ごみへ

令和6年1月15日号

家庭ごみ指定収集袋等の  
取り扱い販売店

終了ファミリーマート国分寺本多  
五丁目店(本多5-12-1)

開始ファミリーマート小平上水本  
町店(小平市上水本町2-14-34)

☎①1002151②1002209

☎環境対策課 ☎042-300-5300

●廃棄物の減量及び再利用推進審議  
会

☎1月30日(火)15:00～17:00

☎本多公民館

☎一般廃棄物処理基本計画(案)に関  
して

☎ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

## △△リサイクルを推進しよう△△

☎ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

●リサイクルコーナー

譲ってください

子ども用品・自転車・家具・家電・楽器

譲ります

空気清浄器・ホットカーペット・シングルベッド・食卓用イス・学  
習机・キャリーバック・座いす・子ども用自転車・こたつ・ランド  
セル・電子キーボード

☎譲り渡しは無料/やり取りは当事者間で/

品名や最新情報は市HP☎1002183

●リサイクル家具販売

☎1月28日(日)10:00～12:00(荒天中止)

☎ストックヤード(西元町2-9-6、当日直接会場へ)

☎粗大ごみで出された家具などをリフォームし販売(約250点)

☎駐車場数台あり/配送不可/混雑時は入場を制限 ☎1022656

●拠点収集&フードドライブ

☎1月23日(火)9:00～11:00

☎ひかりプラザ(当日直接会場へ)

拠点収集

☎靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油

☎破れた・穴が開いた物、車輪の付いたかばん、ゴルフバッグ、ス  
ーツケース、長靴、スパイク、スリッパ、人形などは不可/食用  
油はペットボトル・缶等に入れて持参

フードドライブ

☎米(生産1年以内)・缶詰・瓶詰・調味料・乾物・飲料・お菓子・イ  
ンスタント食品・レトルト食品などで、賞味期限が1か月以上あ  
る未開封のもの

☎市社会福祉協議会 ☎042-324-8311で随時受け付け(事前連絡が必要)

☎1000409

# ごみ減量 リサイクルだより

編集・発行：環境対策課 ごみ減量推進課  
住 所：〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪3-33-3  
TEL：042-300-5300(環境対策課)  
042-300-5303(ごみ減量推進課)  
042-328-2191(環境対策課環境対策係)  
FAX：042-326-4410

令和6年1月15日号特集号



## 資源プラスチック

令和6年4月から



分別方法が変わり



6月から有料化となります

資源プラスチックの分け方・出し方説明会を開催しますのでご参加ください。

### ■説明会

以下の施設（10か所）にて、資源プラスチックの分け方・出し方説明会を開催します。



| No. | 施設      | 日時                   |
|-----|---------|----------------------|
| 1   | ひかりプラザ  | 1月21日（日）10：30から11：30 |
| 2   | 国分寺市役所  | 1月21日（日）14：00から15：00 |
| 3   | 国分寺市役所  | 1月24日（水）18：30から19：30 |
| 4   | いずみホール  | 2月3日（土）14：00から15：00  |
| 5   | もとまち公民館 | 2月6日（火）18：30から19：30  |

| No. | 施設       | 日時                   |
|-----|----------|----------------------|
| 6   | 本多公民館    | 2月10日（土）10：30から11：30 |
| 7   | リオンホール   | 2月14日（水）18：30から19：30 |
| 8   | リオンホール   | 2月24日（土）14：00から15：00 |
| 9   | 並木公民館    | 2月28日（水）18：30から19：30 |
| 10  | 内藤地域センター | 3月5日（火）18：30から19：30  |

当日直接会場へお越しください。

また、自治会・集合住宅などの団体を対象に個別説明会を行います。希望する場合はご連絡をいただければ日程調整のうえ訪問します。会場はご用意ください。詳しくはごみ減量推進課へお問い合わせください。

### ■一括収集と有料化に至る背景

使い勝手の良いプラスチックは、私たちの生活のあらゆるところで使用されています。しかし、便利な一方で、海洋プラスチック問題、気候変動問題等、地球規模での環境問題が懸念されていることから、多様な物品に使用されている全てのプラスチックに関し、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、資源循環を一層促進する必要が求められてきました。そのため、市においてもプラスチックの発生抑制、分別による減量、資源循環の促進を図るため、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括収集及び有料化し、全てのプラスチックの資源循環を進めることにしました。

### ■令和6年4月から変更する分別方法

これまで「もやせないごみ」として収集していたプラマークのない「製品プラスチック（全てがプラスチックの製品）」と、プラマークのある「資源プラスチック」を一緒に入れて、「資源プラスチック」の収集日に収集します。

※40cm以上の物は「粗大ごみ」となります。 ※カセット・ビデオテープ・電池を使用する製品等は「もやせないごみ」となります。

### ■令和6年6月から新設する指定収集袋

新たに「資源プラスチック」の指定収集袋（有料）で排出してください。

| 区分       | 指定収集袋の価格           |                     |
|----------|--------------------|---------------------|
| 資源プラスチック | S袋（5ℓ相当）：1袋につき5円   | L袋（20ℓ相当）：1袋につき20円  |
|          | M袋（10ℓ相当）：1袋につき10円 | LL袋（40ℓ相当）：1袋につき40円 |

## ごみ・資源物の処理状況をお知らせします

### ごみ・資源物の収集量の推移

令和4年度のごみ・資源物の排出量は、市全体で28,414tになり、前年度よりも減少しました。主な内訳別では、もやせるごみが約0.9%減少、もやせないごみが約6.4%減少、粗大ごみが約2.8%減少しています。家庭系ごみ排出量（もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ）の減少が主な要因となっており、特にペットボトル及びせん定枝の戸別収集の実施により資源化が進み、国分寺市は多摩26市における総資源化率において、令和3年度に続き「第1位（48.9%）」となりました。引き続き、ごみ減量・資源化へのご協力をお願いします。

### 令和4年度のごみ・資源物の流れと処理費用

（ ）内は令和3年度比

ごみ・資源物量 28,414t (1.3%減)

1人1日 606.1g (1.8%減)

ごみ処理経費 ※26億9,415万円

ごみ処理経費 約20,935円/人

※施設維持管理等減価を行い算出しているため、令和4年度一般会計決算額とは異なります。



各家庭等からごみ・資源物を収集するための経費 約14億265万円



#### 資源物の拠点収集

- ・陶磁器：26t
- ・小型家電：6t
- ・金物類：20t
- ・ぬいぐるみ：9t
- ・廃食用油：2t
- ・コンタクトレンズ：138kg（空ケース）

もやせるごみ：15,631t

資源プラスチック：2,092t

衣類・布類：643t

給食残さ及び

生ごみたい肥事業

146t

もやせないごみ：1,615t

ビン・カン：1,342t

紙類：3,920t

粗大ごみ：1,034t

ペットボトル：319t

せん定枝：1,516t

有害ごみ：42t

### 各家庭等から収集したごみ・資源物を選別するための費用 約8億6,737万円

浅川清流環境組合  
可燃ごみ処理施設で行っている主な処理



焼却量  
17,530t

#### 国分寺市清掃センターで行っている主な処理

破砕処理：玩具等のプラスチック製品や木製の粗大ごみを細かく砕いています。  
選別・分解：もやせないごみや粗大ごみ等から資源化可能なものを選別します。  
圧縮：資源プラスチックやカン等を圧縮し、運搬しやすいよう加工します。

#### 有価物地域回収事業

(集団回収量)：2,839t

### 選別したごみ・資源物をリサイクルするための費用 約4億2,412万円

東京たま広域資源循環組合  
エコセメント化施設で行っている主な処理

焼却灰の量：1,192t  
※焼却灰を原料にエコセメントを作っています。



#### 日本容器包装リサイクル協会

資源プラスチック引渡量：1,909t

※容器包装リサイクル協会を通じ再商品化をしています。

#### 民間の再資源化事業者への引渡量

- ・ペットボトル：319t
- ・衣類・布類：643t
- ・紙類：3,920t
- ・せん定枝：1,516t
- ・たい肥化量：146t
- ・有価物地域回収事業(集団回収量)：2,839t など



### 品目別ごみ処理経費

もやせるごみ(1kg) 75円



1kg=炊いたお米 約7合分

もやせないごみ(1kg) 199円



1kg=灯油ポリタンク 1個分の重さ

紙・衣類(1kg) 45円



1kg=A4用紙250枚、または大人用トレーナー 2枚を束ねた重さ

ビン(1kg) 124円



1kg=ビール瓶(中) 約2本の重さ

カン(1kg) 197円



1kg=500mlのアルミ缶 50個の重さ

ペットボトル(1kg) 153円



1kg=2L用ペットボトル 約17本の重さ

### 令和4年度のごみ有料化に伴う処理手数料収入の使い道

廃棄物処理手数料(収入) (家庭ごみ有料化分) 2億1,806万円



公共施設整備基金(※) 8,297万9千円

※公共施設整備基金…将来、建設するごみ処理施設などの公共施設整備などに使用するための基金

有料化関係経費 1億1,282万7千円

- ①有料袋作成代
- ②有料袋の受注・保管・配送委託代
- ③有料袋販売委託代など



生ごみ処理機器購入助成金 255万8千円

家庭で生ごみ処理機器を購入する際に、代金の一部を交付した助成金



たい肥事業費用 1,220万5千円

生ごみやせん定枝からたい肥を作成するための費用



太陽光発電機助成金 749万1千円

家庭で太陽光発電機を購入する際に、代金の一部を交付した助成金



### STOP-the-水銀

ここ最近、もやせるごみに水銀が混入し、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が一時的に測定されました。基準を超過した場合、施設の種類停止やごみ搬入停止につながり、ごみ処理に重大な影響を及ぼします。水銀を含むごみは必ず有害ごみに出し、他のごみの中には絶対に混入させないでください。

詳しくは、同組合 ☎https://cms.upcs.jp/asakawa/

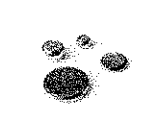
主に水銀が含まれているもの



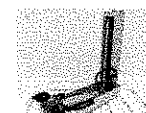
体温計



蛍光灯



ボタン電池(取り出せないおもちゃ・腕時計なども含む)



血圧計

透明・半透明の袋に入れて有害ごみへ



## ペットボトルはキャップ・ラベルをはずして出してください



**ペットボトルのリサイクルマーク**  
が付いたペットボトルを出してください



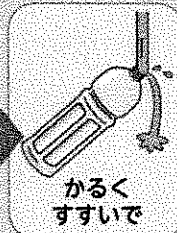
**出し方**



キャップを  
はずして

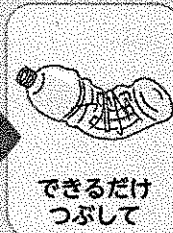


ラベルを  
はずして

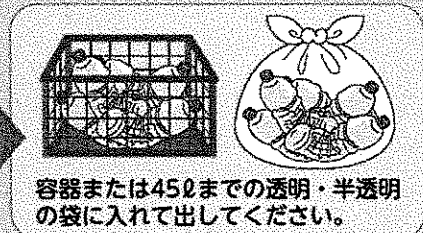


かるく  
すずいで

- キャップとラベルは「資源プラスチック」で出してください。
- 汚れの落ちないものは「もやせないごみ」で出してください。
- たばこの吸い殻などの異物は入れないでください。



できるだけ  
つぶして



容器または45ℓまでの透明・半透明  
の袋に入れて出してください。

## ごみの排出場所・容器の変更は市へご連絡ください

- ごみの排出場所を変えたり、新たに容器に入れて排出する場合は、市へご連絡ください。
- 市内で一戸建てに転居される場合は、収集開始希望日の3日前（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）までに、ごみの排出場所について市へご連絡ください。

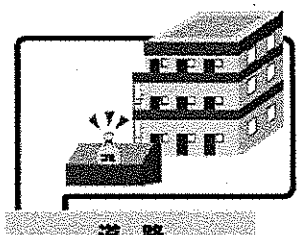
→環境対策課 ☎042-300-5300

### 一戸建てにお住まいの方



道路に面した敷地内  
の見やすい場所に  
出してください。

### 集合住宅にお住まいの方

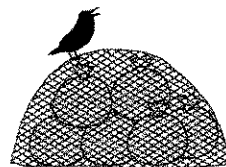


道路

- 集合住宅の場合は、市のルールのほかにも、お住まいの建物のごみ出しのルールを確認して、守ってください。

## ごみ出しのルールを 守ってください

- ごみの出し方や収集日は、ごみ・リサイクルカレンダーをご確認ください。
- 収集日の 朝8時30分 までにしてください。
- 雨の日でも、いつもと同じ場所に出してください。
- 種類ごとに、分別して出してください。違う種類のものが混ざっている場合は、収集できません。



※風で飛ばされる、動物に荒らされることを防ぐため、容器に入れることやネットを使うなどの工夫をお願いします。

### 庭木や雑草などは 適正に管理しましょう

庭木や雑草などが隣接地に越境することで、近隣トラブルの原因になります。

また、敷地内の雑草を放置することで、害虫の発生原因となることも考えられます。

敷地内の庭木のせん定や除草を定期的の実施し、近隣や地域の方々の迷惑とならないよう適正に管理しましょう。

### ポイ捨て禁止！

「国分寺市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例」により、市内全域でポイ捨ては禁止されています。

### 犬の散歩の際のふん・尿の 始末は飼い主の責任です



尿は水で流しましょう  
ふんは持ち帰りましょう

☎環境対策課 環境対策係  
☎042-328-2191

## 不法投棄は犯罪

ごみの不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

違反をすると不法投棄した廃棄物の撤去、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金が科せられます。

**見てるぞ!!**



不法投棄は犯罪だ！  
5年以下の懲役  
1,000万円以下の罰金  
※軽微な場合は罰金のみ

☎環境対策課 ☎042-300-5300  
小金井警察署 ☎042-381-0110





3Rを推進しましょう

国分寺

## ごみダイエットかわらばん

第30号

令和6年1月15日発行

- ・発行：ごみ減量推進課
- ・編集：国分寺市廃棄物減量等推進委員会
- ・連絡先：ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

特集

## さあ始めよう！プラスチック・スマート

令和4年4月、プラスチック製品の製造から最終処分までの課程におけるプラスチックの減量及び再資源化の促進を目的としたプラスチック資源循環促進法が施行されました。国は私たち消費者に、プラスチックは「えらんで 減らして リサイクル」を意識して賢く利用することを求めています。(プラスチック・スマート) 本紙は、今号と次号に「さあ始めよう！プラスチック・スマート」の特集記事を掲載します。この機会にプラスチック・スマートな暮らしをぜひ実現しましょう。

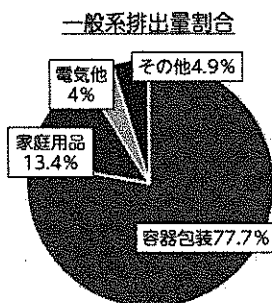
国のプラスチック・スマート  
キャンペーン ロゴマーク

## 日本の廃プラスチックの現況

◇廃プラスチック排出量◇  
(令和3年・単位：万t)

一般系 419 (50.8%)  
産業系 405 (49.2%)  
合計 824 (100%)

一般系(家庭系)の排出割合は右グラフの通り、容器包装プラが326万t(77.7%)で大半を占めています。  
(プラスチック循環利用協会資料より)



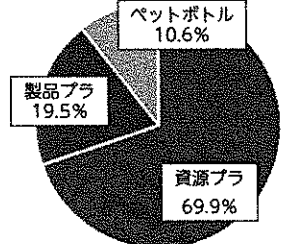
## 国分寺市の廃プラスチックの現況

◆廃プラスチック排出量◆  
(令和4年度・単位：t)

資源プラ 2,092 (69.9%)  
製品プラ 583 (19.5%)  
ペットボトル 319 (10.6%)  
合計 2,994 (100%)

3分の2を占める資源プラスチックと増加傾向のペットボトルの減量がポイントになります。  
(注) 製品プラは組成分析による推定値。

## 種類別排出量割合



## プラスチック・スマート 自己診断 実行している項目をチェックしましょう

## えらんで

- ☐ 洗剤やシャンプーは詰替商品を利用している。
- ☐ 出来るだけ紙やバイオプラスチックなどの代替商品を選んでいる。
- ☐ 環境マークを参考に、環境に優しい商品を選んでいる。
- ☐ 出来るだけ簡易包装の商品を選んでいる。
- ☐ 衣類は天然繊維の商品を選んでいる。



## 減らして

- ☐ エコバッグを携帯しレジ袋は使用しない。
- ☐ マイボトルを持参しペットボトルは利用しない。
- ☐ スプーンやストローなど使い捨てプラスチックはもらわない。
- ☐ 使い捨ておしぼりはもらわない。
- ☐ ラップの代わりに、血カパーや蜜蝋ラップなどを使っている。
- ☐ 外出先で出たごみは持ち帰る。



## リサイクル

- ☐ 分別ルールを理解し、しっかり分別して出している。
- ☐ 買い物時には、店頭の資源回収ボックスに入れている。
- ☐ リサイクル商品を利用している。
- ☐ 分別に迷ったときは、スマホの「ごみ分別アプリ」で確認して出している。



## ひとこと 4年ぶりの笑顔

昨年11月5日、4年ぶりに国分寺まつりが開催された。お天気もますます、10時過ぎから入場者が増えたが、家族連れが多く、皆さん笑顔で久しぶりのお祭りを心から楽しんでいる様子だった。

推進委員会は、啓発活動の一環として「ごみ分別クイズ」を実施した。午前中はほぼ満席で、「ごみ分別クイズ」に挑戦していただいた方は、535人と過去最高を記録し、大変盛況であった。

小4以上の「ごみ分別クイズ」の全問正解者は30名を超え、改めて市民の皆さんの意識の高さを実感した。

推進委員には、初めて「ごみ分別クイズ」を経験する人もいたが、分かりやすく丁寧に説明しており、また、参加者との会話も楽しんでいる様子で、啓発活動の原点を見た感じがした。(推進委員 Y Y)



ごみ分別クイズの様子

令和6年2月1日号

## 第2弾

### 日野市・国分寺市・小金井市 浅川清流環境組合 合同事業 水銀回収キャンペーン

■2月1日(木)～3月31日(日)

■厚紙で不要になった、水銀を使用している体温計・温度計・血圧計、容器に入った水銀などを回収。お持ちいただいた方に電子体温計を進呈

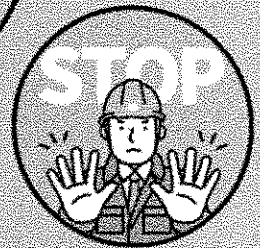
■300人(先着)

■このキャンペーンは、最近もやせるごみに水銀が混入し、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が一時的に測定されたことを受け、今一度水銀の排出に注意を促すため実施します。水銀が基準を超過した場合、施設の稼働停止やごみ搬入停止につながり、ごみ処理に大きな影響を及ぼします。水銀を含むごみは必ず有害ごみに出し、他のごみの中には絶対に混入させないでください。詳しくは、浅川清流環境組合 <https://cms.upcs.jp/asakawa/>

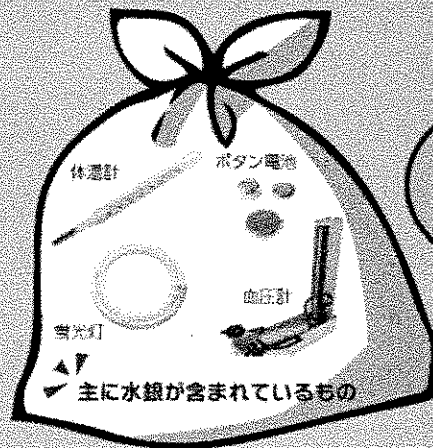
■持ち込み方法 市役所第1・6庁舎、cocobunjiプラザ、国立駅前市民サービスコーナー、各地域センターの回収ボックスへ※事業所で使用したものは対象外

■ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

水銀が含まれているごみは  
もやせるごみ・  
もやせないごみなど  
ほかのごみで  
出したらダメ



透明・半透明の  
袋に入れて  
有害ごみへ



令和6年3月1日号

---

家庭ごみ指定収集袋の取り扱い販  
売店（追加）

---

國ケーヨーデイツー立川幸町店(立  
川市幸町2-32-1)

☎1002151

☎環境対策課 ☎042-300-5300

令和6年3月15日号

## △ リサイクルを推進しよう △

ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

### ●リサイクルコーナー

譲ってください

子ども用品・自転車・家具・家電・楽器

譲ります

空気清浄機、ホットカーペット、シングルベッド、ロフトベッド、テーブル、食器棚、食卓用いす、学習机、物干し(ベランダ用)、自転車(大人・子ども用)、こたつ、ランドセル、ホットサンドメーカー、猫用ケージ・タワー、フラフープ、コードレスクリーナー、電子レンジ

譲り渡しは無料／やり取りは当事者間で／

品名・最新情報は☎1002183

### ●リサイクル家具販売会

☎3月24日(日)10:00～12:00(荒天中止)

☎ストックヤード(西元町2-9-6、当日直接会場へ)

☎粗大ごみで出された家具などをリフォームし販売

☎駐車場数台あり／配送不可／混雑時は入場を制限 ☎1022656

### ●拠点収集&フードドライブ

☎3月26日(火)9:00～11:00 ☎光公民館(当日直接会場へ)

拠点収集

☎靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油

☎破れた・穴が開いた物、車輪の付いたかばん、ゴルフバッグ、スーツケース、長靴、スパイク、スリッパ、人形などは不可／食用油はペットボトル・缶等に入れて持参

フードドライブ

☎米(生産1年以内)・缶詰・瓶詰・調味料・乾物・飲料・お菓子・インスタント食品・レトルト食品などで、賞味期限が1か月以上ある未開封のもの

☎市社会福祉協議会 ☎042-324-8311で随時受け付け(事前連絡が必要)

☎1000409

# ごみ減量 リサイクルだより

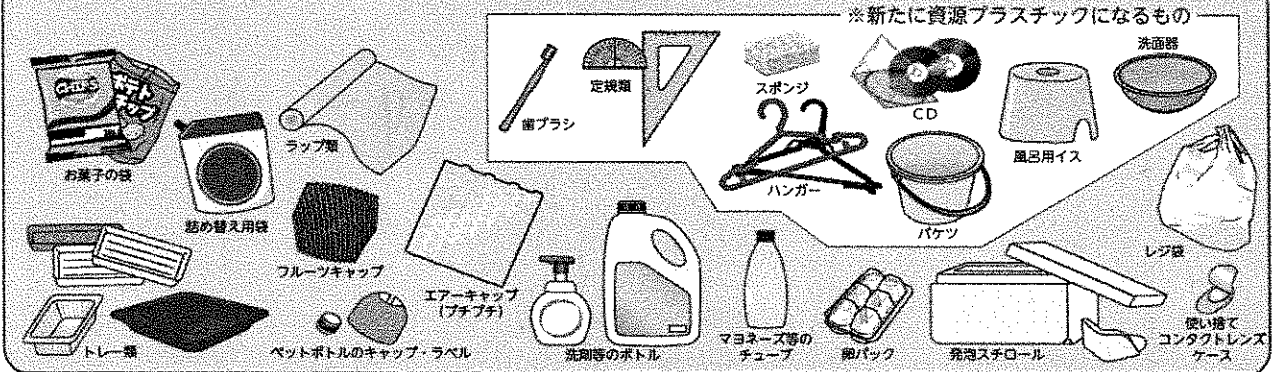
編集・発行：環境対策課 ごみ減量推進課  
住 所：〒185-0013国分寺市西恋ヶ窪3-33-3  
TEL：042-300-5300(環境対策課)  
042-300-5303(ごみ減量推進課)  
042-328-2191(環境対策課環境対策係)  
FAX：042-326-4410

令和6年3月15日号特集号

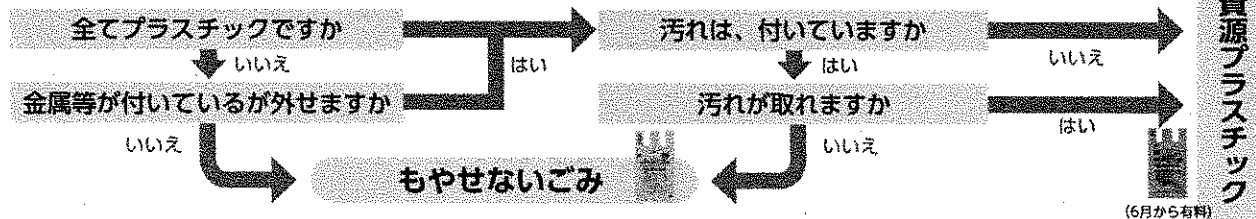
## 4月より資源プラスチックの分け方が変わります。

すべてがプラスチックでできている40cm未満の製品\*が新たに追加されます。  
6月からは指定収集袋（有料）での排出になります。

### 資源プラスチックの主なもの



### 資源プラスチック（40cm未満）かんたん分別方法（ペットボトルを除く）



- ★ポスター等掲示物を用意しておりますので、自治会やマンション管理人の方などが必要な方は、ごみ減量推進課へお問い合わせください
- ★自治会、集合住宅などの団体を対象に個別説明会を行います。希望する場合はご連絡をいただければ日程調整のうえ訪問します。会場はご用意ください。詳しくはごみ減量推進課へお問い合わせください。
- ★資源プラスチックの分け方出し方説明会をもとに、動画を作成し公開しています。市HP 1031001

### ！注意！ 以下のものは対象外です

- ・ペットボトル → 本体は『ペットボトル』で出してください（キャップ・ラベルのみ資源プラスチック）
- ・40cm以上の大きさのプラスチック → 『粗大ごみ』で出してください。
- ・5mm以上の厚さのあるプラスチック・汚れたプラスチック → 『もやせないごみ』で出してください。
- ・バッテリーが外せないプラスチック製品 → 『有害ごみ』で出してください。

## 6月からは指定収集袋（有料）での排出に変更となります

資源プラスチック用の指定収集袋は、5月のゴールデンウィーク明けから、市内・隣接市の協力店で販売の開始を予定しています。（販売協力店一覧は「令和6年度ごみ・リサイクルカレンダー」28ページから30ページをご参照ください）



### ～ 資源プラスチック用 指定収集袋 ～

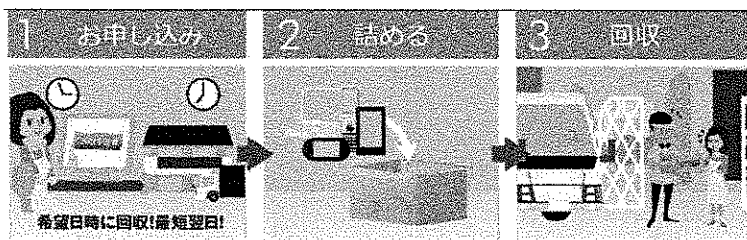
| 指定収集袋の種類<br>※色：オレンジ色               | （価格）<br>（1台10枚入） |
|------------------------------------|------------------|
| S袋（5ℓ相当）<br>たて42cm×よこ18cm×マチ6cm    | 50円              |
| M袋（10ℓ相当）<br>たて50cm×よこ26cm×マチ7cm   | 100円             |
| L袋（20ℓ相当）<br>たて60cm×よこ33cm×マチ8.5cm | 200円             |
| LL袋（40ℓ相当）<br>たて75cm×よこ45cm×マチ10cm | 400円             |

- △6月からは指定収集袋以外での排出は「ルール違反」となり、収集できません。
- △袋が違う・混ざりごみなどのルール違反にはシールを貼って、出された場所に置いていきます。



## 不要なパソコンの処分に困っていませんか？ 宅配便で自宅から回収しています

平成28年7月からリネットジャパンリサイクル㈱※1と連携し、宅配便を活用したパソコンや400品目以上の小型家電の回収を実施しています。パソコン本体の回収は無料です。個人情報などのデータ消去に必要なソフトはリネットジャパンリサイクル(株)のHPから無料で入手できます。パソコンなどに含まれるレア金属のリサイクルにも有効です。ぜひご利用ください。



注) パソコン本体を含む場合: 回収1箱(※3)が無料で2箱目から有料。  
パソコン本体を含まない場合: 1箱(※4) 1,760円。

①インターネットまたはファックスで申し込み  
リネットジャパンリサイクル(株) [HP]  
(<http://www.renet.jp/>) から申し込み  
ます。



ファックス申込用紙もダウンロードできます。

②回収物を箱に詰める

パソコンなどに含まれるデータを消して(※2)、ダンボール箱に詰めます。

③宅配業者が希望の日時に自宅から回収

回収は最短で翌日も可能。年中無休です。

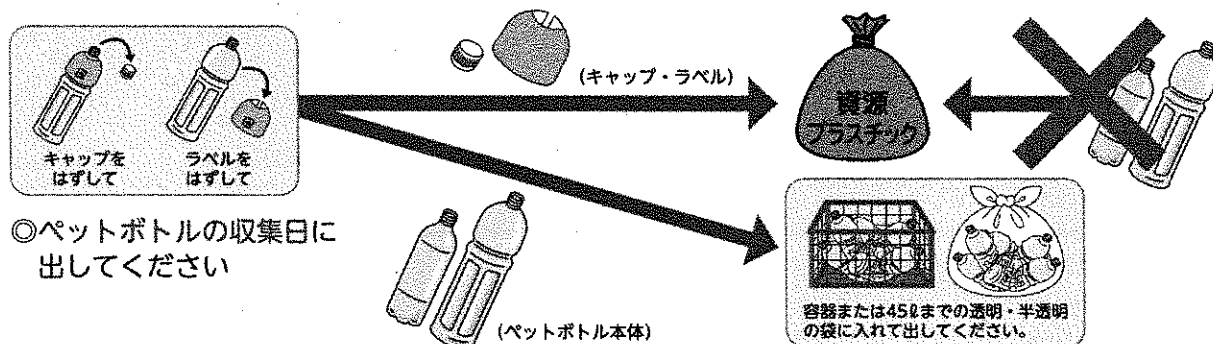
※1 環境省・経済産業省から認定を受けた「小型家電リサイクル法」の認定事業者です。

※2 個人情報などのデータ消去に必要なソフトを上記ホームページから無料で入手できます。消去作業を依頼する場合は、別途4,048円が掛かります。(消去証明書付き)

※3 1箱20kg以内、ダンボール箱のサイズは3辺の合計が140cm以内のものをご用意ください。希望者には回収専用箱(1箱493円)もあります。

※4 有料の場合は、申し込み時にクレジットカードなどで決済するか、回収時に宅配業者にお支払い(代引き手数料218円)ください。ファックスでの申し込みの場合は宅配業者の代引きのみになります。料金はいずれも税込です。

## ペットボトルの本体は「ペットボトル」で出してください キャップ・ラベルは「資源プラスチック」で出してください

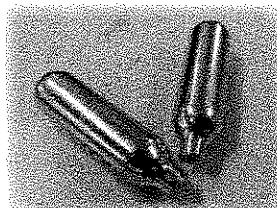


## 有害ごみ

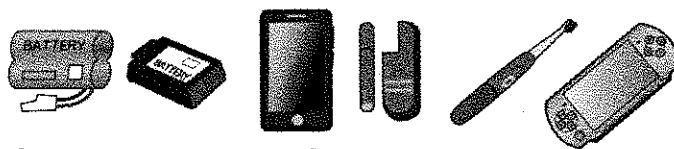
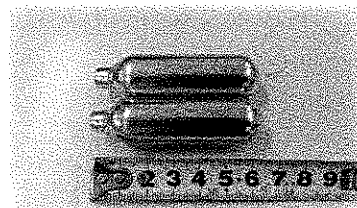
■ご家庭で炭酸水を作る機械に使用する炭酸ガスシリンダー(ボンベ)は、「有害ごみ」で出してください。

■小型充電式電池(リチウムイオン電池などの二次電池)は、「有害ごみ」で出してください。膨張したモバイルバッテリーや電池を取り出せない小型家電類(30cm未満)も「有害ごみ」で出してください。

■「有害ごみ」は品目ごとに別々に、透明または半透明の袋に入れて有害ごみの収集日に出してください。



写真の炭酸ガスシリンダーは高硬度の金属製で長さは6~7cm



【電池を取り出せない小型家電類】

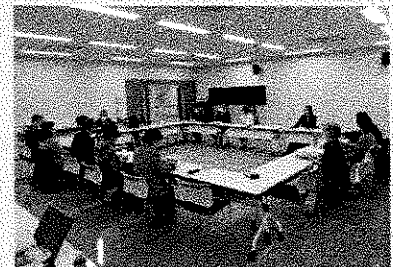
スマートフォン、電子タバコ、電動歯ブラシ、携帯ゲーム機、腕時計など

## 日野・国分寺・小金井3市は 『もやせるごみ』を共同処理しています

日野・国分寺・小金井3市の可燃ごみは共同で設立した「浅川清流環境組合」で処理しており、3市で、更なるごみ減量へ向けた各種施策を共同で行っています。また、「3市ごみ減量推進市民会議」を組織し、3市へ施策の提案をしています。



小学生向け冊子



3市ごみ減量推進市民会議全体会の様子

### ～3市ごみ減量推進市民会議とは～

3市の市民が中心となり、ごみ減量施策や情報発信などについての検討・意見交換会などを実施。現在2つの分科会に分かれて、それぞれの提案を検討しています。

#### 3市共同で実施した施策

てまえどりの推進

手前にある賞味期限が近い物から購入するよう推奨することで、店舗での食品ロスを削減する。

水銀回収キャンペーン

水銀を使用している体温計や温度計などを回収することで、もやせるごみに水銀が混入することを防ぐ。

#### 3市ごみ減量推進市民会議のこれまでの成果物

情報発信・環境学習グループ

可燃ごみ処理施設見学時の施設説明の資料として、小学生向け冊子（『私たちの可燃ごみ処理施設』）を作成。

ごみ減量施策グループ

家庭における食品ロス意識調査（WEBアンケート）を実施。

今後は、3市行政が連携して、いただいた提案を施策に活かしてまいります。

## ポイ捨て、路上喫煙はやめましょう

市では平成18年10月1日から「国分寺市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例」を施行しています。条例では市内全域でタバコの吸殻、ガムのかみかす、紙くず、缶、ビン、ペットボトル等のポイ捨てを禁止しています。また、国分寺・西国分寺・恋ヶ窪駅周辺等人通りの多い地区では、喫煙ポイント以外での路上喫煙を禁止しています。

清潔で、健康なまちづくりのために、ポイ捨て及び禁煙地区内での路上喫煙は絶対しないようにしましょう。また、禁煙地区外でもポイ捨てをしないように携帯灰皿を使用しましょう。乳児、児童や人通りが多い場所での喫煙はやめましょう。

→環境対策課 環境対策係 ☎042-328-2191

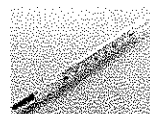
## STOP-the-水銀

ここ最近、もやせるごみに水銀が混入し、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が一時的に測定されました。

基準を超過した場合、施設の稼働停止やごみ搬入停止につながり、ごみ処理に重大な影響を及ぼします。水銀を含むごみは必ず有害ごみに出し、他のごみの中には絶対に混入させないでください。

詳しくは、同組合 <https://cms.upcs.jp/asakawa/>

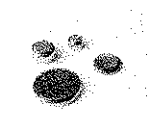
### 主に水銀が含まれているもの



体温計



蛍光灯



ボタン電池（取り出せないおもちゃ・腕時計なども含む）



血圧計

透明・半透明の袋に入れて  
有害ごみへ

**RRR**  
Reduce Reuse Recycle  
3Rを推進しましょう

国分寺

## ごみダイエットかわらばん

第31号

令和6年3月15日発行

- 発行：ごみ減量推進課
- 編集：国分寺市廃棄物減量等推進委員会
- 連絡先：ごみ減量推進課 ☎042-300-5303

特集

—資源プラスチックの有料化に向けて—

## さあ始めよう！ プラスチック・スマート



資源プラスチックは、4月より分別方法が変わり、6月より有料になります。これは、プラスチック廃棄物の減量と資源化を促進する目的ですが、私たち市民の負担増になります。でも、私たちが意識を変え行動を変えることで、収集袋のサイズを半分にすることは可能です。有料化に向けて、「プラスチック・スマート」を実行しましょう。

## 1. プラごみを減らす行動

プラごみになる物は、出来るだけお家に持ち込まない考えで自分の行動を見直しましょう。

[プラごみ減量の具体例]

- 外出にはマイバッグやマイボトルを携帯する。
- スプーンやストローなどの使い捨てプラは、もらわない。
- 野菜などは、包装していない地元産のものを購入する。
- 各種詰替商品を積極的に使用する。  
(ボトルより70～80%プラ削減になる)
- 簡易包装の商品を選んで購入する。
- プラスチック代替商品を選んで購入する。
- 環境マークを参考に、環境にやさしい商品を選ぶ。



## 2. 資源プラ排出の一工夫

資源プラスチックは、軽いですがかさばります。でも、ひと手間かければ袋のサイズを半分にできます。

[手順] (推進委員の実践例)

- ①食器洗いと並行してトレー等の汚れも落とす。
- ②トレー等が乾いたらハサミで平らになるように切る。
- ③お菓子などのプラ袋、包装用プラは畳んで縛って小さくする。
- ④収集袋に入れる時はなるべく大きさを揃えて押し込む。

[ポイント]

- ・ハサミは良く切れるハサミを使う。(ストレス防止)

細断すると写真のように約半になります。



## 3. リサイクル推進協力店の積極利用

近郊のリサイクル推進協力店で買い出し、使用後の容器等は回収ルールを守って協力店に返却しましょう。



| 店舗名                | 場所      | 店頭回収品目(令和6年3月現在)              |
|--------------------|---------|-------------------------------|
| 国分寺マルイ 食遊館         | 南町3丁目   | ペットボトル・紙パック類・食品トレー            |
| マルエツ 国分寺南口店        | 南町3丁目   | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー           |
| 西友 国分寺店            | 本町2丁目   | ペットボトル・紙パック類・食品トレー            |
| オーケー 国分寺店          | 本多2丁目   | ペットボトル・紙パック類・食品トレー・新聞・雑誌      |
| いなげや 国分寺東恋ヶ窪店      | 東恋ヶ窪2丁目 | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー           |
| サミットストア 恋ヶ窪店       | 東恋ヶ窪5丁目 | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー・アルミ缶      |
| オーケー 西国分寺店         | 西恋ヶ窪1丁目 | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー           |
| いなげやina21 国分寺西恋ヶ窪店 | 西恋ヶ窪3丁目 | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー・卵パック      |
| 東武ストア 西国分寺店        | 泉町3丁目   | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー           |
| 綿半ホームメイド 国分寺店      | 日吉町3丁目  | *ペットボトル・ダンボール・新聞・雑誌           |
| コープみらい コープ 国分寺店    | 日吉町3丁目  | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー・卵パック・アルミ缶 |
| コープみらい コープ国分寺内蔵店   | 内蔵1丁目   | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー・卵パック・アルミ缶 |
| コープみらい コープ 井天通り店   | 西町4丁目   | *ペットボトル・紙パック類・食品トレー・卵パック・アルミ缶 |

(注)\*ペットボトルはキャップも回収

## 推進委員会の活動紹介

国分寺市廃棄物減量等推進委員会は、市長から廃棄物減量等推進委員の委嘱を受けた者で構成するボランティア団体で、市と連携して廃棄物減量等の推進に関する啓発活動を行っています。今年度の推進委員会の活動状況をご紹介します。

## ☆イベントでのごみ分別クイズ

- ・並木公民館まつり (5月)
- ・北の原地域センターまつり (8月)
- ・並木公民館子どもまつり (9月)
- ・ふれあいまつり もとまち (10月)
- ・光公民館まつり (10月)
- ・国分寺まつり (11月)

## ☆ごみ減量・分別説明会

- ・国分寺難病の会 (5月)
- ・光公民館環境講座 (9月)
- ・三小4年生出前授業 (10月)
- ・本多公民館環境講座 (3月)

## ☆もったいない食器市

- ・ふれあいまつり もとまち (10月)
- ・リサイクル家具販売会&もったいない食器市 (12月)



ごみ分別クイズ



ミニ食器市



令和6年度版 国分寺市清掃事業概要 (令和5年度実績)

(発行) 令和6年11月

(編集) 建設環境部環境対策課 ごみ減量推進課

電話 042 (300) 5300・5303